

平成 25 年 8 月 30 日
 金融庁

平成 24 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る 政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 24 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案につきまして、平成 25 年 6 月 27 日（木）から平成 25 年 7 月 29 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8 の個人及び団体より延べ 15 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 本件の政令・内閣府令の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令と併せて、平成 25 年 9 月 4 日（水）に公布される予定です。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 24 年 9 月 12 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 25 年 9 月 6 日（金）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 25 年 9 月 4 日（水）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令についても、平成 25 年 9 月 6 日（金）から施行されることとなります。

○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等	[別紙 1-1 (PDF: K)]	[別紙 1-2 (PDF: K)]

○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等 ・金融商品取引業等に関する内閣府令等 	[別紙 2-1 (PDF: K)]	[別紙 2-2 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の政令・内閣府令については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施

しておりません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただきます。

平成 26 年 2 月 21 日
金融庁

**平成 24 年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る
政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）に対するパブリック
コメントの結果等について**

1. **パブリックコメントの結果**

金融庁では、平成 24 年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）につきまして、平成 25 年 12 月 13 日（金）から平成 26 年 1 月 14 日（火）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、5 団体より延べ 15 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙 1 を御覧ください。

2. **本件の政令・内閣府令等の公布**

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年 2 月 26 日（水）に公布される予定です。

3. **施行日**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）のうち、総合取引所関係の規定の施行日は、「公布の日（平成 24 年 9 月 12 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 3 月 11 日（火）となります。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年 2 月 26 日（水）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 3 月 11 日（火）から施行されることとなります。

注）なお、金融商品取引業者に対する行為規制に係る部分については、引き続き検討を行っているところであり、成案が得られ次第、パブリックコメントに付し、公布・施行することとなります。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課市場取引対応室
（内線 3628、2410、2639）

（別紙 1）コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

（別紙 2）金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（PDF：KB）

（別紙 3）金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（PDF：KB）

- (別紙4) 投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令 (PDF : KB)
- (別紙5) 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正 (PDF : KB)
- (別紙6) 金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部改正 (PDF : KB)
- (別紙7) 清算機関・振替機関等向けの総合的な監督指針の一部改正 (PDF : KB)

平成 25 年 6 月 28 日
金融庁

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令について

第 183 回国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 25 年 6 月 19 日に公布されたところです。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ等に係る規定については、公布の日から起算して 20 日を経過した日（平成 25 年 7 月 9 日（火））から施行されます。
当該規定の施行に伴い、所要の規定の整理を行うための「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」が本日閣議決定されました。本政令は、平成 25 年 7 月 3 日（水）に公布される予定です。

なお、本政令は、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

（注）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、公布後 9 月以内、公布後 1 年以内及び公布後 1 年 6 月に施行する部分に係る政令・内閣府令等については、本件には含まれておりません。これらの政令・内閣府令等につきましては、別途パブリックコメントを実施する予定です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局市場課（内線 3618、3525）

（別紙）金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（PDF：KB）

平成 26 年 3 月 5 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（9 ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 25 年金融商品取引法等改正（9 ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等につきまして、平成 25 年 12 月 13 日から平成 26 年 1 月 14 日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、6 の個人及び団体より延べ 24 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙（PDF： KB）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、平成 26 年 2 月 28 日（金）に閣議決定されており、内閣府令等と併せて、本日公布されております。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 25 年 6 月 19 日）から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 3 月 6 日（木）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年 2 月 28 日（金）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 3 月 6 日（木）から施行されることとなります。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局企画課信用機構企画室
（内線 3572、3598）

（別紙）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF： KB）

平成 26 年 1 月 24 日
 金融庁

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（1 年以内施行）に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（1 年以内施行）に伴う関係政令の整備等に関する政令案につきまして、金融商品取引法施行令等改正案は平成 25 年 10 月 28 日（月）から平成 25 年 12 月 4 日（水）にかけて、銀行法施行令改正案は平成 25 年 11 月 8 日（金）から平成 25 年 12 月 9 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、9 の個人及び団体より延べ 31 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

2. 本件の政令

本件の政令は、平成 26 年 1 月 21 日（火）に閣議決定されており、本日公布されております。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年 6 月 19 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 4 月 1 日（火）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年 1 月 21 日（火）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令についても、平成 26 年 4 月 1 日（火）から施行されることとなります。

○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	[別紙 1 - 1 (PDF: K)]	[別紙 1 - 2 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の政令については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
 総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

平成 26 年 2 月 14 日
 金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る内閣府令案等 に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（1 年以内施行）等に係る内閣府令案等につきまして、平成 25 年 11 月 21 日（木）から平成 25 年 12 月 20 日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、12 の個人及び団体より延べ 69 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

2. 本件の内閣府令

本件の内閣府令は、本日公布されております。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年 6 月 19 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 4 月 1 日（火）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年 1 月 21 日（火）に閣議決定されており、平成 26 年 1 月 24 日（金）に公布されております。）

本件の内閣府令についても、平成 26 年 4 月 1 日（火）から施行されることとなります。

○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（新設）	[別紙 1 - 1 (PDF: K)]	[別紙 1 - 2 (PDF: K)]
	概要	具体的な内容
金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙 2 - 1 (PDF: K)]	[別紙 2 - 2 (PDF: K)]

○ 本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	[別紙3 (PDF: K)]
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	[別紙4 (PDF: K)]

○ 本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙5 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の内閣府令については、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただきます。

平成 26 年 3 月 31 日
 金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果について

金融庁では、平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案につきまして、平成 25 年 12 月 27 日（金）から平成 26 年 1 月 27 日（月）（銀行法等の一部改正に伴う経過措置については、平成 26 年 2 月 17 日（月）から平成 26 年 3 月 18 日（火））にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、16 の個人及び団体より延べ 51 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は [別紙 1 \(PDF: KB\)](#) を御覧ください。

具体的な改正等の内容については（別紙 2）～（別紙 41）をそれぞれ御参照ください。

2. 公布・施行日について






本件の内閣府令等は本日付で公布され、平成 26 年 4 月 1 日（火）から施行されます。

○本件で公表する内閣府令

内閣府令	具体的な内容
1 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）	別紙 2 (PDF: KB)
2 金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和 43 年大蔵省令第 27 号）	別紙 3 (PDF: KB)
3 長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）	別紙 4 (PDF: KB)
4 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）	別紙 5 (PDF: KB)
5 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号）	別紙 6 (PDF: KB)
6 貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）	別紙 7 (PDF: KB)
7 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）	別紙 8 (PDF: KB)

内閣府令	具体的な内容
8 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）	 別紙 9 (PDF: KB)
9 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第9号）	 別紙 10 (PDF: KB)
10 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）	 別紙 11 (PDF: KB)
11 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）	 別紙 12 (PDF: KB)
12 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）	 別紙 13 (PDF: KB)
13 信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）	 別紙 14 (PDF: KB)
14 投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）	 別紙 15 (PDF: KB)
15 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）	 別紙 16 (PDF: KB)
16 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第9号）	 別紙 17 (PDF: KB)
17 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第7号）	 別紙 18 (PDF: KB)

○本件で公表する共管命令

共管命令	具体的な内容
1 労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）	 別紙 19 (PDF: KB)
2 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）	 別紙 20 (PDF: KB)
3 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）	 別紙 21 (PDF: KB)
4 農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）	 別紙 22 (PDF: KB)
5 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の	 別紙 23 (PDF: KB)

共管命令	具体的な内容
制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）	

○本件で公表する告示

告示	具体的な内容
1 銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 220 号）	 別紙 24 (PDF: KB)
2 銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成 14 年金融庁告示第 34 号）	 別紙 25 (PDF: KB)
3 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成 14 年金融庁告示第 35 号）	 別紙 26 (PDF: KB)
4 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号）	 別紙 27 (PDF: KB)
5 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 20 号）	 別紙 28 (PDF: KB)
6 長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 222 号）	 別紙 29 (PDF: KB)
7 長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成 14 年金融庁告示第 36 号）	 別紙 30 (PDF: KB)
8 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 39 号）	 別紙 31 (PDF: KB)
9 信用金庫法第五十四条の二十一第八項の規定に基づく従属	 別紙 32 (PDF: KB)

告示	具体的な内容
業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等（平成14年金融庁告示第40号）	
10 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）	 別紙 33 (PDF: KB)
11 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成18年金融庁告示第34号）	 別紙 34 (PDF: KB)
12 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成10年金融監督庁・大蔵省告示第42号）	 別紙 35 (PDF: KB)
13 信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成18年金融庁告示第35号）	 別紙 36 (PDF: KB)
14 信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成18年金融庁告示第37号）	 別紙 37 (PDF: KB)
15 預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件（平成26年金融庁告示第18号）	 別紙 38 (PDF: KB)
16 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成10年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第7号）	 別紙 39 (PDF: KB)
17 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成18年金融庁・厚生労働省告示第3号）	 別紙 40 (PDF: KB)
18 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第4号）	 別紙 41 (PDF: KB)

なお、本件のうち、一部の内閣府令等については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3570、3684）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

平成 26 年 6 月 27 日
 金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、金融商品取引法施行令等改正案を平成 26 年 4 月 25 日（金）から平成 26 年 5 月 26 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、29 の個人及び団体より延べ 104 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 本件の政令・内閣府令

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年 7 月 2 日（水）に公布されることとなります。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年 6 月 19 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 12 月 1 日（月）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年 7 月 2 日（水）に公布されることとなります。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 12 月 1 日（月）から施行されることとなります。

ただし、一部の改正については、以下のとおり施行又は適用されることとなります。

- ・別紙 2 - 1 II 3 及び金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十三号の改正については、平成 26 年 7 月 22 日から施行されることとなります。
- ・別紙 2 - 1 VII 4 の改正については、平成 27 年 4 月 1 日以後に提出される事業報告書について適用されることとなります。
- ・別紙 6 の改正については、本日より適用されることとなります。

4. 投資信託及び投資法人に関する Q & A

投資信託及び投資法人に関し、別紙 7 及び 8 のとおり、Q & A を公表しました。

○ 本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する	[別紙 1 - 1 (PDF: K)]	[別紙 1 - 2 (PDF: K)]

政令		
----	--	--

○ 本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙 2 - 1 (PDF: K)]	[別紙 2 - 2 (PDF: K)]

○ 本件で公表する共管命令

	概要	具体的な内容
社債、株式等の振替に関する命令	[別紙 3 - 1 (PDF: K)]	[別紙 3 - 2 (PDF: K)]
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	[別紙 4 - 1 (PDF: K)]	[別紙 4 - 2 (PDF: K)]

○ 本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	[別紙 5 (PDF: K)]

○ 本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙 6 (PDF: K)]

○ 本件で公表するQ & A

	具体的な内容
投資信託に関するQ & A	[別紙 7 (PDF: K)]
投資法人に関するQ & A	[別紙 8 (PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の政府令については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1 - 1 ~ 2 - 2、7、8）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3621、2386）

（別紙 3 - 1、3 - 2）について…総務企画局市場課市場企画管理官室（内線 3687）

（別紙 4 - 1、4 - 2）について…総務企画局企画課調査室（内線 3911、3514）

（別紙 5）について…総務企画局企業開示課（内線 3669）

（別紙 6）について…監督局証券課（内線 3724）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただきます。

金融商品取引法等の一部を改正する 法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料

平成26年5月
金融庁

目次

I. 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	1
II. 投資型クラウドファンディングの利用促進	2
III. 新たな非上場株式の取引制度	3
IV. 金商業者の事業年度規制の見直し	4
V. 新規上場に伴う負担の軽減	5
VI. 上場企業の資金調達の円滑化等	6
VII. ファンド販売者に対する規制の見直し	8
VIII. 金融指標に係る規制の導入	9
IX. 電子化された株券等の没収手続の整備	10
X. その他の改正事項	11
XI. 施行スケジュール	12

I. 金融商品取引法等の一部を改正する 法律の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計の金融資産を成長マネーに振り向けられるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

成長戦略を金融面から加速・強化

市場の活性化
(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

投資型クラウドファンディング^(注)の利用促進

- ◆ 少額（募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入等

(注) 新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

- ◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度^(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注) 現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

- ◆ 「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる設定をすることを許容

(注) この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化
(新規上場の促進や資金調達への円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

(注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除く）
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等）等

(注) 上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止
- ◆ 第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付け等

金融指標に係る規制の導入

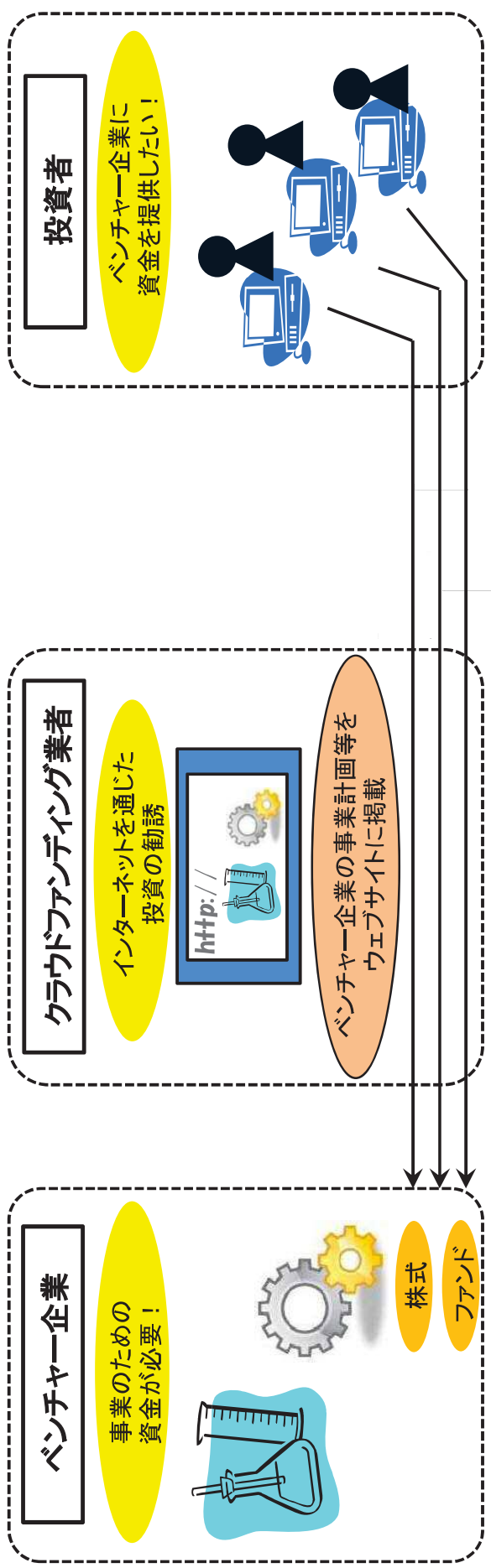
- ◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入等

電子化された株券等の没収手続の整備

- ◆ 不正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

II. 市場の活性化 (新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

投資型クラウドファンディングの利用促進(第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係)



《現状》 ・ 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。

(「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者 ～兼業規制あり、最低資本金5,000万円)

(「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者 ～兼業規制なし、最低資本金1,000万円)

・ 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

投資者保護のための
ルールの整備

- ・ 少額^(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととともに、登録に必要な最低資本金基準^(注2)を引下げ。(第29条の4の2、政令)
- ・ 非上場株式の勧誘を、少額^(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。(自主規制規則)
- ・ 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。
(第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)

(注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

(注2) 第一種金融商品取引業者：(現行)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者：(現行)1,000万円 ⇒ 500万円。

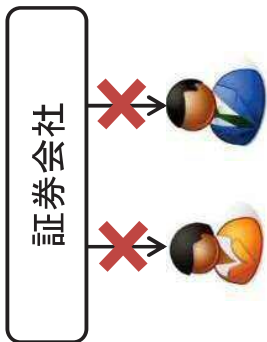
新たな非上場株式の取引制度(第67条の18関係)

非上場企業(地域に根差した企業や新興企業など)の株式：取引・換金ニーズが存在。

現行制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)

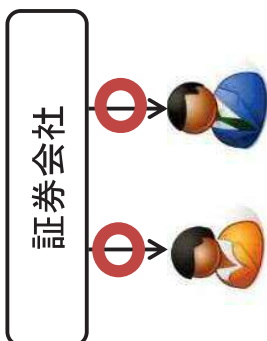
【一般の非上場株式の場合】



・ **投資勧誘は原則禁止。**

- ・ 一方で、非上場株式は、流通性が乏しいことも踏まえ
 - インサイダー取引規制
 - 開示義務
- の適用対象外。**

【グリーンシート銘柄の場合】



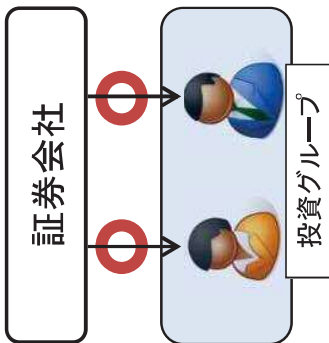
・ **投資勧誘が可能。**

- ・ 一方で、グリーンシート銘柄は、高い流通性に鑑み、
 - インサイダー取引規制
 - 開示義務(自主規制)
- の適用対象。**
- ⇒ **非上場企業にとって大きな負担。**

グリーンシート銘柄制度の利用は**低迷**。

新制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)



・証券会社は、「投資グループ」を組成

- (注)投資グループのメンバーとして想定される者
- ✓ 当該企業の役員・従業員
 - ✓ 当該企業の株主・取引先
 - ✓ 当該企業から財・サービスの提供を受けている者 等

・ **「投資グループ」のメンバーに限って、投資勧誘が可能。**

- ・ 一方で、新制度の対象銘柄は、高い流通性を持たないため、一般の非上場株式に準じた規制内容に、
 - インサイダー取引規制は**適用対象外《改正後》**。(第67条の18)
 - 開示の負担も**軽減**(自主規制)

⇒ **非上場企業の負担を大幅に軽減。**


非上場株式の取引・換金ニーズに
応えられるような制度となることを期待。

金商業者の事業年度規制の見直し(第46条関係)

背景

- 現在、証券会社について「統一的な監督」を行う必要から、事業年度(3月期決算)を法定(第46条 事業年度)。
- このため、例えば12月決算を行っている外国証券会社や、日本に現地法人・支店を設立して業務を行う場合、本国と日本それぞれにおいて時期を異にする決算書類や当局提出書類を作成する必要があり、過重な事務負担が存在。
- こうした中、四半期決算の導入等により、統一的な法定の事業年度を設ける監督上の必要性は減少。

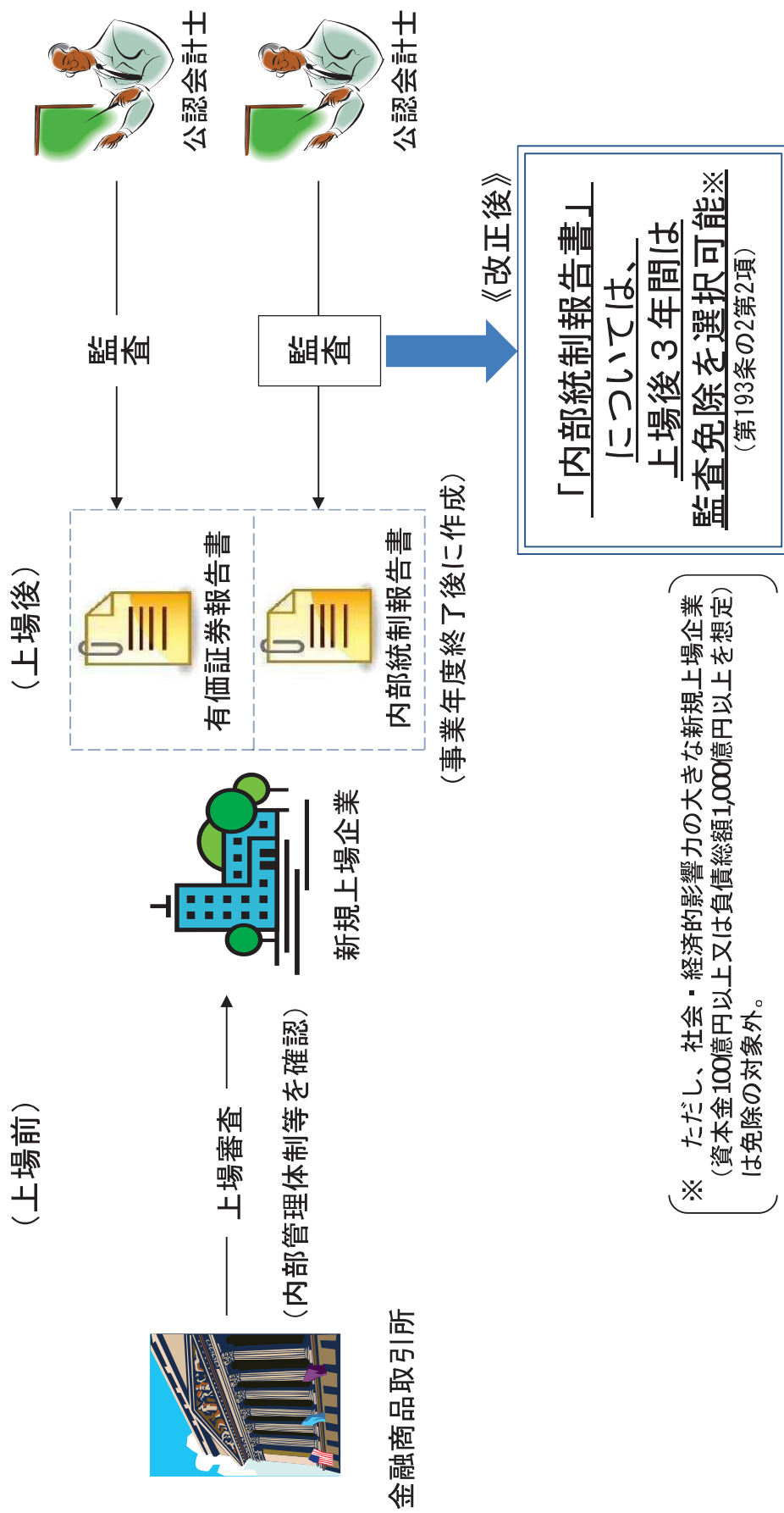
事業年度規制の現状と改正後

	《現状》	《改正後》
第一種金商業者	規制あり (3月期決算(4月～翌3月))	 規制なし
第二種金商業者	規制なし	
投資運用業者		
投資助言・代理業者		

Ⅲ. 市場の活性化 (新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減（第193条の2第2項関係）

- 新規上場を躊躇させる要因の一つとして、「内部統制報告書」に係る負担が重いと指摘。
- 一方で、新規上場企業は、上場前に、金融商品取引所から厳格な上場審査を受けている。



大量保有報告制度における自己株式の取扱いの見直し(第27条の23第4項関係)

《現状》

- 上場企業の株式の大量保有者は、
 - ・ 「株券等保有割合」が5%超となった日から、5営業日以内に「大量保有報告書」を提出しなければならぬこととされている(大量保有報告制度)。

- ▶ 当該制度の目的は、大量の株券の保有状況が、投資者にとって重要な情報であることから、それを開示すること。
- ▶ 一方で、「自己株式」については、当該上場企業は議決権を有しないため、「大量保有報告書」を提出させる必要性は、通常の株式に比べ限定的。

《改正後》

- 大量保有報告制度の適用対象から「自己株式」を除外。(第27条の23第4項 大量保有報告書の提出)

流通市場における虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任（第21条の2関係）

- 企業が虚偽の開示書類を提出した場合の責任（第21条の2 虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

	発行市場	流通市場
責任	無過失責任	無過失責任 ⇒ 過失責任へ《改正後》 (ただし、提出会社側に無過失の挙証責任を負わせる)

- ⇒ 以下の理由から、今回、「流通市場」における提出会社の「無過失責任」を「過失責任」に見直し。
- ✓ そもそも損害賠償責任は、「過失責任」が原則。
 - ✓ 「発行市場」では、提出会社は投資者から払込みを受けており、無過失であっても返還させるのが公平。一方で、「流通市場」では、提出会社に利得がないため、返還の原資は、結局は他の株主等が負担。
 - ✓ 近年、課徴金制度の進展や内部統制報告書制度の導入等、違法行為抑止のための他の制度が充実。
- ⇒ 併せて、損害賠償を請求できる者についても、以下のとおり改正。

《現状》 取得者 ⇒ 《改正後》 取得者＋処分者（他の主要国も同様の制度）

(注)虚偽記載により損害を被る者は「取得者」だけでなく、場合によっては「処分者」もありうるため。

IV. 市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し(第40条の3の2、第29条の3の2、第29条の4関係)

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

- ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

- 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。
(第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)



国内拠点設置等の義務付け

- 海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

- ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。
(第29条の4 登録の拒否)

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会(自主規制団体)への加入促進

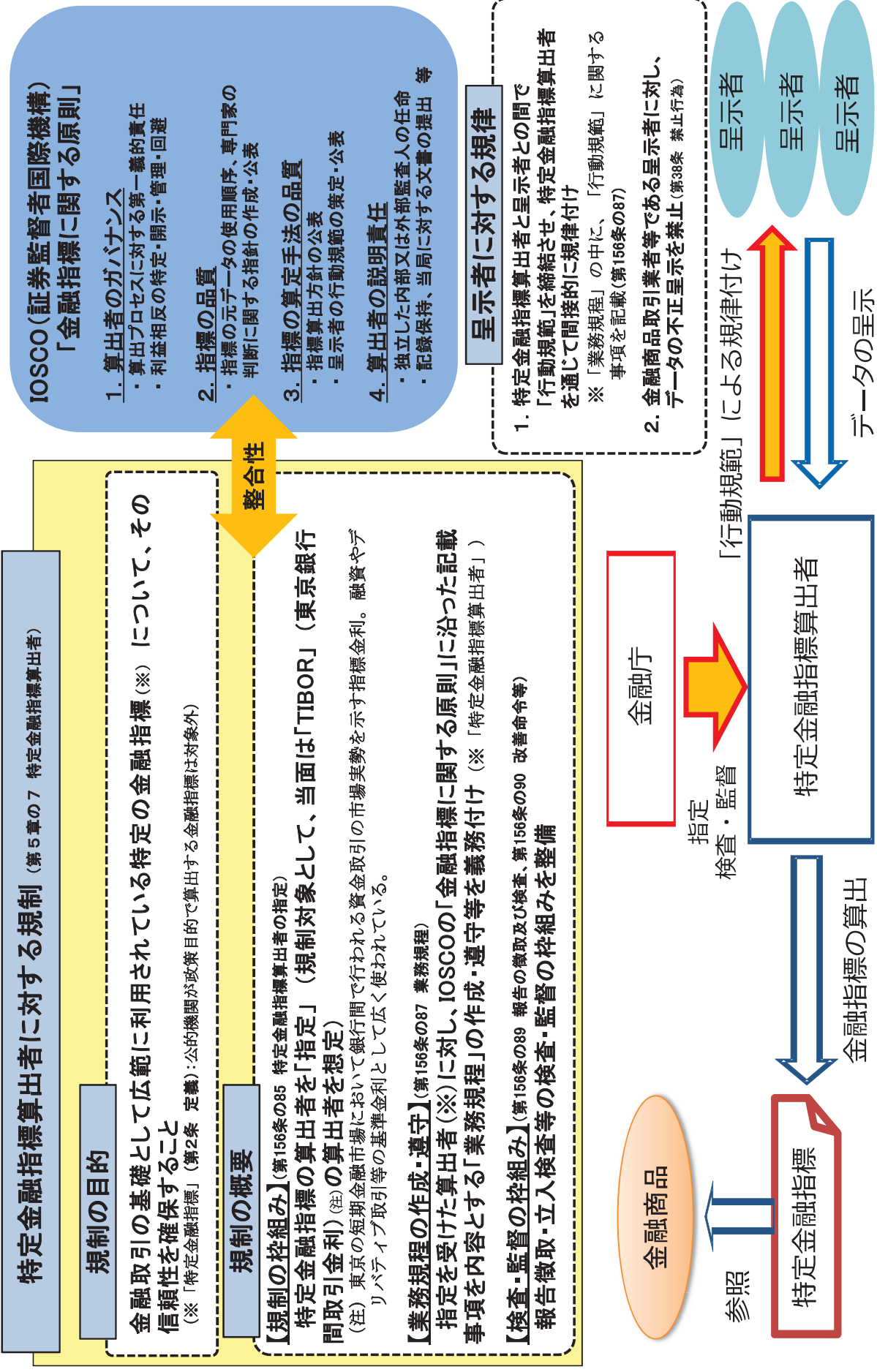
- 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則(自主規制ルール)が適用されない。

《改正後》

- 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。
- 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。(第29条の4 登録の拒否)

※証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

金融指標に係る規制の導入(第2条第40項、第38条、第5章の7関係)



電子化された株券等の没収手続の整備（第209条の2～第209条の7関係）

《現状》

金商法上、犯人が犯罪行為により得た財産等は没収の対象。

【対象となる犯罪】 不正取引（インサイダー取引等）、損失補てん

【対象となる財産】 有体物、無体財産（金銭債権等）

- 「有体物」については、刑事訴訟法の規定により没収可能。
- 一方で、「無体財産」については、没収に係る手続規定がないため、没収不可。
 - － 「社債、株式等の振替に関する法律」（平成16年成立）により、従来有体物として没収可能であった株券等が電子化（＝無体財産）されたため、問題点がさらに拡大。

更に、…

東京地裁判決（平成25年11月22日）において、「犯人がインサイダー取引により取得した電子化された株券を没収することができず、追徴を科しても犯人の手元に値上がり分の利益が残ってしまう」という問題点が指摘された。

《改正の内容》（第209条の2～第209条の7）

電子化された株券等、「無体財産」の没収に係る手続規定を整備

（第209条の5 没収された債権等の処分等）

V. その他の改正事項

その他の改正事項

・ 訂正発行登録書の提出に係る見直し

「発行登録書」を提出している企業が「有価証券報告書等」を提出した場合には、その都度、「訂正発行登録書」の提出を求めているが、「有価証券報告書等」は定期的提出されるものであるため、EDINETを通じて投資者が容易に知ることが可能。

⇒ 上記のような場合には、「訂正発行登録書」の提出を要しないこととする。(第23条の4 訂正発行登録書の提出)

・ 大量保有報告制度の見直し

大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

- 変更報告書の同時提出義務を廃止する。(第27条の25第3項 大量保有報告書に係る変更報告書の提出)
- 短期大量譲渡報告における記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外する。(第27条の25第2項 大量保有報告書に係る変更報告書の提出)
- 訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。(第27条の28 大量保有報告書等の公衆縦覧)
- 大量保有報告書等の写しを発行企業に対して送付する義務を免除する(公衆の縦覧に供されるEDINETを通じて提出されたことが条件)。(第27条の30の6 金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知)

・ 金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加

金融商品取引業者等の登録拒否事由として、「登録取消処分前に廃止等の届出をした者について、当該届出の日から5年を経過しないこと」を追加する。(第29条の4 登録の拒否)

・ 金融商品取引所の業務の追加

金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、金融取引主体に世界共通の方式で付番する国際的な取組が進展。

⇒ 諸外国では取引所が付番業務を行っている実例があることを踏まえ、金融商品取引所の業務範囲の一つとして、「付番業務」を追加する。(第87条の2 業務の範囲)

VI. 施行スケジュール

施行スケジュール

- 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。
- ただし、
 - 「金業者の事業年度規制の見直し」
 - 「電子化された株券等の没収手続の整備」
 - ⇒ 公布の日から6月以内で政令で定める日から施行。
 - 「金融商品取引所の業務の追加」
 - ⇒ 公布の日から施行。

外国会社の有価証券報告書提出義務の免除

《提出義務の免除》

	内国会社	外国会社
株主数が5年間継続して300名未満となった場合	○	× ⇒ <u>改正により</u> ○
株主数が25名未満となった場合 ほか	○	○

平成 25 年9月6日
金融庁

平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、平成 24 年3月 30 日に「[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について](#)」を公表し、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 24 年度の実施結果を取りまとめましたので、[別紙](#)のとおり公表します。

(概要)

- 法令改正関係審査：平成 24 年3月 31 日を決算期末とするすべての有価証券報告書の提出会社(計 2,818 社)に対して、法令改正に関する審査を実施した結果、概ね新たな開示制度への対応がなされていることが確認されました。
- 重点テーマ審査、情報等活用審査：平成 24 年3月 31 日から平成 25 年3月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社(4,042 社)のうち、一定の条件に該当する会社(328 社：重点テーマ審査 319 社、情報等活用審査 9 社)に対して、審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、のれんの計上・減損損失等に関する不明瞭な記載や、関連当事者取引に関する記載漏れ等、適切な開示がなされていない事例が確認されました。

(参考)平成 25 年度(平成 25 年3月期以降)の有価証券報告書レビューの実施内容については、「[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項\(平成 25 年3月期版\)と有価証券報告書レビューの実施について](#)」(平成 25 年3月 29 日公表)を参照してください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3666、2769)

平成 25 年 12 月 10 日
金融庁

平成 25 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、平成 25 年 3 月 29 日に「[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年 3 月期版）と有価証券報告書レビューの実施について](#)」を公表し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 25 年 3 月期の有価証券報告書に対する「法令改正関係審査」について実施結果を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。提出会社におかれましては、今後、有価証券報告書を作成する際に、実施結果を十分踏まえ、適切に開示していただくようお願いします。

（概要）

平成 25 年 3 月 31 日を決算日とする全ての有価証券報告書の提出会社（2,788 社）に対して、平成 24 年 3 月 30 日に改正された社外取締役及び社外監査役に関する記載内容に係る調査票の提出を求め、審査を実施しました。

審査の結果、記載すべき事項が記載されていない事例（計 65 社、96 件）や、記載内容が不十分な事例（計 13 社、18 件）が確認されました（重複：計 5 社）。これらの提出会社に対しては、有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう要請し、73 社全てから訂正報告書が提出されています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

平成 26 年 3 月 31 日
金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成 26 年 3 月期版)

平成 26 年 3 月期以降の有価証券報告書の作成に当たって留意が必要な事項等を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項

平成 26 年 3 月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は以下のとおりです（一部、早期適用されているものもあります）。詳細については別紙 1 をご参照ください。

- ・ [「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正](#)
- ・ [「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正](#)
- ・ [単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正](#)

2. 最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

最近の課徴金事案及び自主訂正事案において、以下の点などについて不適切な会計処理が認められています。詳細については、別紙 2 をご参照ください。

- ・ 売上の過大計上・前倒し計上
- ・ 固定資産（不動産）の減損損失の過少計上
- ・ 固定資産（のれん）の減損損失の不計上 など

3. 有価証券報告書レビュー（平成 25 年 3 月期以降）を踏まえた留意事項

平成 25 年 3 月期以降の有価証券報告書を対象とした有価証券報告書レビュー（現在、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施中）において、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を別紙 3 のとおり取りまとめたので、ご参照ください。

なお、平成 25 年 3 月期を対象とした法令改正関係審査については、審査を終了し、実施結果を公表（平成 25 年 12 月 10 日）しておりますので、併せてご参照ください。

- ・ [平成 25 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

平成 26 年 3 月 31 日
金融庁

有価証券報告書レビューの実施について(平成 26 年 3 月期以降)

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」と連携し、平成 24 年より、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。平成 26 年 3 月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしたため、公表します。

1. 法令改正関係審査

本審査は、法令改正により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された事項のうち、特に重要な事項について記載内容をアンケート形式で審査するものです。

今回は、平成 24 年 5 月に公表された「退職給付に関する会計基準」等を踏まえて改正された連結財務諸表規則等が平成 26 年 3 月期より適用されることから、同規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかを審査します。

このため、以下のすべての要件に該当する企業におかれては、別添の「調査票」に回答を記入し、所管の財務局等へ、平成 26 年 7 月 15 日(火)までにご提出いただくようお願いすることとなります。具体的な手続き等については、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

- ・ 平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする連結財務諸表を作成している。
- ・ 退職給付制度を採用している。
- ・ 連結財務諸表を日本基準で作成している。

2. 重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 26 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる企業には、所管の財務局等より別途ご連絡いたします。

- ・ 退職給付
- ・ 企業結合及び事業分離等
- ・ 固定資産の減損

3. 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（[ディスクロージャー・ホットライン](#)）

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について (警告書の発出を行った発行会社等)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町 2-1	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目 2-22、東京都中央区日本橋蛸殻町 1-2-3	平成 26 年 2 月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 1 8 5 9 番地 7	旧所在地：大阪府中央区天満橋京町 2 番 6 号	平成 24 年 10 月
株式会社 NSJ	大阪府中央区今橋一丁目 7 番 19 号	旧所在地：大阪府西区北堀江一丁目 1 番 23 号	平成 24 年 6 月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒 326 番地 9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町 571 番地	平成 22 年 11 月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11 御成門小田急ビル 9 階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年 6 月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

平成25年11月14日
金融庁

公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

1. 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成21年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融4団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂してきました。
2. アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。
3. 加えて、近年、公認会計士及び監査業界を巡っては、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として低減傾向にあることといった新たな課題が生じてきており、こうした課題についても幅広い関係者が認識を共有し、対話を行っていくことが必要と考えられます。
4. このため、今回の意見交換会では、関係者によるアクションプランの取組状況や、金融庁が実施したアンケート（上場会社における公認会計士及び試験合格者の募集・採用実態に関して実施したもの）の結果を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。
5. なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。
 - （1）活動領域の拡大
公認会計士及び試験合格者が在籍している企業にヒアリングを行い、公認会計士等の採用に係るメリット・デメリットについて実態把握を行う。調査の結果は、公認会計士等の活用に関する企業向け広報資料を改訂する際に生かすとともに、日本公認会計士協会が作成する経済界向けの広報マテリアルや、同協会及び当局が主催する企業向け説明会等においても活用されるよう、同協会とも連携していく。
 - （2）組織内会計士協議会の活性化
日本公認会計士協会の組織内会計士協議会において、組織内会計士の属性別、業種毎の組織化及びそれに応じた施策を検討する。

(3) 公認会計士の魅力の向上策の検討

日本公認会計士協会等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について検討する。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

(別紙1) 当面のアクションプラン(平成25年度改訂)

(別紙2) 公認会計士等の募集・採用に関するアンケートの結果について

(別紙3) 公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会メンバー

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局 企業開示課 開示業務室
(内線 2768)

「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(平成25年6月19日)

企業会計審議会

審議会の経緯

- 2009年6月「中間報告」:
 - ①日本企業によるIFRS任意適用を容認(2010年3月期より)
 - ②強制適用の是非・時期を2012年末を目途に判断
- 2012年7月「中間的論点整理」:
 - ①IFRSの適用のあり方について、影響等を十分勘案しつつ、引き続き検討
 - ②単体や非上場の中小企業には非適用
- 2013年3月より、審議会を再開 → 「当面の方針」(同年6月19日)を取りまとめ

「当面の方針」の基本的考え方

- IFRSは今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことがとりわけ重要
- まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要
- IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない(当面、判断見送り)
(今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当)
- ⇒わが国としても、単一で高品質な国際基準の策定という目標を実現していくため、主体的に取り組むことが重要

「当面の方針」の3つの方針

- ①任意適用要件の緩和(平成25年10月に連結財務諸表を改正)
 - 「上場企業」「国際的な財務活動・事業活動を行う企業」の2要件を撤廃
 - 「体制整備が出来ている企業」の要件のみを残し、対象企業の範囲を拡大
- ②IFRSの適用の方法(修正国際基準の作成)
 - ピュアなIFRSに加え、日本の実情に即して修正したIFRSを作成(ASBJにおいて検討)
- ③単体開示の簡素化(開示負担の軽減)(平成26年3月に財務諸表等規則を改正)
 - 金商法の単体開示を、できるかぎり会社法の単体開示に揃える

IFRS任意適用会社(適用予定会社を含む) (2014年6月30日時点:計42社)

任意適用 上場会社(適用予定会社を含む) : 計42社

◆ 適用済み(27社)

- | | | | |
|------------|-----------|----------|--------------|
| ・日本電波工業 | ・HOYA | ・住友商事 | ・日本板硝子 |
| ・日本たばこ産業 | ・アンリツ | ・DeNA | ・SBIホールディングス |
| ・トーセイ | ・楽天 | ・中外製薬 | ・ネクソン |
| ・マネックスグループ | ・双日 | ・ソフトバンク | ・丸紅 |
| ・旭硝子 | ・アステラス製薬 | ・伊藤忠エネクス | ・三井物産 |
| ・第一三共 | ・そーせいグループ | ・リコー | ・武田薬品工業 |
| ・小野薬品工業 | ・伊藤忠商事 | ・三菱商事 | |

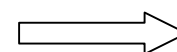
◆ 任意適用予定を公表(適時開示済)(15社)

- | | | | |
|------------|-----------------|-----------------|---------|
| ・ヤフー | ・日東電工 | ・エーザイ | ・エムスリー |
| ・ケーシン | ・セイコーエプソン | ・伊藤忠テクノソリューションズ | ・富士通 |
| ・参天製薬 | ・コニカミノルタ | ・日本取引所グループ | ・クックパッド |
| ・LIXILグループ | ・三菱ケミカルホールディングス | ・田辺三菱製薬 | |

国際会計基準（IFRS）任意適用要件の緩和

○ 以下の要件を満たした会社が、IFRS を適用して連結財務諸表を提出することができる（連結財務諸表規則第1条の2）。

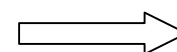
① 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること



撤 廃

②・有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること

・指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること



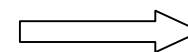
維 持

③ 当該会社、親会社、その他の関係会社等が次の要件のいずれかを満たすこと

(1) 外国の法令に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(2) 外国金融商品市場の規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(3) 外国に連結子会社（資本金の額が 20 億円以上のものに限り）を有していること



撤 廃

⇒ 本改正は昨年 10 月 28 日施行済み

単体開示の簡素化について(財務諸表等規則等の改正)

○ 本表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)に関しては、
下記の方針に沿って簡素化。

【方針1】 会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表とでは開示水準が大きく異ならないため、会社法に合わせる(会社法の要求水準に統一。)

○ 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、下記の方針
に沿って簡素化。

【方針2】 金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目については、
金商法の単体ベースの開示を免除する。(例:リース取引に関する注記)

【方針3】 上記「方針2」以外の場合の項目については、会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表等で開示水準が大きく異ならないものについては会社法に合わせる(会社法の要求水準に統一。)(例:担保資産の注記)

【方針4】 上記のいずれでもない項目については、その有用性等を改めて斟酌し、従来どおりの開示が必要か否かについて改めて検討し、必要な簡素化を行う。
(例:製造原価明細表)

⇒ 本改正は本年3月26日に施行済

平成 25 年 11 月 8 日
 金融庁

「IFRS 対応方針協議会」及び IFRS の任意適用の積上げについて

平成 25 年 11 月 8 日
 IFRS 対応方針協議会

平成 23 年 10 月、[公益財団法人財務会計基準機構\(FASF\)](#)、企業会計基準委員会(ASBJ)、一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、公益社団法人日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省、金融庁は、国際会計基準審議会(IASB)が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対し、我が国一体となった意見発信を行うため、「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」を設置した。

同協議会は、その後、アジェンダ・コンサルテーションの結果を踏まえた取組みや、国際会計基準審議会(IASB)に新たに設けられた会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応など、我が国の IFRS への対応に関して意見交換を行ってきた。

こうした中、本年 9 月 19 日に開催した同協議会において、以下の通り、(1)「IFRS 対応方針協議会」への改組とともに、(2) IFRS の任意適用の積上げに向けた各団体の取組みについて議論を行った。

(1) 「IFRS 対応方針協議会」への改組について

会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)が国際会計基準審議会(IASB)に新たに設置されるなど、諸情勢の変化を踏まえると、今後、さらに我が国一体となった IFRS への対応の強化を図ることが必要になると考えられるため、本協議会について、名称を「IFRS 対応方針協議会」に変更するとともに、IFRS に関連する我が国の市場関係者の意見の集約等を目的とすることとした。

(2) IFRS の任意適用の積上げに向けた各団体の取組み

本年 6 月に公表された企業会計審議会の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」、自由民主党 政務調査会 金融調査会 企業会計に関する小委員会の「国際会計基準への対応についての提言」、日本経済団体連合会の「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方」を踏まえ、IFRS の任意適用について議論を行ったところ、各参加団体より様々な取組みが行われていることが報告された。

この 9 月 19 日時点での報告に加え、その後の追加的な取組み(予定も含む)を含めて整理をすれば、以下の通り。

【各団体の取組み】

- IFRS を既に任意適用している企業等からなる「IFRS 実務対応検討会」を組成するとともに、IFRS の主要項目について、実務対応参考事例をとりまとめ、ホームページで公開し、IFRS の任意適用を検討中の企業の参考に供している。

また、財務諸表の作成者の視点で、民間レベルでの国際連携を図っている。
 (日本経済団体連合会)

- IFRS の任意適用の要件緩和に伴い、IPO を行う企業を含む広範囲な企業が対象となることを踏まえ、監査人が円滑に対応できるよう、適切な対策を講じることとしている。
具体的には、協会における体制を強化し、各監査人のための相談窓口を設置するなどの支援体制の構築を進めている。また、IFRS に関する研修を、一層充実させていく予定である。(日本公認会計士協会)
- IFRS の個別基準を必要に応じて削除又は修正して採択する「エンドースメントされた IFRS」を検討するために企業会計基準委員会 (ASBJ) に設置された「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」等へ参画することにより、財務諸表の利用者の視点から、IFRS の普及促進に協力している。(日本証券アナリスト協会)
- IFRS のエンドースメント手続の作業を速やかに進めていくこととしている。
また、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への参加などの国際対応を適切に行い、我が国の IFRS に関する意見発信を更に強化するとともに、IFRS に対する国内の市場関係者の理解促進を図っている。(企業会計基準委員会 (ASBJ))
- 本年度の企業行動表彰において、IFRS 適用に向けた積極的な取り組みを行っている企業を表彰対象とすることを予定している。
また、東証のホームページにおいて、IFRS を適用した企業名や当該企業による IFRS の適用実態などの情報を公表している。
さらに、IFRS の導入に際して不都合をきたすことがないように、必要な規則の整備を行っている。(東京証券取引所)
- 新株価指数「JPX 日経インデックス 400」(日本経済新聞社と共同開発) の銘柄選定基準において、IFRS の採用(及び採用予定)を加点要素としている。(東京証券取引所)
- 経済産業省に設置されている企業財務委員会等の場を利用し、企業経営の観点から、IFRS を含む会計基準上の課題についての実務的な検討を深め、国内関係者間における認識の共有を図ることとしている。(経済産業省)
- IFRS の任意適用の円滑化に向けた環境作りのため、IFRS の更なる改善に向けて、日本としてどう働きかけを行うか、関係者との検討を継続することとしている。
また、関係者とも協力しながら、米国、EU 等との国際的連携を更に深めることとしている。(金融庁、経済産業省等)
- 企業会計審議会の「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえて IFRS の任意適用の要件を緩和し、併せて期末に限らず各四半期等からでも IFRS を適用できるよう、連結財務諸表規則等を改正し、本年 10 月 28 日に公布(公布日即施行)した。(金融庁)

(参考)

なお、平成 21 年 7 月に、IFRS 導入にあたっての課題の整理、その対応についての方針・戦略を検討するために設置された「IFRS 対応会議」及び同会議のもとに設置された「国際対応委員会」、「教育・研修委員会」、「翻訳委員会」、「広報委員会」

及び「個別財務諸表開示検討委員会」については、以下のとおり、「IFRS 対応方針協議会」等に引き継ぐとともに、一部委員会については廃止する予定である。

- ・ IFRS 対応会議 : IFRS 対応方針協議会に引き継ぐ
- ・ 国際対応委員会 : IFRS 対応方針協議会に引き継ぐ
- ・ 教育・研修委員会 : 一般財団法人会計教育研修機構に引き継ぐ
- ・ 翻訳委員会 : 財務会計基準機構 (FASF) に引き継ぐ
- ・ 広報委員会 : 財務会計基準機構 (FASF) に引き継ぐ
- ・ 個別財務諸表開示検討委員会 : 廃止

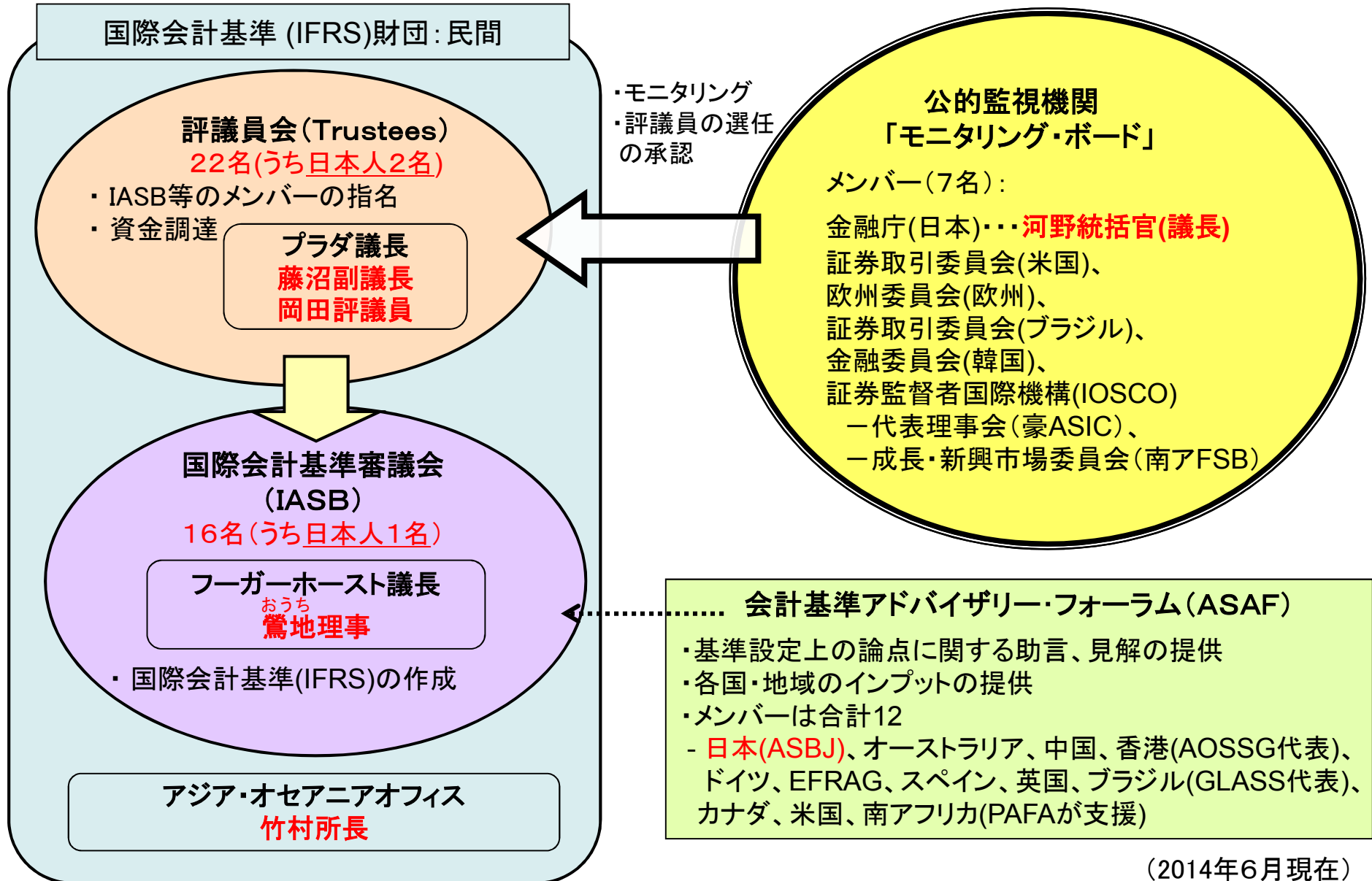
お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線 3846、3810)

IFRS財団の組織について



外国監査法人等に対する検査監督の考え方**I 検査監督の基本的考え方について**

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同索性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の 5 つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

¹ 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

振り込め詐欺救済法の制度概要(平成26年3月末時点)

犯罪被害者



加害者が
預金等を出金

加害者が
預金等を出金

犯罪に利用
された口座

残高が1,000円以上の口座

残高が1円～999円の口座

口座の失権
(債権消滅手続)

口座の失権
(債権消滅手続)

支払手続(返金)
(口座ごと)
累計約146.6億円

累計約0.8億円

申請被害総額 > 口座残高

申請被害総額 < 口座残高

按分支払
累計約89.3億円

申請分は
全額支払
申請が
なかった分等
累計約57.3億円

納付

犯罪被害者



[累計: 法施行(20年6月)～
26年3月末までの累計額]

担い手が(1)(2)の事業を運営

(担い手は「日本財団」である)

(1) 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金

- > 無利子貸与方式、返済期間は30年以内。
- > 資金は信託財産として運用。運用益と返済金等で継続的に運営。
- > 貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、
大学院生：10万円/月、大学生：8万円/月、
高校生：公立・国立3万円/月、私立5万円/月。

(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

- > 犯罪被害者等支援団体の財政面の支援。
→ 新しい公共の担い手として育成、発展を図っていく。

預金保険機構

累計約56.5億円

[90%] 留保
しなかった分

[10%] 留保した分
(注)

犯罪被害者等の支援の充実のために支出
(主務省令で定めるところによる)

(注) 口座名義人等の
救済のために留保

← 支払の必要がなくなったとき
(注) 留保額が1億円を超えた
ときのその超過部分

保険業法等の一部を改正する法律の概要

保険会社を巡る経営環境の大きな変化

- ・ 保険商品の複雑化・販売形態の多様化
- ・ 「乗合代理店」(複数保険会社の商品を販売する代理店)等の出現
- ・ 海外展開をはじめとする積極的な業務展開の必要性

- ・ 新たな環境に対応するための募集規制の再構築
- ・ 金融業の発展を通じた経済活性化への貢献

保険の信頼性確保

保険募集の基本的ルールの創設

虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、「積極的な顧客対応」を求める募集規制を導入。

- ◆ 「意向把握義務」の導入
保険募集の際に、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求める。
- ◆ 「情報提供義務」の導入
保険募集の際に、商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。

保険募集人に対する規制の整備

- ◆ 独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、「保険会社」が監督責任を負う従来からの募集人規制に加え、「保険募集人」に対し募集の実態に応じた体制整備を義務付ける規制を導入。
- ◆ 保険募集人に対する体制整備義務の導入
複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求める。

等

保険市場の活性化

海外展開に係る規制緩和

- ◆ 海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大
海外の金融機関等(例：投資運用会社)を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間(5年)の保有を認める。

保険仲立人に係る規制緩和

- ◆ 長期の保険契約の媒介に係る認可制の廃止
保険仲立人が「保険期間5年以上」の長期保険契約の媒介業務を行う場合に別途求められる当局の「認可」を不要とする。

実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

- ◆ 共同保険における契約移転手続に係る特例の導入
外国保険会社支店の日本法人化等に際して行われる保険契約の移転に当たり、契約者保護上の問題がないと認められる一定の場合(共同保険(注)におけるシェアの小さな非幹事会社の持分移転を想定)において、移転対象契約者に対する個別の「通知」を「公告」で代替できる特例を設ける。
(注) 共同保険：複数の保険会社が共同して引き受ける保険
- ◆ 運用報告書の電磁的交付方法の多様化
運用報告書について、顧客専用ウェブページの閲覧など、新たな交付方法を認める。
(注) 現在、運用報告書の交付方法は、「電子メール等による送信」、「CD-ROM等の媒体による交付」、「顧客にウェブページからダウンロードさせる方法」に限られている。

保険募集の基本的ルールの創設（第294条、第294条の2関係）

「禁止行為」に限定されていた従来の募集規制に加え、「積極的な顧客対応」を定める募集規制を導入

《現状》

- 保険募集における禁止行為を列挙
 - 虚偽説明
 - 重要事項の不告知 等

以下の「募集規制」を追加

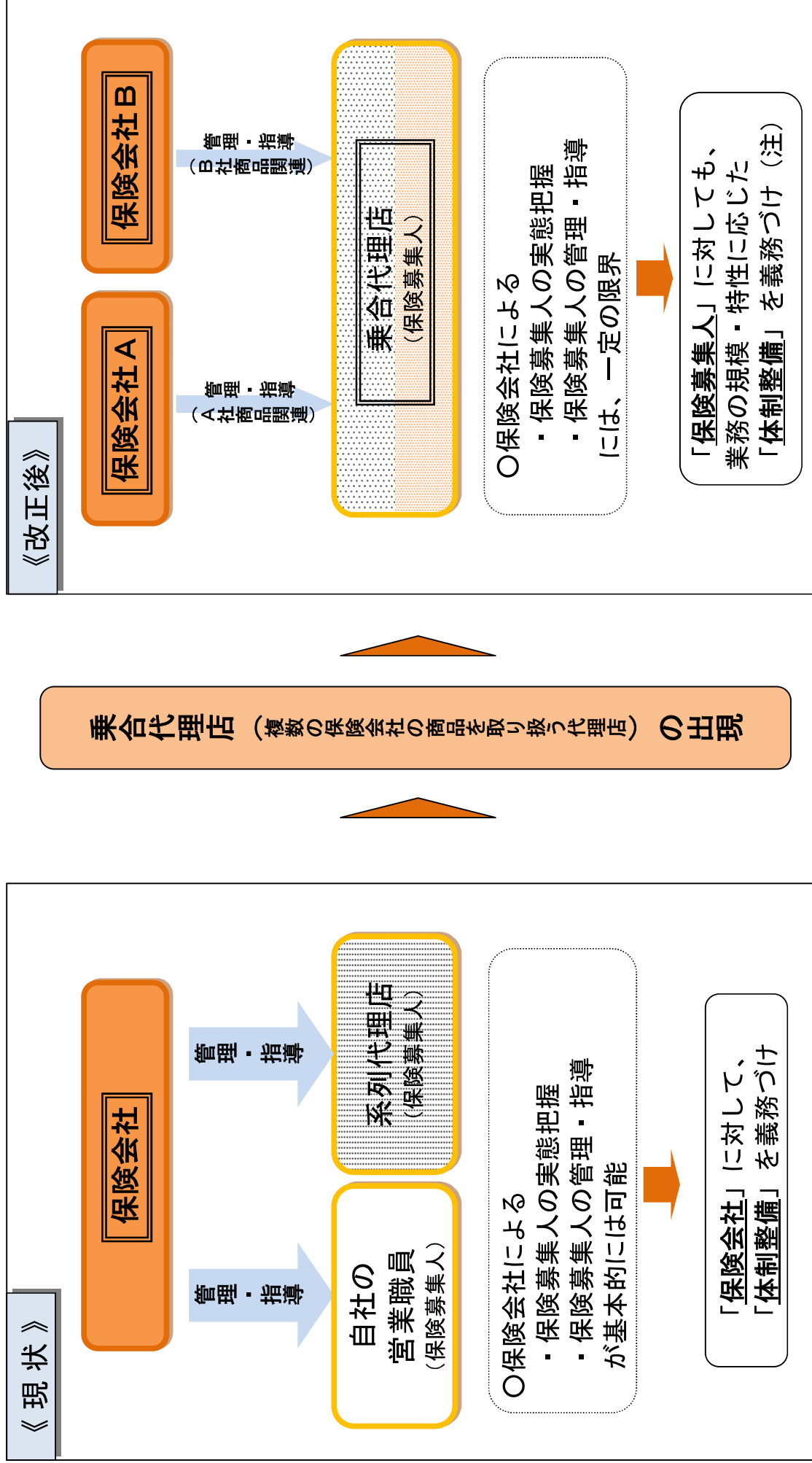
《改正後》

- 意向把握義務の導入（第294条の2）
保険募集（注）の際に、以下のような対応を求める。
 - 顧客ニーズの把握
 - 当該ニーズに合った保険プランの具体化
 - 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認
- 情報提供義務の導入（第294条）
保険募集（注）の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。
 - 保険金の支払条件（どのような場合に保険金が支払われるか）
 - 保険期間、保険金額等
 - その他顧客に参考となるべき情報（ロードサービス等の付帯サービス等）【複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合には・・・】
 - 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
 - 特定の商品の提示・推奨を行う理由

等

（注）保険募集と同等の行為（クレジットカード会社等が扱う団体保険への顧客の勧誘）を含む。

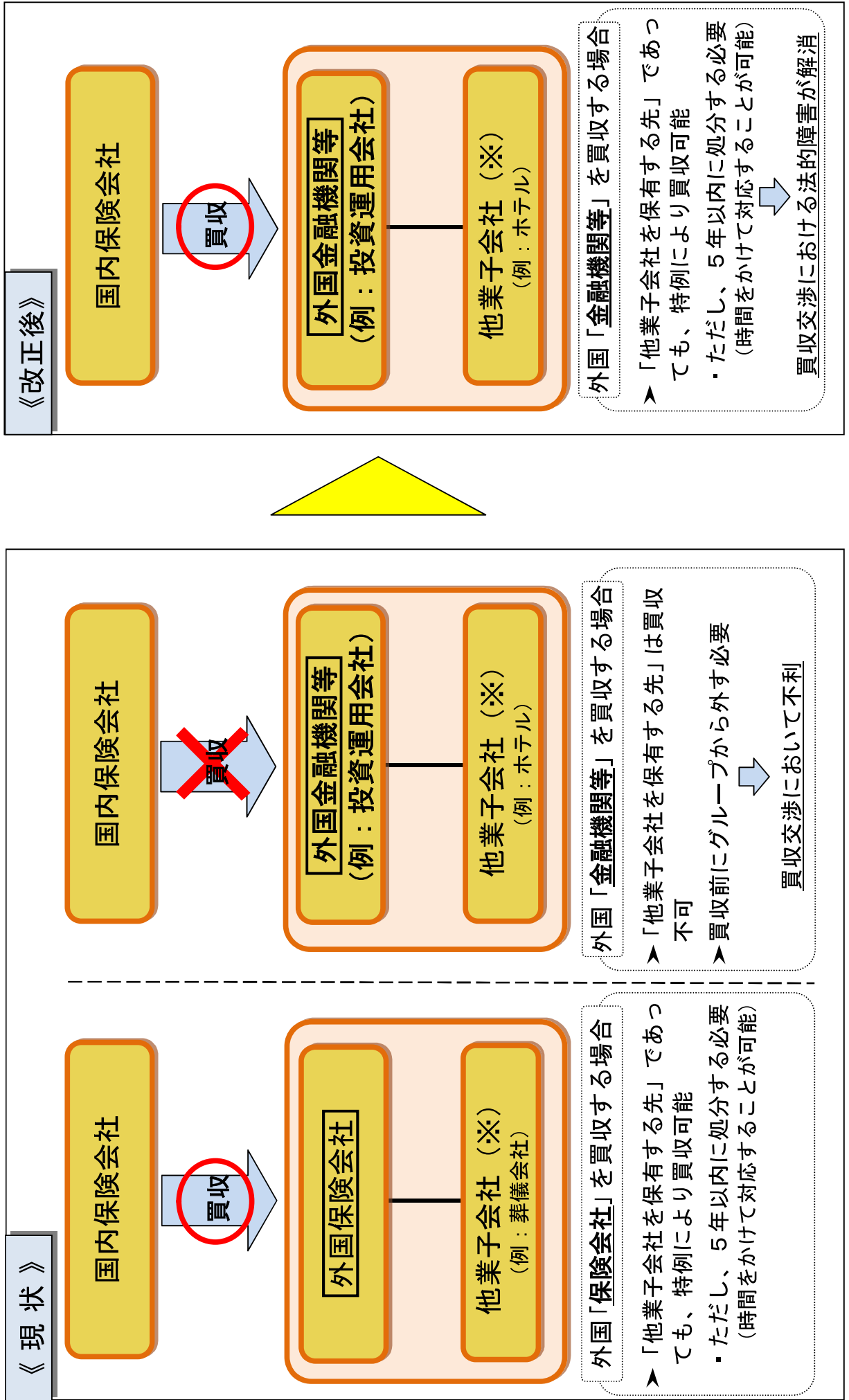
保険募集人に対する規制の整備（第294条の3関係）



□ : 体制整備の義務づけの対象

(注) 従来型の保険募集人についても、保険会社による管理・指導を受けることを前提とした体制整備を求める。

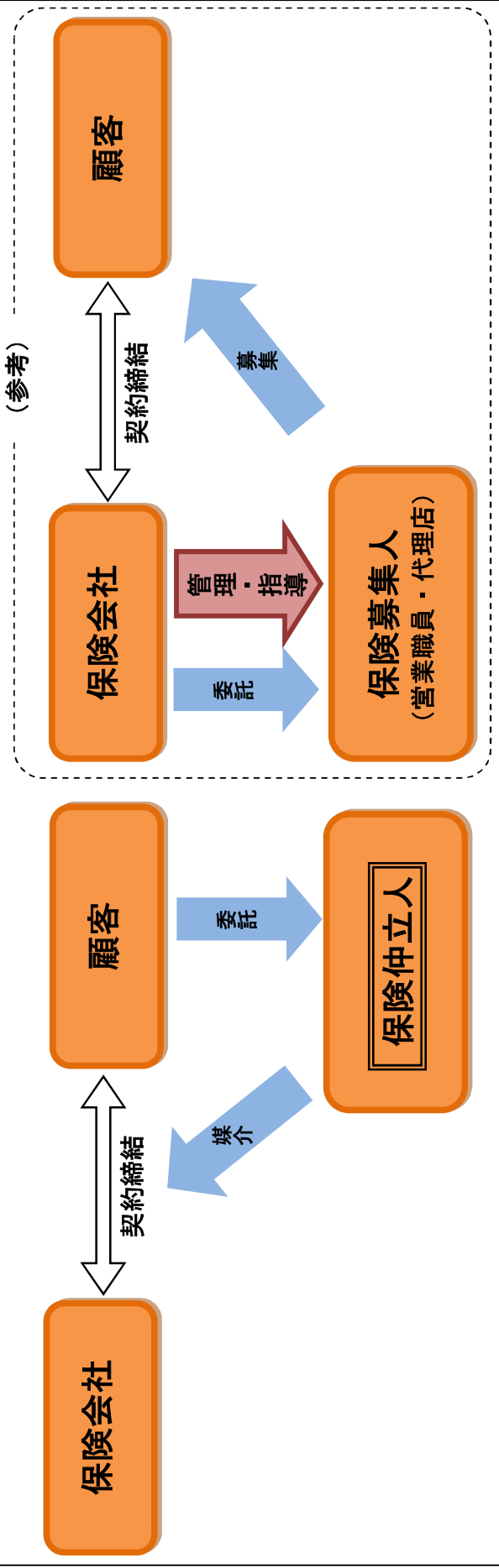
保険会社の海外展開に係る規制緩和（第106条関係）



(※) 保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社

保険仲立人に係る規制緩和（附則第119条関係）

「保険仲立人」とは、顧客からの委託を受け、保険会社から独立した存在として保険募集を行う者



《現 状》○ 保険会社による管理・指導が期待できないため、「保険募集人」にはない規制が存在

- 5年以上の保険契約の媒介を行う場合は、「登録」に加え、「認可」が必要
- 保証金（最低4千万円）の供託義務
- 顧客への誠実義務、手数料開示義務

参入障壁や行為規制のため、「保険仲立人」の活用は低調な状況

《改正後》○ 顧客保護に配慮しつつ、「保険仲立人」の新規参入や既存業者の活性化を促進できるよう、参入障壁を緩和

- 5年以上の保険契約の媒介を行う場合の「認可」を廃止
- 保証金の最低金額を引下げ〔4千万円→2千万円：政令事項〕

（注）誠実義務、手数料開示義務は維持

共同保険における契約移転手続に係る特例の導入（第137条、第140条関係）



《現状》

- 「契約移転」をする場合、保険会社は例外なく全ての契約者に通知が必要
- 一方で、「共同保険」の場合、引受割合の小さい「非幹事社」には過重な負担
 - 保険料収入よりも、通知費用の方が大きくなるようなケースが発生
 - 通知すべき契約者の氏名・住所等は「幹事社」が管理
 - ⇒ 「非幹事社」は、「幹事社」からデータ入手する必要

「外国保険会社支店の日本法人化」や「M&A」に伴う契約移転をする場合の障壁に

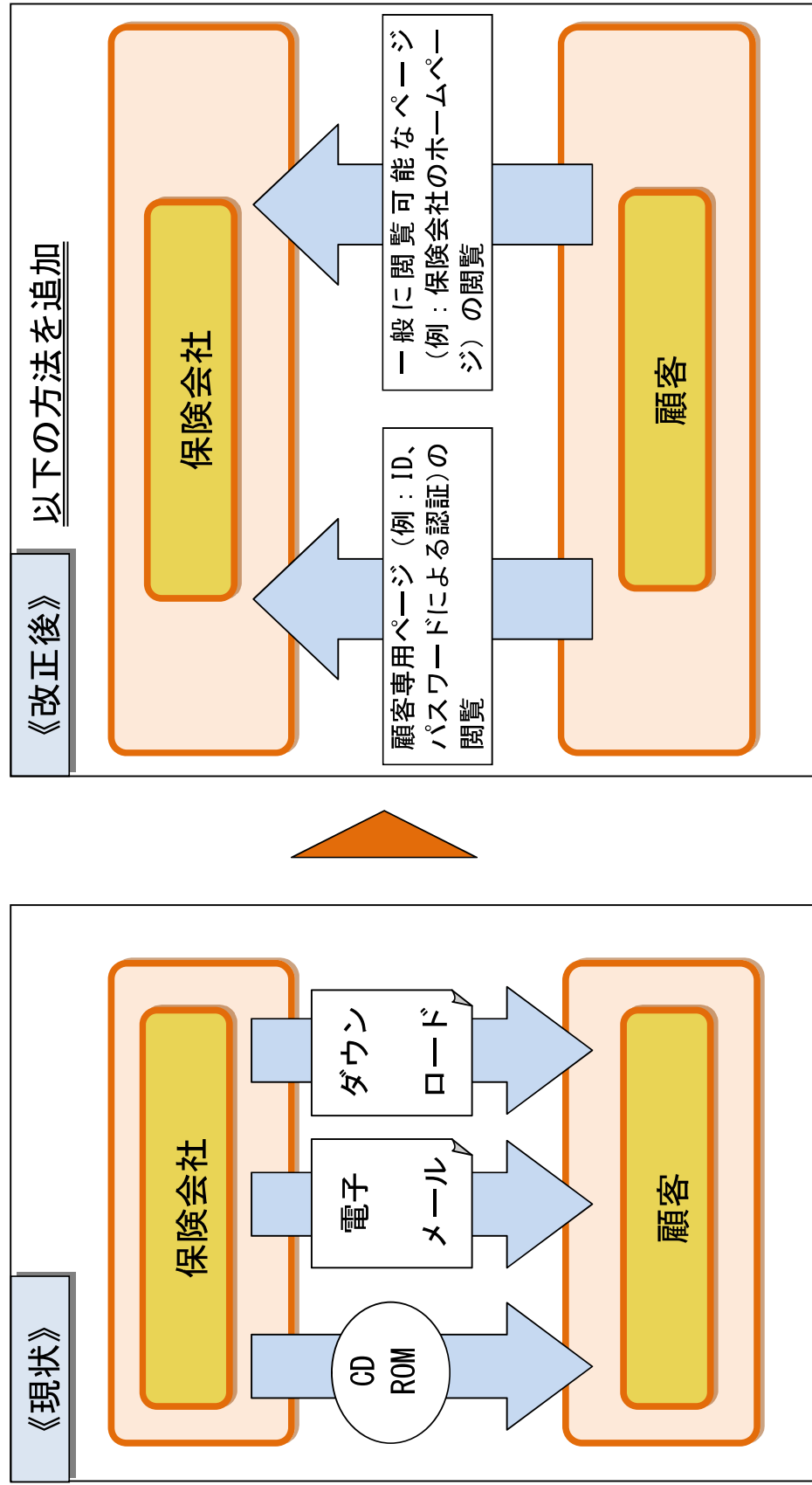
《改正後》（第137条、第140条）

引受割合が小さく契約者保護上問題のない「非幹事社」の場合には、個別の「通知」を「公告」で代替可能に

（※）共同保険：複数の保険会社が共同して引き受ける保険。幹事社が契約手続・管理を一元的に実施

運用報告書の電磁的交付方法の多様化（第100条の5関係）

- 保険会社の運用成績によって保険金額が変わる保険については、保険会社は3ヶ月毎に「運用報告書」を顧客に交付する必要。
- 「保険業法」の場合、電磁的交付が認められる方法が他業法と比べて限定的。
⇒ 「金融商品取引法」において認められている方法に合わせる。



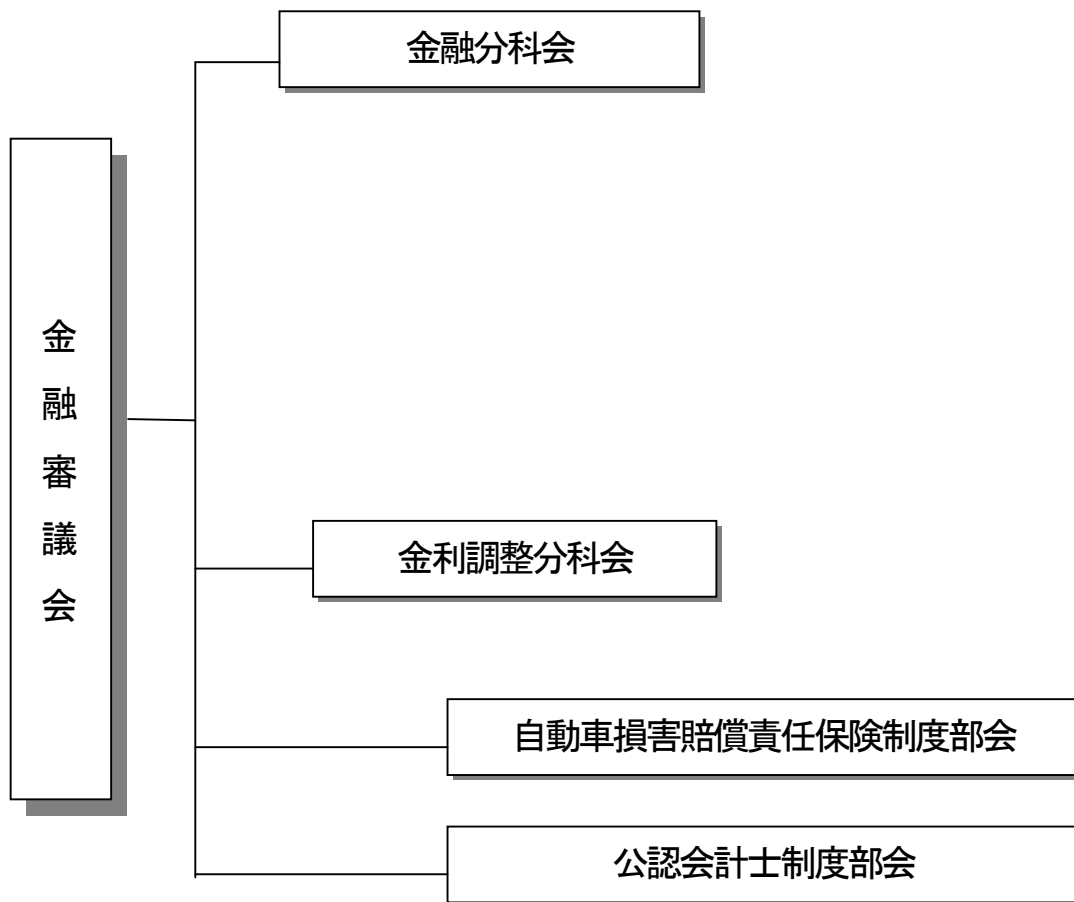
その他の改正事項（第299条、第300条、第303条、第304条、第305条）

- ・ **不告知が禁止される「重要な事項」の範囲の限定（第300条）**
情報提供義務が新設され、契約概要等の説明については新たに当該義務により規制されることとなることにも鑑み、不告知が禁止される「重要な事項」の範囲を、保険契約者等の判断に影響を及ぼす重要な事項に限定する。
- ・ **大規模な保険募集人に対する帳簿書類等に関する規定の整備（第303条、第304条）**
規模の大きな保険募集人に対して、保険会社と同様に、帳簿書類の作成・保存及び事業報告書の提出を義務付ける。
- ・ **保険募集人等の委託先等に対する立入検査権等の整備（第305条）**
保険募集人等の業務委託先等（システム会社等）に対する報告徴求・立入検査権を整備する。
- ・ **保険仲立人の立場の明確化（第299条）**
保険仲立人が「顧客からの委託を受けて」保険契約の媒介を行う者であることを明確化する。

施行スケジュール

- 公布の日から2年以内で政令で定める日から施行。
- ただし、
 - ・ 「保険仲立人に対する規制緩和」等
 - ⇒ 公布の日から3月以内で政令で定める日から施行。
 - ・ 「運用報告書の電磁的交付方法の多様化」
 - ・ 「子会社業務範囲規制の特例の拡大」
 - ・ 「共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」
 - ⇒ 公布の日から6月以内で政令で定める日から施行。

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成26年6月30日現在

会 長	吉野 直行	慶応義塾大学名誉教授/アジア開発銀行研究所所長
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)
	田邊 栄一	三菱商事株式会社常務執行役員
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局 長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要

【保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告】(平成25年6月7日)

保険商品・サービスのあり方

少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、保険商品や保険会社によるサービスに対する国民のニーズ・期待の変化



新しいニーズに対応するため、以下の見直しを行う。

- 新しい保険商品の販売
 - ・不妊治療保険
 - ・提携事業者による財・サービスの提供がキャッシュレスで受けられる保険
- 保険会社グループの業務範囲の拡大
 - ・子会社による保育所運営の解禁など
- 共同行為制度の活用促進

保険募集・販売ルールのあり方

来店型保険ショップやインターネットを通じた募集の増加といった保険募集チャネルの多様化やいわゆる保険代理店の大型化など、保険募集を巡る環境の変化



保険募集を巡る環境変化に対応するため、募集・販売ルールについて、以下の見直しを行う。

- 保険募集の基本的ルールの創設
 - ・意向把握義務の導入
顧客の意向に沿った商品を提案する等の一般原則を明文化する。
 - ・情報提供義務の法定化
保険募集時に商品情報等の説明を行うことを法令において求める。
 - ・募集文書の簡素化(業界の自主的な取組み)
保険加入時に不要な情報は省略し、募集文書を顧客にとって分かりやすいものとする。
- 保険募集人の義務
 - ・保険募集人の体制整備義務の導入
保険代理店自身に対しても、法令等遵守のための体制整備を義務づける。
 - ・乗合代理店に係る規制の見直し
複数の保険商品の中から比較推奨販売を行う場合に、推奨理由の説明等を義務づける。
 - ・保険募集人の業務委託先管理責任
保険代理店に対しても、保険会社同様に、業務委託先の適切な管理を求める。
- 募集規制の適用範囲
 - ・募集規制の適用範囲の再整理・明確化
比較サイトや見込み客紹介サービスの出現など、募集プロセスの多様化に伴い、保険業法の規制の及ぶ範囲を再整理・明確化する。
- 保険仲立人に係る規制の見直し
 - ・契約手続の簡素化、供託金の最低金額の引下げ 等

金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ 報告(平成25年12月25日)の概要

起業・新規ビジネスの創出



経済の持続的な成長の実現

技術やアイデアの事業化に
必要な資金を供給

事業化段階等における リスクマネーの供給促進策

1. クラウドファンディング^(※)の利用促進

投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について参入要件を緩和。一方で、投資者保護のためのルールを整備。

2. 非上場株式の取引・換金のための 枠組み

地域における資金調達を促進する等の観点から、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えるため、新たな非上場株式の取引制度を整備。

3. 保険子会社ベンチャーキャピタルに よるベンチャー企業への投資促進

保険子会社ベンチャーキャピタルによる投資を促進するため、追加出資時の出資先企業に係る中小企業要件を撤廃。

ベンチャー企業支援を巡る諸課題

ベンチャーキャピタル等によるベンチャー企業支援を巡る現状認識及び課題を整理。

飛躍・発展に向けて
必要な資金を供給

新規上場の推進策

1. 新規上場に伴う負担の軽減

- ① 新規上場時に開示が必要な財務諸表を過去5年分から過去2年分に軽減。
- ② 新規上場後3年間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査を免除。

2. 新興市場の最低株主数基準の 引下げ

新興市場における新規上場を推進していく観点から、最低株主数基準を引下げ。

成熟・グローバル化等に伴い
必要な資金を供給

上場企業の資金調達の 円滑化

1. 上場企業の資金調達に係る期間 の短縮

市場でよく知られた企業の増資について、届出から有価証券の発行までの期間を短縮。
(「有価証券届出書」の提出から効力発生までの「待機期間」を撤廃。)

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為 の明確化

法令上禁止されている「届出前勧誘」に該当しない行為を明確化することにより、増資予定企業の情報発信等を促進。

その他の制度整備

1. 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出義務を免除。
2. 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任の見直し。
(「無過失責任」から「過失責任」(ただし、拳証責任は上場企業側)への変更等。)

(※) 新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み。

平成 26 年 3 月 27 日

金 融 庁

第 3 回 官民ラウンドテーブルの開催について

本日、第 3 回官民ラウンドテーブルが開催された。

—— 官民ラウンドテーブルは、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成 24 年 5 月 28 日公表）を踏まえ、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行っていく場として、24 年 9 月から開催している。

（参加機関）

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、
全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、
日本損害保険協会、日本証券業協会、国際銀行協会、農林中央金庫、
（株）国際協力銀行、（株）日本政策金融公庫、（株）日本政策投資銀行、
日本銀行、金融庁

（議事要旨）

- ・ 前回会合において設けた「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会及び「資金決済サービスの向上」作業部会の報告書（別紙 1 および 2）について報告が行われた。
- ・ 今後、官民ラウンドテーブルにおいては、以下のテーマについて作業部会を設け、官民の実務家による検討を行うこととする。
 - ① 民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み

[視点] 民間の資金・ノウハウを活用して、財政負担を抑制しつつ公共施設・社会資本整備・管理を行うニーズが国内外で高まっている。こうしたニーズに応えていくため、PPP/PFIなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進していくことが重要である。

[作業部会の進め方] 半年を目途として、PPP/PFIなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進するための取組みについて検討する。

② アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化

[視点] アジアにおける金融制度等の整備支援を更に推進していくため、官民協働の体制を強化することにより、金融サービスに対する現地ニーズの的確な把握や、支援の推進にあたっての官民のノウハウの結集を図っていくことが重要である。

[作業部会の進め方] アジアにおける金融制度等に関し、金融機関等と協働して、今後取り組んでいく支援内容について検討を行う。

(以上)

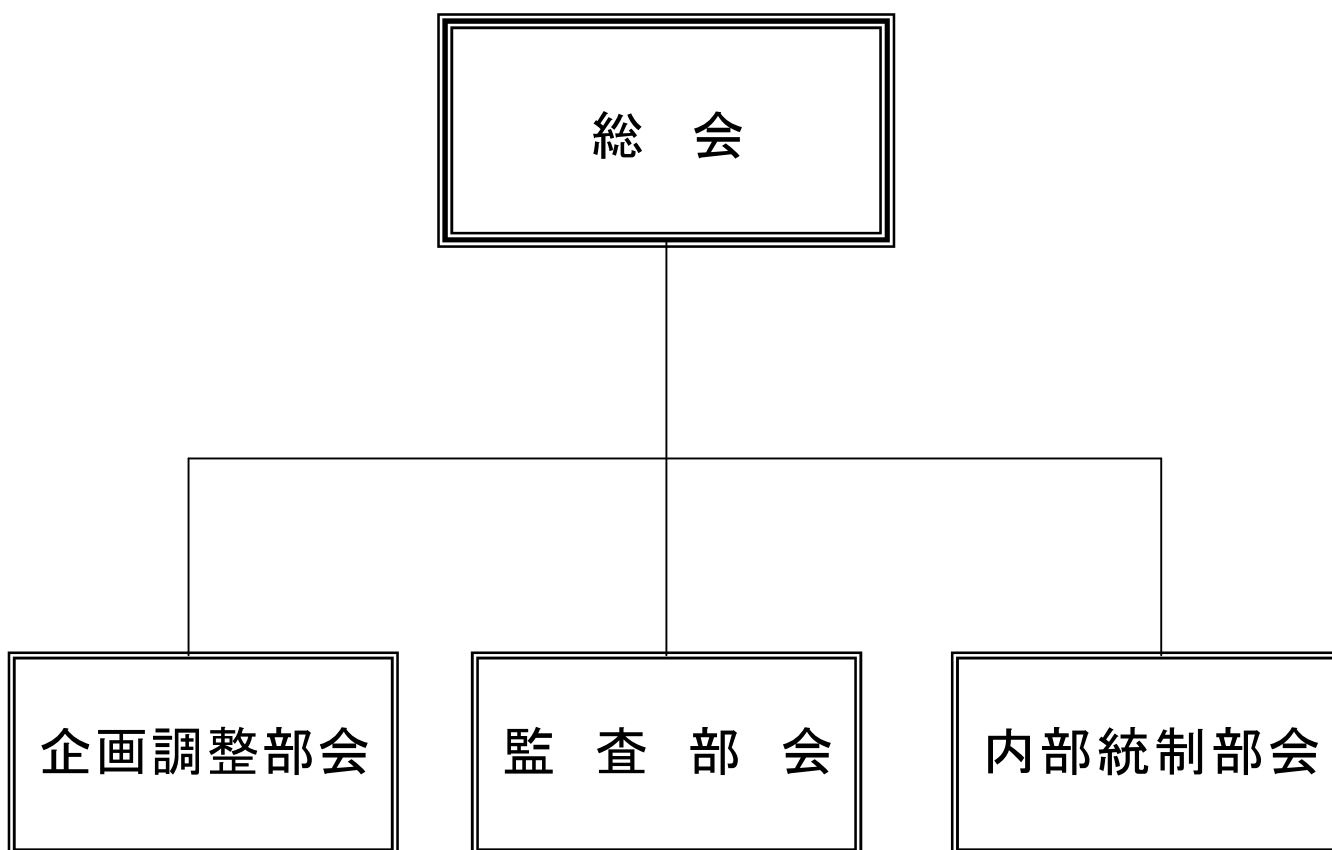
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成26年1月8日現在)

会 長	落 合 誠 一	中央大学法科大学院教授	
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長	
	雨 宮 寛	損害保険料率算出機構専務理事	
	古 笛 恵 子	弁護士	
	齋 藤 充	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長	
	鈴 木 共 子	NP0法人いのちのミュージアム代表理事	
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長	
	中 林 真理子	明治大学商学部教授	
	中 村 純 誠	全国共済農業協同組合連合会専務理事	
	広 重 美 希	一般社団法人消費者力開発協会理事	
	福 田 弥 夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授	
	堀 政 良	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長	
	山 本 眞 弓	弁護士	
	特別委員	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
		清 水 涼 子	関西大学大学院会計研究科教授
丹 野 美 絵 子		独立行政法人 国民生活センター理事	
野 尻 俊 明		流通経済大学法学部教授	
藤 川 謙 二		(社) 日本医師会常任理事	
	矢 代 隆 義	一般社団法人日本自動車連盟副会長	

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



監査基準の改訂に関する意見書

平成 26 年 2 月 18 日

企業会計審議会

企業会計審議会委員名簿

(平成 25 年 7 月 12 日現在)

	氏 名	現 職
会 長	安藤 英義	専修大学教授
委 員	荒谷 裕子	法政大学教授
	五十嵐 則夫	横浜国立大学教授
	泉本 小夜子	公認会計士
	岩原 紳作	早稲田大学大学院教授
	岡田 譲治	三井物産(株)代表取締役専務執行役員 CFO
	川村 雄介	(株)大和総研副理事長
	黒川 行治	慶應義塾大学教授
	斉藤 惇	(株)日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループ CEO
	関根 愛子	公認会計士
	銭高 一善	(株)銭高組代表取締役社長
	辻山 栄子	早稲田大学教授
	永井 知美	(株)東レ経営研究所シニアアナリスト
	西村 義明	東海ゴム工業(株)代表取締役社長
	水口 啓子	日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	八木 和則	横河電機(株) 顧問
	脇田 良一	名古屋経済大学大学院教授

〔50音順、敬称略〕

企業会計審議会 監査部会委員等名簿

(平成25年11月13日現在)

	氏 名	現 職
部 会 長	脇 田 良 一	名古屋経済大学大学院教授
委 員	五十嵐 則夫	横浜国立大学教授
	泉本 小夜子	公認会計士
	関根 愛子	公認会計士
	水口 啓子	日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	八木 和則	横河電機(株) 顧問
臨 時 委 員	井 上 隆	(一社)日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長
	伊 豫 田 隆 俊	甲南大学大学院教授
	引 頭 麻 実	(株)大和総研 常務執行役員
	荻 原 紀 男	(株)豆蔵ホールディングス代表取締役社長
	清 原 健	弁護士
	熊 谷 五 郎	みずほ証券(株)経営調査部上級研究員
	後 藤 潤	(株)格付投資情報センター格付本部 チーフアナリスト
	逆 瀬 重 郎	(株)日立製作所顧問
	住 田 清 芽	日本公認会計士協会常務理事
	田 中 亘	東京大学准教授
	八 田 進 二	青山学院大学大学院教授
	林 田 晃 雄	読売新聞論説委員
	宮 本 照 雄	(公社)日本監査役協会専務理事
	吉 見 宏	北海道大学大学院教授
専 門 委 員	林 隆 敏	関西学院大学教授
	布 施 伸 章	公認会計士
	町 田 祥 弘	青山学院大学大学院教授
	松 本 祥 尚	関西大学大学院教授
幹 事	坂本 三郎	法務省民事局参事官

〔50音順、敬称略〕

監査基準の改訂について

平成 26 年 2 月 18 日
企業会計審議会

一 経緯

1 審議の背景

従来、監査基準では、「第一 監査の目的」において、「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること」と規定し、幅広い利用者に共通するニーズを満たすべく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表（以下「一般目的の財務諸表」という。）に対して、公認会計士（監査法人を含む。）が監査を行う場合を想定してきた。そして、当該一般目的の財務諸表に対する監査では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかに加え、経営者が採用した会計方針の選択やその適用方法、さらには財務諸表全体としての表示が適正表示を担保しているかといった実質的な判断を含めた意見（以下「適正性に関する意見」という。）が表明されている。

一方で、近時、公認会計士に対して、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表（以下「特別目的の財務諸表」という。）に対しても、監査という形で信頼性の担保を求めたい、との要請が高まってきている。

特別目的の財務諸表は、一般目的の財務諸表と異なり利用目的が限定されていることに加え、例えば、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されるように追加的な開示を求める規定（以下「追加的な開示要請の規定」という。）が会計の基準にないことが多いことなどから、公認会計士が監査意見を表明するに当たっては、必ずしも、適正性に関する意見を表明することが馴染まない場合が多いものと考えられる。また、一般目的の財務諸表であっても法令により一部の項目について開示を要しないとされている場合等には、適正性に関する意見を表明することは馴染まない場合もあると考えられる。これらの場合、適正性に関する意見を表明する場合と同様、財務諸表に重要

な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明しなければならないことには変わりはないが、その会計の基準に追加的な開示要請の規定がないこと等を踏まえ、財務諸表が当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見（以下「準拠性に関する意見」という。）を表明することが、より適切であると考えられる。

なお、国際監査基準では、財務諸表の利用者のニーズに応じて、一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表という財務報告の枠組みが分類され、適正性に関する意見と準拠性に関する意見とのいずれかが表明されることが既に規定されており、実際に適用されている。

以上のことから、当審議会においては、従来の適正性に関する意見の表明の形式に加えて、準拠性に関する意見の表明の形式を監査基準に導入し、併せて、監査実務における混乱や財務諸表利用者の誤解等を避けるため、特別目的の財務諸表に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとした。なお、その際には、国際監査基準を踏まえ、一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表とのそれぞれについて適正性に関する意見の表明と準拠性に関する意見の表明とがあり得ることを明らかにしつつも、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見の表明を中心とした従来の我が国の監査基準の枠組みとの整合性には十分に配慮したところである。

今回の監査基準の改訂では、準拠性に関する意見の表明の形式が導入されることとなるが、当該意見を表明するに当たっては、以下に記すとおり、適正性に関する意見を表明する場合に準じた対応が必要となることについて、公認会計士はもちろん、財務諸表の作成者や利用者に対しても十分に周知が図られることが望ましい。

2 審議の経過等

当審議会では、平成25年3月26日に公表した「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」の前文において、「特別目的の財務報告に対する監査の位置づけを監査基準上明確にするかどうか、といった論点も議論されたところであるが、国際的な議論の動向や利用者のニーズに関する調査等を踏まえつつ、今後、当審議会において検討を行うこととしている」と記載したところである。

これを受けて監査部会では、国際的な議論の動向や利用者のニーズに関する調査等を踏まえ、従来の監査基準が規定する監査の枠組みに特定の利用者のニーズに応じて作成される財務諸表に対する監査を取り入れるための論点等に関する審議を行い、平成25年11月、公開草案を公表し、広く各界の意見を求めた。当審議会では、寄せられた意見を参考としつつ、更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正

して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

なお、監査部会の審議においては、監査報告書の記載内容に関し、国際的な見直しの動向についても議論されたところであり、引き続き検討を行うこととしている。

二 主な改訂点とその考え方

1 監査の目的の改訂

監査基準において、これまでと同様、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見表明が基本であることに変わりはないことから、監査の目的にかかる従来からの記述はそのまま維持することとしつつ、特別目的の財務諸表又は一般目的の財務諸表を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能であることを付記し、明確化を行った。

適正性に関する意見の表明に当たっては、監査人は、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し、それが継続的に適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断しなくてはならない。その際、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかの判断には、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれるが、準拠性に関する意見の表明の場合には、後者の一步離れての評価は行われまいという違いがある。

2 実施基準の改訂

監査の実施に当たっては、準拠性に関する意見の表明の場合であっても、適正性に関する意見の表明の場合と同様に、リスク・アプローチに基づく監査を実施し、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならないことから、「第三 実施基準」（以下「実施基準」という。）が当然に適用されることに留意が必要である。

また、財務諸表に対する監査意見を表明する場合のほか、財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合についても、監査基準が適用される（その際、監査基準中「財務諸表」とあるのは、必要に応じ「個別の財務表」又は「個別の財務諸表項目等」と読み替えるも

のとする。)。従って、個別の財務表又は個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合であっても、単にそれらの検討にとどまることなく、意見を表明するために必要な範囲で、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならないことに留意が必要である。

なお、特別目的の財務諸表には多種多様な財務諸表が想定されることから、実施基準の「一 基本原則」において、監査人は、特別目的の財務諸表の監査を行うに当たり、当該財務諸表の作成の基準が受入可能かどうかについて十分な検討を行わなければならないことを明確にした。

3 報告基準の改訂

「第一 監査の目的」において、適正性に関する意見に加えて準拠性に関する意見にかかる記述を付記し、明確化を行うことを踏まえ、「第四 報告基準」についても改訂を行い、監査報告書において記載すべき事項を明確にした。

すなわち、「第四 報告基準」の「一 基本原則」では、適正性に関する意見の表明について特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の場合を付記するとともに、これに加えて、準拠性に関する意見の表明について規定し、監査人が準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表がすべての重要な点において、当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならないことを明確にした。

準拠性に関する意見には、財務諸表には重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの監査人の判断が含まれている。この判断に当たり、監査人は、経営者が採用した会計方針が、会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかについて形式的に確認するだけでなく、当該会計方針の選択及び適用方法が適切であるかどうかについて、会計事象や取引の実態に照らして判断しなければならないことにも留意が必要である。

なお、準拠性に関する意見の表明については、別途の報告基準を改めて規定するのではなく、適正性に関する意見の表明を前提としている報告基準に準拠することとしたが、特別目的の財務諸表の利用者の誤解を招かないようにするために「第四 報告基準」に「八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報」を新設した。すなわち、特別目的の財務諸表に対する監査報告書を作成する場合には、監査報告書に、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならないこ

ととした。また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならないこととした。

三 実施時期等

- 1 改訂監査基準は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。
- 2 改訂監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

監査基準

第一 監査の目的

- 1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

- 2 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

第二 一般基準

- 1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。
- 2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- 3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。
- 5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。
- 6 監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理(以下「品質管理」という。)の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。

- 7 監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。
- 8 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第三 実施基準

一 基本原則

- 1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
- 3 監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。
- 5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 6 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。
- 7 監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。
- 8 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。

ならない。

二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。
- 3 監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。
- 6 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。
- 7 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。
- 8 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三 監査の実施

- 1 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
- 2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。
- 4 監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 6 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。
- 7 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。
- 8 監査人は、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確認しなければならない。
- 9 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

四 他の監査人等の利用

- 1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。
- 2 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- 3 監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

第四 報告基準

一 基本原則

- 1 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

- 2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、そ

の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

- 3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。
- 4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。
- 5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

二 監査報告書の記載区分

- 1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。
- 2 監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

三 無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

- (1) 監査の対象
監査対象とした財務諸表の範囲
- (2) 経営者の責任

財務諸表の作成責任は経営者にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること

(3) 監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

(4) 監査人の意見

経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること

四 意見に関する除外

- 1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。
- 2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

五 監査範囲の制約

- 1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。
- 2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。
- 3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- 4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

六 継続企業の前提

- 1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。
- 2 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
- 3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表

明の適否を判断しなければならない。

- 4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適切と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成26年5月29日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長		村松 茂
国民生活センター相談情報部長		鈴木 基代
東京都消費生活総合センター所長		越 秀幸
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長		中井 幹晴
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		小浦 道子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		渡邊 俊之
信託協会信託相談所長		岡本 康二
生命保険協会生命保険相談室長		酒巻 宏明
日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		森 栄二
保険オンブズマン専務理事		瀧下 行夫
日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室室長		五十嵐 正明
証券・金融商品あっせん相談センター副センター長		坂井 竜裕
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		八木 直人
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		渡邊 勝彦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所上席考査役		二宮 茂
全国労働金庫協会コンプライアンス室長		佐藤 洋貴
日本商品先物取引協会自主規制グループ長		中曾根 淳
農林中央金庫総合企画部企画開発室長(農漁協系統金融機関代表)		関口 浩二
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長		山口 真紀子
日本資金決済業協会事務局長		永 澤 修
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士		井上 聡
西村あさひ法律事務所, 弁護士		森 倫洋
港共同法律事務所, 弁護士		石戸 谷 豊
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト		高橋 伸子
【座長代理】 早稲田大学法学学術院教授		犬飼 重仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神作 裕之
【座長】 一橋大学大学院法学研究科教授		山本 和彦
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長		藤本 拓資
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長		熊谷 尚秋
金融庁監督局総務課長		西田 直樹
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		岩佐 圭祐
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		佐藤 秀一
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長		久保田 誉
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		藤野 克
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官		安田 知己
		[計37名]
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進管理官		赤平 吉仁
		[合計38名]

(敬称略、順不同)

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成16年 3月24日	○「平成15年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5月28日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成 16 年 6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5 月 14 日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融 ADR の方向性について
37	6 月 17 日	○平成 19 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について
38	6 月 24 日	○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12 月 24 日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成 21 年 6 月 19 日	○平成 20 年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ○金融 A D R 制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況 ○各指定紛争解決機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成 24 年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 23 年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○利用者利便性向上に向けたアンケートの実施状況
44	11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度上半期） ○指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況 ○金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議の設置
45	平成 25 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度） ○金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめ及び指定紛争解決機関向けの監督指針（案） ○金融 A D R 連絡協議会の設置
46	12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度上半期） ○各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況 ○「第 2 回金融 A D R 連絡協議会」の概要報告
47	平成 26 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度） ○公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための各指定紛争解決機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第 3 回金融 A D R 連絡協議会」の概要報告

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
 - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
 - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
 - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
 - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
 - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行わない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行わない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
 - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
 - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
 - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
 - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行わない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
 - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年6月24日 金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以 上

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成25年4月1日～平成25年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	326	746	▲31%	1,072	770	302	0	412	126	0	42	0	190	770	286	261	158	65	770
信託協会	2	2	▲60%	4	4	0	0	2	1	0	1	0	0	4	2	1	1	0	4
生命保険協会	94	205	▲4%	299	193	106	0	69	92	0	5	0	27	193	30	93	53	17	193
日本損害保険協会	1,006	1,273	7%	2,279	1,314	965	0	1,061	107	0	136	0	10	1,314	328	488	233	265	1,314
保険オンブズマン	41	161	▲19%	202	164	38	0	98	0	0	66	0	0	164	79	80	3	2	164
日本少額短期保険協会	5	58	13%	63	59	4	0	39	2	0	0	0	18	59	40	16	2	1	59
証券・金融商品 あっせん相談センター	66	491	3%	557	497	60	0	411	72	0	6	0	8	497	360	100	30	7	497
日本貸金業協会	5	54	▲22%	59	53	6	0	51	0	0	0	0	2	53	49	1	1	2	53
合計	1,545	2,990	▲9%	4,535	3,054	1,481	0	2,143	400	0	256	0	255	3,054	1,174	1,040	481	359	3,054

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成25年4月1日～平成25年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	288	140	▲70%	428	308	120	180	1	89	0	38	0	0	0	308	5	50	143	110	308		
信託協会	1	1	皆増	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	72	97	▲17%	169	98	71	7	21	69	0	1	0	0	0	98	10	36	38	14	98		
日本損害保険協会	186	208	▲1%	394	208	186	26	31	141	0	7	0	0	3	208	1	44	88	75	208		
保険オンブズマン	7	18	38%	25	13	12	7	0	4	0	1	0	0	1	13	2	1	9	1	13		
日本少額短期保険協会	1	2	皆増	3	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2		
証券・金融商品 あっせん相談センター	35	72	1%	107	80	27	44	0	21	0	6	0	0	9	80	5	42	27	6	80		
日本貸金業協会	1	8	60%	9	5	4	2	0	1	0	0	0	0	2	5	0	4	1	0	5		
合計	591	546	▲38%	1,137	715	422	269	53	325	0	53	0	0	15	715	23	178	308	206	715		

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況

機関名	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
報告項目				
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成23年10月。 ● 実施目的は、紛争解決等手続の改善および苦情・紛争の未然防止。 ● 実施対象は、事情聴取を実施した事案（不調事案を含む）の当事者双方（銀行側には四半期ごとに依頼（平成24年11月以降））。 ● 実施内容は、全銀協相談室相談員、あっせん委員会事務局担当者の対応を含む手続全般の丁寧さ、あっせん委員の説明の分かりやすさ、手続全般についての評価ならびに意見・要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成23年10月。 ● 実施目的は、苦情対応・紛争解決手続の改善のため。 ● 実施対象は、申出人、相手方金融機関に対して和解成立の有無に係らず実施。 ● 実施内容は、信託相談所を知るきっかけ、説明文書等のわかりやすさ、相談員の対応の親切さ、相談員のアドバイスの役立ち度、紛争解決手続きに係る相談員の説明のわかりやすさ・親切度、申立てからあっせんまでに要した時間、信託相談所・あっせん委員会に対する満足度等。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成24年4月（不調事案は同年10月より実施）。 ● 実施目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険相談所を利用いただいた方の率直な意見（感想・意見・要望等）を今後の紛争解決等業務・手続の運営見直し等に活かし、より中立性・公正性、利便性等の高い相談所業務運営（質的向上）を図っていくこと。 ● 実施対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定審査会に申立てをされた方（不調事案を含む）および相手方保険会社（ただし、申立て不受理など裁定結果を提示するまでに至らなかった事案の申立人は対象外）。 ● 実施内容（設問内容等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理手続を含めた、裁定審査会への申立て受付から裁定結果決定（通知）に至るまでの手続面に関する設問。 ・ 上記目的のため利用者アンケートを実施していること、いただいた意見・要望の内容および対応・改善状況等について、「相談所レポート」に掲載し、消費生活センター等の関係機関に配布するとともにHPで公表（平成25年7月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成24年4月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の改善のため。 ● 実施対象は、紛争解決手続を終了（和解・不調等）したすべての事案（平成25年4月から対象を拡大）。申立人および保険会社の双方に実施。 ● 実施内容は、手続面に関する設問を中心とする。
実施状況・意見を踏まえた改善等	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、対象事案1,249件に対し、申立人からの回答が773件であった（回収率約62%）。【集計期間：平成23年10月～平成25年9月】 ● 申立人からの質問各項目への回答は、約70%から80%が評価。 ● 申立人からの主な意見は、評価・謝意等が多数を占めた一方で、不満・要望等もあった（詳細は、「資料2-2」参照）。 ● 意見を踏まえた改善事項は、あっせん委員に「説明が分かりにくかった」等の意見をフィードバックして分かりやすい説明を徹底するなど、必要に応じて実施（詳細は、「資料2-2」参照）。 ● アンケートの実施状況等は、全銀協ホームページに公表（平成25年7月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、100%。【平成23年10月～25年10月】 ● 申立人の主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冒頭、あっせん委員の自己紹介がよかった。 ● 意見を踏まえた改善事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前より、あっせん委員のネームプレートは設置しているが、併せて、事務局より、委員の職業等（弁護士、消費者問題の専門家等）を説明することにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況【平成24年4月～平成25年9月】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者数：177件、回答数：89件、回収率：50.3% ・ （内訳）【和解事案】対象者数：80件、回答数：69件、回収率：86.3% ・ 【不調事案】対象者数：97件、回答数：20件、回収率：20.6% ● 申立人の主な意見【肯定的な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の対応について、大変親切、丁寧にアドバイスをいただきた助かった。 ・ 申立書作成にあたり、記入例等は大いに参考になった。 ・ 裁定審査会事務局職員サポートについて、書類の作成で分からない部分を分かり易く説明してくれた。 ・ 中立公正に判断されたので、裁定審査会の委員構成（3者合議制）に問題ない。 ・ 結果は希望どおりならなかったが、自分の主張を一部でも認めてもらったので満足。 【その他の意見等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の対応について、もっと相談者の立場に立った対応が必要であると感じた。 ・ 申立書作成にあたり、慣れないので、作成方法が良く分からず負担であった。 ・ 相談所は業界団体による運営のため裁定審査会委員が公正に判断するか不安であった。 ・ 初めての申立てであり、終了までの手続期間のイメージが分からなかった。 ● 意見を踏まえた改善事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員に対しアンケート内容をフィードバックするとともに、中立・公正な立場に立てられる限り丁寧な対応を心掛けるよう研修等を通じてあらためて指導した。 ・ 申立書用紙送付事務全般を見直し、同封する作成要領を充実させ、「記入例」、「証拠書類一覧」等を別途提供することにより、申立書作成への負担感の軽減を図った。 ・ 当会ホームページや申立人への手続説明書にて、裁定審査会委員の構成だけでなく、「いずれの委員も生命保険会社と特別の利害関係を有しない中立・公正な第三者であること」、「仮に当事者と利害関係を有する委員が存在した場合は、同委員は当該案件の手続・審理に参加することができない仕組みであることを明記した。 ・ 当会ホームページや申立人への手続説明書にて、手続処理期間の平均期間などの具体的な目安を明記した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、対象208件に対して、申立人50件（24%）、保険会社170件（82%）。【平成25年4月1日～9月30日】 ● 主な意見は、「評価・謝意」が168件（94%）、「不満・意見・要望」は10件（6%）となっており、後者の具体例として、「申立書作成や資料提出に負担を感じる」、「面談実施を希望する」等があった。 ● 意見を踏まえた改善対応として、手続利用の手引きの作成・改定等を行っている。 ● アンケートの実施状況等は、機関誌（紙媒体、ホームページ）に掲載（平成25年7月）。
機関名	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品あっせん相談センター	日本貸金業協会
報告項目				
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、当年度内の予定。 ● 実施目的は、満足度の調査、手続の改善点の把握。 ● 実施対象は、最終した紛争解決手続案件全件。 ● 実施内容は、検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成24年4月（当該年度に取り扱った紛争案件）。 ● 実施目的は、裁定委員会の運営等の参考。 ● 実施対象は、紛争事案（不調事案含む）における当事者双方。 ● 実施内容は、少額短期ほけん相談室を知ったきっかけ、ホームページの内容、相談員の対応、所要時間、満足度等。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成23年9月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の質向上及び改善等。 ● 実施対象は、紛争事案において最終（和解・不調）した事案の当事者双方及び担当相談員。 ● 実施内容は、紛争解決委員及び担当相談員の対応、所要期間等（詳細は、「資料2-2」参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時期は、平成25年4月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の改善及び利用者の利便性の向上。 ● 実施対象は、紛争事案において終了した不調事案を含む事案の当事者双方。 ● 実施内容は、貸金業相談・紛争を知ったきっかけ、事務局の説明・対応及び紛争解決委員の対応、手数料額、紛争解決手続の所要期間等の満足度について。
実施状況・意見を踏まえた改善等	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、該当案件4件のうち申立人より回答3件（回答なし1件）、事業者は全件。【平成24年4月～平成25年9月】 ● 申立人の主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応段階におけるご意見は親切・誠実・丁寧であり、当該機関を利用することが役立つとのことのご意見がほとんどであった。 ● 意見を踏まえた改善事項など <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関との連携と併せた広報活動を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、対象事案735件に対し、申立人からの回答が371件（回収率50%）、被申立人からの回答が447件（回収率61%）。【平成23年9月～平成25年9月】 ● 申立人の主な意見は、評価・謝意等が103件（18%）、不満・意見・要望等が71件（13%）であった。 ● 意見を踏まえた改善事項は、アンケートに寄せられた意見・要望について、「あっせん委員との懇談会」等においてフィードバックを行い、当該意見・要望を踏まえたあっせん手続を行うよう、改善に努めている（詳細は、「資料2-2」参照）。 ● アンケートの実施状況等は、機関誌（紙媒体、ホームページ）に掲載（平成25年3月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収状況は、対象事案5件に対し、申立人からの回答が2件、相手方が4件であった（回収率は6/10=60%）。【対象期間：平成25年4月1日～9月30日】 ● 申立人の意見は、紛争解決委員の質問や説明等は分かりやすく、対応も丁寧であるとの評価があった一方で、和解したが相手方業者の意見が優先された感じを受けたとの不満もあった。 ● 意見を踏まえた改善事項は、一定期間、アンケートを積み重ねた後に分析を行った上で改善検討を行い、併せて、紛争解決委員への情報フィードバックを実施する予定。 	

※ 本資料は、各金融ADR機関からの報告に基づき、金融庁で作成。

第2回「金融ADR連絡協議会」について

◇日時：平成25年9月17日（火） 15:00～17:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館18階 1807会議室

議 事 次 第

I. 開会

II. 分析・フィードバックの状況について

III. 関係機関との連携等について

IV. その他（金融ADR連絡協議会の英文名称について）

V. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	326	1,365	▲31%	1,691	1,414	277	0	728	217	0	75	0	394	1,414	496	504	293	121	1,414
信託協会	2	3	▲70%	5	5	0	0	3	1	0	1	0	0	5	2	2	1	0	5
生命保険協会	95	372	▲6%	467	377	90	0	130	188	0	10	0	49	377	51	163	131	32	377
日本損害保険協会	1,006	2,569	▲1%	3,575	2,574	1,001	6	2,106	189	0	249	0	24	2,574	647	924	484	519	2,574
保険オンブズマン	41	299	▲23%	340	307	33	1	189	1	0	108	7	1	307	143	142	12	3	300
日本少額短期保険協会	5	102	5%	107	100	7	0	77	4	0	0	0	19	100	73	23	3	1	100
証券・金融商品 あっせん相談センター	66	861	▲3%	927	887	40	0	756	116	0	7	0	8	887	640	176	57	14	887
日本貸金業協会	5	95	▲19%	100	99	1	0	89	5	0	2	0	3	99	84	7	4	4	99
合計	1,546	5,666	▲12%	7,212	5,763	1,449	7	4,078	721	0	452	7	498	5,763	2,136	1,941	985	694	5,756

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	288	247	▲69%	535	446	89	263	2	137	0	44	0	0	0	446	5	76	203	162	446		
信託協会	1	1	増減なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2		
生命保険協会	72	202	▲3%	274	194	80	12	42	138	0	2	0	0	0	194	15	69	87	23	194		
日本損害保険協会	186	409	▲2%	595	413	182	54	71	262	0	21	0	0	5	413	2	88	188	135	413		
保険オンブズマン	7	25	4%	32	25	7	13	0	8	0	3	0	0	1	25	2	3	17	3	25		
日本少額短期保険協会	1	4	33%	5	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	3		
証券・金融商品 あっせん相談センター	35	116	▲28%	151	135	16	76	0	41	0	7	0	0	11	135	7	74	46	8	135		
日本貸金業協会	1	17	143%	18	9	9	4	0	1	0	0	0	0	4	9	1	6	2	0	9		
合計	591	1,021	▲37%	1,612	1,227	385	427	115	587	0	77	0	0	21	1,227	32	318	545	332	1,227		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況(1/2)

【平成26年3月末現在】

	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
研修方針、研修計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ●中期的な研修方針を策定し、研修の基本方針、具体的な研修方法、単年度毎の研修計画等を制定。 ●相談員の研修計画は、重点目標(※)や具体的な研修内容を検討したうえで策定。 (※)「電話を中心とした顧客対応・電話対応の質の向上」、「消費者目線に立った相談員の育成」、「銀行業務に関連する専門知識の習得・法令遵守の徹底」。 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理手続の実施等を担当する職員は、信託業務等に関する基礎的な知識を有する採用20年未満のベテラン及び金融機関出身者であることから、新商品が発売された場合には、商品概要に係る情報共有を行うことで足りている。また、証券代行や不動産業務等専門的な業務知識の習得はOJTで行っている。 ●具体的な研修計画は策定していないが、必要に応じ(法令・制度等の改正時、新商品発売時など)研修、OJTにより業務知識の習得等を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生命保険相談所における人材の採用・育成・研修方針」を策定の上、同方針に基づき毎年度「研修計画」(対象者の職制毎の研修内容)を作成し同計画に基づく研修を実施。 ＜育成・研修方針の骨子＞ ・採用後、着任前に、対象者の職制に応じて「業務規程」、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」、「服務倫理規程」、「相談・苦情対応基準書(同基準書の参考資料を含む)」等を手交し、紛争解決業務に係る研修を実施する。 ・着任日以降は、対象者の職制に応じて、過去の苦情、紛争事例について、受付システム(データベース)の内容等を確認しながら、金融ADRを取り巻く環境の変化および生保業界の動向等を踏まえ、業務に即した研修を定期的に実施する(その他OJTによる指導・育成)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務規程等の規程・規則やお客様対応基本方針及び行動指針に則した対応に必要な業務知識やスキルを身に付けるため、年間計画を策定して各種研修を実施。 ●「主任相談員」、「相談員」毎に分類して研修を実施。
相談員の研修等	<ul style="list-style-type: none"> ●協会内の関連部署の職員等を講師とし、専門知識(金融商品、銀行業務、法律知識等)に関する研修を実施(平成25年度は22回実施)。 ●外部の消費生活コンサルタント養成講座、消費生活専門相談員養成講座等を受講。 ●適宜、相談員が外部研修等に参加(研修内容を全相談員にフィードバックし共有化)。 ●FP技能士、金融窓口サービス技能士については通信教育を受講。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国消費生活相談員協会の「公開シンポジウム『なくそう！消費者事故』」、日本相続学会第一回研究大会における「『円満かつ円滑な相続』とは』」等の外部セミナー等に参加した記録・資料を部内回覧。 ●新商品である「教育資金贈与信託」について、実際の間合せ事例をベースにしたQ&Aを作成。 ●証券代行や不動産業務等の専門的な業務知識の習得は実際に受け付けた相談・苦情の報告を相談員間で確認する等のOJTを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜相談員(本部)向け研修:原則年2回実施＞ ・受付システム(相談・苦情内容の適正な記録等)、苦情処理手続、各社新商品(制度)の内容、苦情・紛争事例、協会内部規程・相談苦情対応基準書等(改正内容等の徹底)、金融ADRおよび生保業界の動向、利用者アンケート結果(業務改善指導)などをテーマに実施。 ＜全国53箇所設置の連絡所職員向け研修:原則年3回実施＞ ・上記と同じ。 ＜その他＞ ・研修会資料や内容等については、本部・連絡所の相談員・職員等全体で共有化。 ・外部機関による研修会への参加、外部講師による研修会も実施(研修テーマの例:金融関係紛争事例研究、高齢者苦情への対応など)。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜主任相談員向け研修＞ ・主任相談員定例会議(原則、月1回開催。平成25年度:9回開催。主な内容:主任相談員用マニュアル等の改定概要、具体的事例に関する意見交換)。 ・主任相談員集合研修(原則、年2回開催。平成25年度:2回開催。主な内容:反社会的勢力対応の心得と実務(講演)、各地区における取組み状況報告(注力事項等))。 ＜相談員向け研修＞ ・苦情・相談事例研究集合研修(年1回3グループ程度に分けて同内容で実施)。 ＜主任相談員及び相談員向け研修＞ ・外部研修機関主催の業務知識研修等に参加(平成25年度:26講座に延べ49名が参加)。
研修の実施状況①【専門知識(法令・制度、商品等)】	<ul style="list-style-type: none"> ●OJTにより管理職等が適宜指導を実施。 ●電話対応に関する基本的な対応等に関する外部講師によるセミナーを受講。 ●電話対応における留意事項、スキル、相談員の特性に応じた対応等に関する研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●OJTにより信託相談所長が指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記「研修の実施状況①」の中で実施(利用者アンケート結果の事例等により指導)。 ●OJTにより管理職や統括相談員が適宜指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜相談員向け研修＞ ・お客様対応基準徹底研修(年1回)。 ・対応記録テープの診断研修(年2回)。 ・電話応対技能検定試験受験事前研修(年1回、10名程度ずつ研修を受講、資格試験を受験)。 ＜主任相談員及び相談員向け研修＞ ・外部研修機関主催の電話応対技能研修等に参加(平成25年度:1講座3名が参加)。
研修の実施状況②【応対技能(電話対応等)】	<ul style="list-style-type: none"> ●相談室職員間の情報共有等を図るために、毎日業務終了時、打合せを実施。 ●相談対応および説明等に関する各種マニュアルを作成し、相談員に配付。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受け付けた相談・苦情報告は、全相談員が相互に確認し、不明点等はその場で、ディスカッションしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記研修以外では書面等を通じて情報・知識を随時付与。 ①日頃の相談苦情対応業務に役立つ業界動向トピック(法令改正、制度改正、新商品、協会ガイドライン等)に関する情報提供。 ②苦情・紛争事例(ボイスリポート、裁定概要等)、「連絡所の声」への本部回答・相談Q&Aの適宜提供。 ③「相談・苦情対応基準書」等の改正の都度、その理由等を含め周知徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区センター毎に配置した主任相談員が、各相談員の業務が適切に行われているかをモニタリング等を通じて適宜確認し、指導を実施。 ●全国の主任相談員が均質な対応を行うよう、本部が適宜確認し、指導を実施。 ●お客様対応マニュアルを作成して配付。 ●反社会的勢力対応マニュアルを作成し、ADR業務に従事する全職員を対象に研修を実施(テレビ会議利用)。
その他				
紛争解決委員の構成等	弁護士、消費生活専門相談員等、協会職員	弁護士、消費生活専門相談員、協会職員	弁護士、消費生活専門相談員、協会生命保険相談室職員(協会のプロパー職員)	弁護士、消費生活専門相談員等、学識者(法学部教授等)
紛争解決委員の情報共有、意見交換等	<ul style="list-style-type: none"> ●個別事案や紛争解決手続上の検討課題についてあっせん委員間の意見交換会を実施(平成25年度は3回開催)。 ●上記意見交換会の内容をあっせん委員にフィードバック。 ●あっせん案、和解契約書を定期的にあっせん委員にフィードバック。 ●他の指定紛争解決機関(FINMAC、生命保険協会)と紛争解決委員同士の意見交換会を実施(紛争解決事例の紹介等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全あっせん委員に対して、あっせん委員会への参加の有無に係わらず、全てのあっせん結果の報告を行っている。 ●あっせん委員会には信託協会の職員が委員として参加していることから、過去のあっせん結果等を必要に応じて説明することにより、あっせん委員の目線合わせを行っている。 ●あっせん期間中に事務局が得た情報については、担当委員に報告するとともに、必要がある場合には、意見交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全体会(全委員参加、月1回開催)の場を活用して情報共有、意見交換等を実施。 ①担当部会で審議した裁定案について、全体会で最終審議を行い決議(部会間のバランス確保)。 ②部会で審議中の案件について審理方向性(手続方法、和解内容等)の相談(部会間のバランス確保)。 ③重要裁判事例や課題となっているテーマ等について、同種案件の今後の裁定手続に関する情報。 ④手続に係る運用ルールの作成・変更、部会毎の審理状況(所要期間、終了件数等)に関する情報。 ⑤利用者アンケート結果、協会作成物(ボイスリポート、協会ガイドライン等)に関する情報。 ⑥ADR関係(有識者会議報告書、指定機関向け監督指針、金トラ協会の開催状況等)、裁定諮問委員会や他ADR機関との意見交換等に関する情報。 ●その他全体会開催を待たず緊急性のある事項は、全委員にメールで照会、情報提供を適宜実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜交通事故による損害賠償金に起因する紛争事案を担当する紛争解決委員を対象＞ ・紛争解決委員全員を対象とする全体会議を年1～2回程度開催し、今後の紛争解決手続を実施するにあたり参考になるとと思われる事案等について意見交換及び情報共有を実施。 ＜損害保険契約に起因する紛争事案を担当する紛争解決委員を対象＞ ・紛争解決手続実施場所(東京、大阪)毎に当該地域の紛争解決委員を対象とした全体会議をそれぞれ年1回程度、また、東京と大阪の紛争解決委員の代表者を対象とした会議を年1回程度開催し、今後の紛争解決手続を実施するにあたり参考になるとと思われる事案等について意見交換及び情報共有を実施。
その他(知識の習得等)	<ul style="list-style-type: none"> ●あっせん委員会があっせん委員として留意すべき事項等を取りまとめた手引書、あっせん委員会の指摘事項資料を作成し、あっせん委員に配付。 		<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険関連の書籍、文献、資料の適宜配付。 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故に起因する人身障害に関する医療知識向上のため、紛争解決委員に当協会医研センターが実施する医療研修を案内し、同研修への参加を奨励(平成25年度:2講座に延べ23名が参加)。 ●金融ADR制度に関する参考資料として、「詳説金融ADR制度」(商事法務)を配付。

相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況(2/2)

【平成26年3月末現在】

		保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品あっせん相談センター	日本貸金業協会
相談員の研修等	研修方針、研修計画の策定等	●具体的な研修計画の策定はないが、必要に応じ(法令・制度等の改正時、判例が話題になったときなど)研修等を行う。	●毎年、年度末に、次年度の「ほけん相談室年度計画」を作成し、その中で研修内容・時期等を決定する。 ●研修は、定例の研修として業務知識の向上(法令、各種商品・約款等)、基本的業務の再確認・見直しおよび事例検証等を行っている。 ●必要に応じて重要な問題やタイムリーなテーマについて研修を行っている(法令・制度等の改訂内容や反社対応等)。	●毎月1回、相談員全員を対象として研修を実施(大阪事務所職員は、テレビ会議システムを利用して受講)。 ●利用者からの相談に迅速かつ適切に対応するため、年間計画は策定せず、金融商品取引に係る制度改正及び相談件数の状況等を踏まえ、相談業務に関し実効性・即効性のあるテーマについて研修を実施している。	●前年度末に翌年度の相談員研修計画(研修内容・スケジュール等)を策定。 ●研修計画による基本研修の他、適宜、必要な研修を実施。
	研修の実施状況①【専門知識(法令・制度、商品等)】	●協会役員によりOJTにて指導。 ●必要に応じ相談員が外部研修(※)に参加(研修資料等については全相談員へ配付等により共有)。(※)損害保険事業総合研究所主催 ①「スポーツ事故の法的責任と保険」 ②「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討」 ③「賠償責任保険」 ④「保険法立法時の想定と異なる現状と規制の動向について」 ⑤「損害保険の外來性要件と誤嚥事故」など	●平成25年度は期中で人員変更があったため、11月、3月に相談員を対象に、基本業務および各種商品・約款、事例対応等について研修を実施した(講師は相談室長(専務理事))。 ●相談室打ち合わせ等を通じ、適宜保険商品の知識習得、相談事案・裁定事案の実務検証等を行った。 ●外部のADR関連会議や他の金融業界団体との会議での議論内容を、相談室内で共有し相談員の業務向上を図った。	●主に委託元自主規制機関の担当者を講師として、各機関が所管する自主規制規則や制度の改正について研修を実施。 【参考】平成25年度の研修実施状況()内は開催月及び講師 ・「日本版ISAの拡充及び公社債等の課税方式の見直しを中心とする平成25年度税制改正大綱の概要について」(4月:日証協) ・「『特別調停案』が提示された場合の対応について」(5月:内部研修) ・「投資信託のトータルリターン通知制度の導入について」(6月:日証協) ・「『新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会』における議論の整理について」(7月:日証協) ・「最近の自主ルール動きについて」(9月:金先協) ・「高齢顧客に対する勧誘による販売について」(10月:日証協) ・「認知症の高齢者対応(認知症サポーター養成講座)」(11月:中央区お年寄り相談センター) ・「投資助言契約に係る相談・苦情への対応について」(12月:投資顧問協) ・「26年度税制改正について(NISAの拡充等)」(1月:日証協) ・「投資商品トラブルの最近の状況について」(2月:日証協未公開株通報センター) ・「他のADRの紛争解決について」(3月:当センター紛争解決委員)	<本部・支部相談員を対象> ・コンプライアンスについての研修:協会顧問弁護士が講師。 <本部相談員を対象> ・相談事例研究(ロールプレイング):管理職が講師。 ・業法関連事例についての研修:管理職が講師。 ・カウンセリング実務研修(生活再建支援等):認定心理士等の資格保有職員が講師。 ・クレジットカード(割賦販売法)についての研修:クレジット実務経験者が講師。 ・裁判手続中の相談者対応研修:裁判所書記官経験者が講師。 ・紛争解決等業務に関する規則(業務規程)についての研修:裁判所書記官経験者が講師。
	研修の実施状況②【対応技能(電話対応等)】	●協会役員によりOJTにて指導。 ●電話対応について、当機関で採用する相談員は、採用以前に相談業務等に従事していることから、基礎的な研修は行っていない。	●電話対応については、相談室長(専務理事)のOJTにより適宜指導を行い、業務向上を図った。	●当センターの信頼性向上のため、相談員の相談・苦情にかかる電話対応のスキルアップを行い、相談員の資質向上に努めている。 一他業態のお客室長を講師に引き、利用者からの相談・苦情への対応に関する研修の実施(平成22年10月、11月実施) 一電話対応に関するDVD研修や、グループミーティングの実施(平成23年6月～8月実施) 一相談員の電話対応を外部の専門家が客観的に評価する「電話対応調査」(ミステリーコール)の実施(平成23年8月実施)	<本部・支部相談員を対象> ・外部調査会社のミステリーコールによる対応評価を受け、結果をフィードバックしている。 ・毎日のOJT研修(相談記録及び通話内容のチェック等による改善指導):管理職が担当。 <本部相談員を対象> ・相談対応話法等についての研修:消費生活アドバイザー等の資格保有相談員が講師。
	その他		●情報共有等のため定期的に相談室内で会議を実施している。 ●業務マニュアルの整備をすすめており、平成26年度中に完成予定。	●相談員と紛争解決委員間の一層の連携及び情報共有を図るため、意見交換会を実施(昨年度は東京、大阪で年1回ずつ実施)。 ●相談員における専門知識の増強並びに新任紛争解決委員との連携を図るため、新任紛争解決委員を講師に招き、相談業務に有効な法律に関する研修を実施(適宜実施)。 ●あっせん手続を適切に遂行するため、相談員に対し「あっせん手続事務処理要領」を作成、配付。	●情報共有のために週次の朝礼、月次の会議を本部相談員を対象に実施。 ●紛争解決等業務マニュアルを基本とする他、以下のガイドブック等を本部・支部相談員に配付。 ①相談員のための改正貸金業法に係る相談対応の手引き ②相談対応ガイドブック(対応技法) ③ヤミ金関連相談ガイドブック
紛争解決委員の情報共有	紛争解決委員の構成等	弁護士、消費生活専門相談員等、外部の保険専門家(保険会社OB)	弁護士、消費生活専門相談員、学識経験者(経営学教授)、協会職員	弁護士	弁護士
	紛争解決委員の情報共有、意見交換等	●調停委員会は3名の紛争解決委員で構成するが、各事案毎に選任するので調停委員会の構成は異なることとなり、それぞれが過去に担当した事案の経験に基づき紛争解決委員相互の情報交換が行われている。 ●紛争解決委員の他に特定の補佐弁護士が補助するため出席しており、過去の事例などの情報を委員へ提供している。	●現状は事例が少ないことから、裁定委員会や事前打ち合わせ等の場を活用して、紛争案件の原因分析、傾向等について意見交換及び情報交換を実施。	●金融証券取引に関する判例のうち、金融商品取引の適合性及び説明義務等に関する判例を「判例要覧」として取りまとめ、全紛争解決委員に配付(平成25年7月、平成26年1月)。 一判例要覧は毎年作成し、紛争解決委員に配付する予定。 ●全国銀行協会の紛争解決委員と当センターの紛争解決委員との意見交換会を開催(平成25年11月)。 一当日の資料及び議事要旨については、全紛争解決委員に回付。 一本意見交換会は、今後も継続して開催する。 ●当センターホームページ上に公表している「紛争解決手続事例」を全紛争解決委員に送付(随時)。	●諮問機動的な立場にある相談・紛争解決委員会において、委員会委員と全紛争解決委員間で意見交換を行っている。(不定期) ●台議事案において、全紛争解決委員間で情報・意識等を共有。 ●季刊誌への紛争解決委員による寄稿を通じて情報共有・共通認識を図っている。
	その他(知識の習得等)	●随時、情報を配付(判例、法令、出版、セミナー等)。 ●外部研修への参加(費用当機関負担)。 ●書籍の無償配付・貸出。	●新たな判例等について、各委員と協会において互換性のある情報提供を継続的に行っている。 ●紛争解決委員のマニュアルを作成し、メンバーに配付予定。	●日本証券業協会等の自主規制機関における規則改正のうち、紛争解決業務上参考となる改正について紛争解決委員に周知(随時)。 ●毎月、日本証券業協会協会員向けに作成、公表している「あっせん事例集」のうち、参考となる和解事例を抽出し、冊子としてとりまとめ、全紛争解決委員に配付(平成24年3月及び平成26年1月)。	●全紛争解決委員が弁護士であるため、知識習得のための研修は特に行っていないが、その他の参考となる情報について事務局が適宜、参考情報として提供。

第3回「金融ADR連絡協議会」について

◇日時：平成26年2月4日（火） 14:00～15:30

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 1320会議室

議 事 次 第

I. 開会

II. 「役職員（相談員）の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況」
について

III. 「外部有識者による提言・諮問機関の設置等による紛争解決等業務
の事後的な検証・評価とその改善の状況」について

IV. 閉会

「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)・金融分野の主な施策

◆ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- ・ 金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、以下の取組を実施。
 - ① 監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を定期的に公表・周知。
 - ② 金融モニタリング基本方針に基づき、債務者の事業性を重視した融資を促すとともに、小口の資産査定に関しては金融機関の判断を極力尊重。
- ・ 地域活性化支援機構(REVIC)において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能強化も含め、必要な機能を拡充。

〔 I. 競争力強化策－ 1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－(4)金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－(3)中小企業・小規模事業者の革新<再掲> 〕

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

中小企業・小規模事業者や創業を志す者が思い切った事業展開や早期事業再生を図れるよう、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・利用促進。

〔 I. 競争力強化策－ 4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－(3)中小企業・小規模事業者の革新 〕

◆ ヘルスケア施設向けの資金供給の促進

高齢化社会に対応したヘルスケア施設の質・量両面での充実を図るため、ヘルスケア・リートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給を促進。

〔 I. 競争力強化策－ 1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－(1)競争力強化に資する設備投資等の促進、
II. 女性・若者・高齢者向け施策－ 3. 高齢者等への支援<再掲> 〕

「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)・金融分野の主な施策

1. 「日本産業再興プラン」関連

(1) 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

◆ 資金調達の多様化(クラウドファンディング等)

- ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するWG」報告(平成25年12月25日)を踏まえ、クラウドファンディングの利用促進を図る制度整備等を盛り込んだ必要な法的措置を速やかに講じる。

◆ 個人保証制度の見直し

- ・「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日)を受け、当該ガイドラインの積極的な活用を促進するため、監督指針・検査マニュアルを平成26年2月1日までに改定し、各金融機関等の取組を促すとともに、各金融機関等の利用状況を検証。

◆ コーポレートガバナンスの強化

- ・「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>素案(平成25年12月26日)を踏まえ、平成26年2月中に最終版を策定し、周知を徹底。同年6月に、機関投資家によるコードの受入れ状況について最初の確認・公表を行い、以後定期的に更新。

(5) 立地競争力の更なる強化

◆ 金融・資本市場活性化

- ・「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言(平成25年12月13日)を踏まえた施策を着実に実行。アジア金融連携センター(仮称)を平成26年4月を目途に設置し、アジア諸国の金融規制当局との積極的な人材交流、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備の支援を促進。
- ・「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を踏まえ、株式会社国際協力銀行(JBIC)、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)において、平成26年年度を目途にインフラ案件等に係る債権等の流動化を実現。それも踏まえつつ、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)において運用対象拡充の検討を進める。

2. 「戦略市場創造プラン」関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

◆ 安心して歩いて暮らせるまちづくり

- ・高齢者向け住宅及び病院(自治体病院を含む)等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を平成26年度中に実施。

『日本再興戦略』改訂2014』（26年6月24日閣議決定）における金融庁関連の施策

成長戦略（改訂版）

第一部・総論

第二部・3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

- 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等
- 産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進

5. 立地競争力の更なる強化（5-1. 「国家戦略特区」の実現）

- グローバル金融監督機能の強化（法令等英訳、英語ワンストップ窓口、事業性を重視した融資の促進 等）

5. 立地競争力の更なる強化（5-2. 金融・資本市場の活性化等）

- 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮（インフラ整備、英語ワンストップ窓口、上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREIT組成に向けた環境整備、総合取引所の可及的速やかな実現 等）
- 資金決済高度化等
- 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立（NISA、投資信託の運用に係る透明性の向上等、投資運用に係る総合的な環境整備 等）
- IFRSの任意適用企業の拡大促進
- 企業の競争力強化に向けた取組（JPX日経インデックス400先物の上場支援、企業再生制度の見直し、監査の質・公認会計士資格の魅力の向上 等）

6. 地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

二. 戦略市場創造プラン

三. 国際展開戦略（※）

日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

◆ 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

- 東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

◆ 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- 証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。
- 英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。
- 本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。
- 上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。
- 総合取引所を可及的速やかに実現する。

◆ 資金決済高度化等

- 即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた取組を促す。

◆ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- NISAの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。
- 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進める。
- 受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を行い、本年中に結論を得る。

日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

◆ IFRSの任意適用企業の拡大促進

- IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。
- IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」を作成・公表する。

◆ 企業の競争力強化に向けた取組

- JPX日経インデックス400について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組を促す。
- 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する。

日本産業再興プラン 地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

◆ 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

- 金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。
- 地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

(※)参考

中短期工程表において、アジアの金融インフラ整備支援について、二国間協議等に基づく新規支援プロジェクトを推進するとともに、アジア金融連携センター等を活用し、各国金融当局との連携強化・地域全体の市場機能の向上を図り、我が国市場との連携による活性化を推進することとされている。

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成 26 年 2 月 26 日

「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
メンバー名簿

平成26年2月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信(株)代表取締役社長
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス(株)取締役常務執行役員
	橘・フクマ・咲江	G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行(株)専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント(株)専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事兼フィナンシメントオフィサー
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	(株)野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託(株)代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

(敬称略・五十音順)

「責任ある機関投資家」の諸原則 <日本版スチュワードシップ・コード> について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、『責任ある機関投資家』の諸原則 <日本版スチュワードシッ

¹ 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

「本コード」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については26の個人・団体から、英文については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「ステュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「ステュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
5. 一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。
6. また、ステュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「ステュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。ステュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。(金融庁では別に示すような形(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)で「日本版ステュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。)

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。
12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。
13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。
14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
 - ・ 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びステュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
 - ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
 - ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。
15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、

本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、ステewardシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則 1 機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」⁴（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。
- 1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、ステュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、ステュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁵。

⁴ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁵ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話⁶を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有⁷を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである⁸。
- 4-2. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである⁹。
- 4-3. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである¹⁰。

⁶ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

⁷ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

⁸ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

⁹ 当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とは、自ずと異なり得る。

¹⁰ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである¹¹。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。
- ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてよりの確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。
- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

¹¹ なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである¹²。
- 6-2. 「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである¹²。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである¹³。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

¹² ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

¹³ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

- 7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。
- 7-2. このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。
- 7-3. こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

平成26年6月10日
 金融庁

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～
の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第1回）について

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（座長 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成26年2月27日に『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（以下、「本コード」といいます。）を策定・公表しています。

これを踏まえ、金融庁では、本コードの「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリストの公表を行うこととしています（[「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について](#)）。

今般、本年5月末までに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリスト（以下、「公表リスト」といいます。）を、別紙のとおり取りまとめたので、公表いたします。今後、金融庁では、当該「公表リスト」を3ヶ月毎に更新・公表することを予定しています（具体的には、2、5、8、11月末までの状況について、翌月上旬に更新・公表する予定です）。

（別紙）[『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト](#)

今回、「受入れ表明」をしていただいた機関投資家について、業態別に分類した結果は、以下のとおりです。

・ 信託銀行等	： 6
・ 投信・投資顧問会社等	： 86
・ 生命保険会社	： 14
・ 損害保険会社	： 5
・ 年金基金等	： 12
・ 議決権行使助言会社等	： 4
（合 計）	： 127

次回については、本年8月末までの状況について、9月上旬に公表する予定としていますが、新たに「受入れ表明」をしていただく機関投資家は、「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行ったウェブサイトのアドレスに加えて、機関投資家名、担当者氏名、連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）を明記の上、平成26年8月29日（金）17時00分（必着）までに、jstewardship@fsa.go.jpまでご連絡下さい。

なお、自己のウェブサイトを有していない機関投資家に限っては、上記の「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」を、PDF形式で、上記連絡先に送付していただくことをもって、ウェブサイトでの公表に代えることも可能とすることとしました。

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

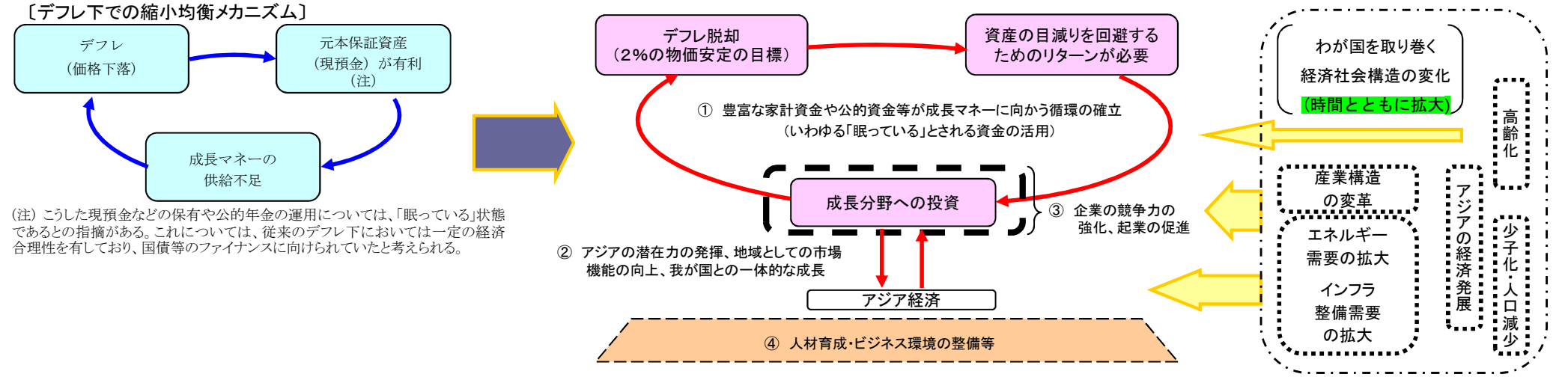
総務企画局企業開示課

(内線 3836、3671)

「金融・資本市場活性化有識者会合」について:「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日公表) 概要

日本経済において、アベノミクスにより、デフレ下の縮小均衡から、次のステージの持続的な成長をもたらす「望ましい均衡」への跳躍・回帰が進む中、「金融・資本市場の成長戦略」の実行が喫緊の課題

- 人口減少、高齢化など構造的な課題に対応する意味からも、日本の有する資産の有効活用、海外との一体的成長、個人・企業の生産性向上を進める必要
- 特にアベノミクスによるインフレ期待の醸成、2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致決定等により、内外の日本経済に対する期待と注目が集まる現在は好機
- その際、金融・資本市場の活性化策については、ものづくりをはじめとした実体経済と金融部門が「車の両輪」として相互に付加価値を生む好循環を実現することが重要



2014年から直ちに着手すべき施策

次のステップ

<p>① 豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援 GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)等の改革 (海外年金ファンドとの共同投資等) インフラファイナンス市場の整備 (東証による上場インフラファンド市場の創設等) 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる個人の投資促進策 更なるGPIF等の改革の取組み インフラファイナンス市場の対象事業拡大
<p>② アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援 アジアでの資金調達等の円滑化 (グループ内企業の貸付規制緩和、JICA(国際協力機構)による現地通貨建ての海外投融資等) 東京市場での起債等促進 (DBJ(日本政策投資銀行)による東京プロボンド市場への投資枠設定、JBIC(国際協力銀行)によるサムライ債保証・取得の適用対象拡大等) 	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダー債券発行・取引円滑化のための市場整備 (ASEAN諸国との債券発行手続の共通化等)
<p>③ 企業の競争力の強化、起業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクマネー供給のための各種施策 (クラウドファンディングの本格整備、新規上場時の負担軽減等) 企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組 (成長性に着目したマーケット指標の導入、スチュワードシップコードの導入等) 事業性重視融資の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 起業等を支援する取組みの強化 産業・企業の新陳代謝の促進 事業性重視融資の定着
<p>④ 人材支援、ビジネス環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融関連法令・ガイドライン等の英語化の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> グローバルなマネジメント人材の育成

【2020年の姿】国際金融センターとしての地位を確立

【豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向う循環の確立】

- > 個々人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会
 - 内外のスキルの高い機関投資家が東京市場に集まり、高度な運用を競い合う市場
 - GPIFなど公的・準公的資金の高度運用、スチュワードシップコードや適切な企業統治
- > 東京市場がアジアナンバーワン市場としての地位の確立
 - 総合取引所に内外の多様な商品が上場され、アジアをはじめ多様な投資家や企業が参加する活発な市場の形成
 - インフラファイナンス市場が高度に発達

【アジアとともに成長する我が国金融・資本市場】

- > アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出等の実現
- > アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立
 - > 東京市場が国際金融センターとしてアジアへの資金供給、海外から日本への投資において高い仲介機能を発揮

【グローバルで我が国の強みを生かした成長性ある企業群の発展】

- > 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現
 - 高い開業率(10%)・新規公開数、技術・アイデアの事業化を支援する高度人材ネットワークの実現
 - 我が国企業の強みを生かしつつ投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が数多く繁栄
- 高い成長力を有する部門への経営資源の集中、投資へのリターンを意識した経営、適切な企業統治
- 金融機関の融資における事業の成長可能性の重視

【質・量共に十分な国際的人材の育成・確保】

金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（25年12月提言、26年6月提言）

【2020年に想定する姿】

家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立

- 個人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会
- 東京市場がアジアNO1市場としての地位を確立

アジアとともに成長する我が国金融・資本市場

- アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出・資金管理等の実現
- アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立
- 東京市場が国際金融センターとして、アジア企業への資金供給の場、多通貨取引のハブ、内外のインフラファイナンスの場として等、高い金融仲介機能を発揮

グローバルで成長性ある企業群

- 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現
- 投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が成長・繁栄
 - ・ 高い成長力を有する部門への経営資源集中
 - ・ 投資のリターンを意識した経営
 - ・ 適切な企業統治

質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保

- 高度人材の育成・確保や、我が国金融・資本市場を取り巻く各般のビジネス環境・生活環境の充実等、「社会的土台」を含む改革の実現

更なる施策等の検討・実行

- 私的年金については、年金制度全体の在り方の検討に即した見直し
- 資産運用ビジネスの発展促進及び中長期的な資産形成に資する投資商品の提供促進

- ・ 東京市場が、円・ドル・人民元等のクロスカレンシー取引のハブとなるための取組み
- ・ アジアにおける資金調達・貸出等の一層の円滑化
- ・ 東京市場における国内外のインフラファンドの組成・上場の促進等

- ・ グローバル企業の収益性や株主還元に対する意識変革、売上高利益率やROEなどの向上のための更なる施策

- ・ 人材の国際的なコミュニケーション能力やマネジメント能力の向上への取組
- ・ 高度金融人材にとってビジネスや生活をしやすい環境の整備
- ・ 金融経済教育の推進

受託者の意識改革等を通じた投資運用業の強化（利益相反防止、プロ向け投資運用業に係る運用財産規模の制限緩和を含む幅広い施策を検討）

グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラの整備・活用（グローバルベースでの効率的な資金・証券管理等の実現、クロスボーダー債券決済インフラの構築に向けた取組の推進等）

より良いコーポレート・ガバナンスの推進に向けての環境整備（コーポレートガバナンス・コードの検討等）

官民の様々な取組を活用した金融分野におけるグローバル人材の裾野を広げるための方策の検討

投資信託を通じた資産形成の促進
ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品の提供に向けた施策（NISAの一層の浸透、運用態勢やパフォーマンスの透明性向上、手数料等に関する説明の充実、運用状況の情報開示の改善等）

国内決済や企業間決済の高度化

事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し

海外のオピニオン・リーダーへの正確な情報提供、国際的影響力のあるオピニオン・リーダーの育成

上場インフラファンド市場の早期創設、ヘルスケアリートの上場推進、普及・啓発

国際的素養を備えた公認会計士等の専門人材の育成
専門人材の海外進出やネットワーク形成の促進

JBICによる新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設

ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ

【昨年の提言事項への取組】

国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援（NISAの普及促進等）

アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援（アジア金融連携センターの設立等）

リスクマネー供給のための各種施策（クラウドファンディングの拡充、新規上場時の負担軽減等）

金融経済教育の充実

GPIF等の改革（運用やガバナンスの見直し）

アジアにおける資金調達の円滑化（グループ内企業の貸付規制緩和、JICAによる現地通貨建ての海外投融資等）

企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組み（成長性に着目したマーケット指標の導入、スチュワードシップコードの導入、社外取締役の導入促進等）

英語による金融行政窓口設置

インフラファイナンス市場の整備（東証による上場インフラファンド市場の創設等）

東京市場の機能強化（東京プロボンド市場の活性化、JBICによるサムライ債保証対象拡大等）

金融関係法令・ガイドライン等の英語化の推進

【外部の専門機関】

平成26年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成25年12月
金融庁



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置(1)

NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上

【現状及び問題点】

- 平成26年1月より開始されるNISAの普及・定着により、自助努力に基づく家計の資産形成の支援・促進と、経済成長に必要な成長マネーの供給拡大の両立を図ることが期待されている。
 - しかし、現在導入が予定されているNISAについて、
 - ・同一勘定設定期間内(最長4年間)における口座開設金融機関の変更ができない
 - ・一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない等、利用者にとって不便な点がある。
- ⇒NISAの普及・定着を図る観点から、早期に同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要。

【大綱の概要】

○NISA口座開設等の柔軟化

- ①NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。
- ②NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。

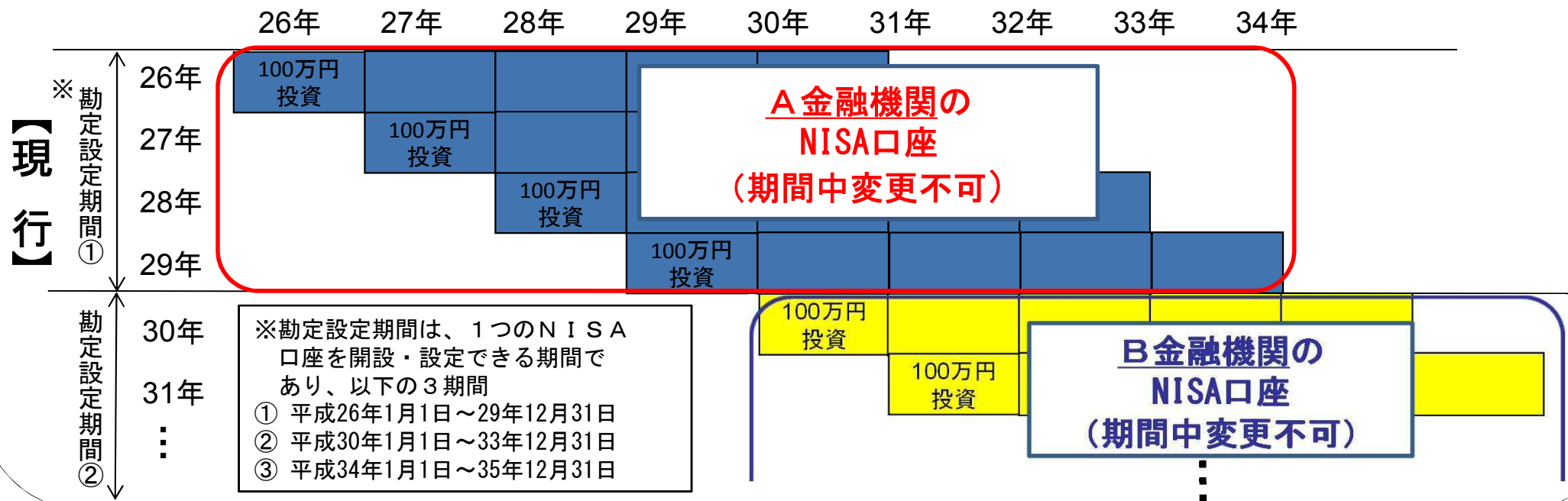
○検討事項(以下の内容を記載)

「NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。」

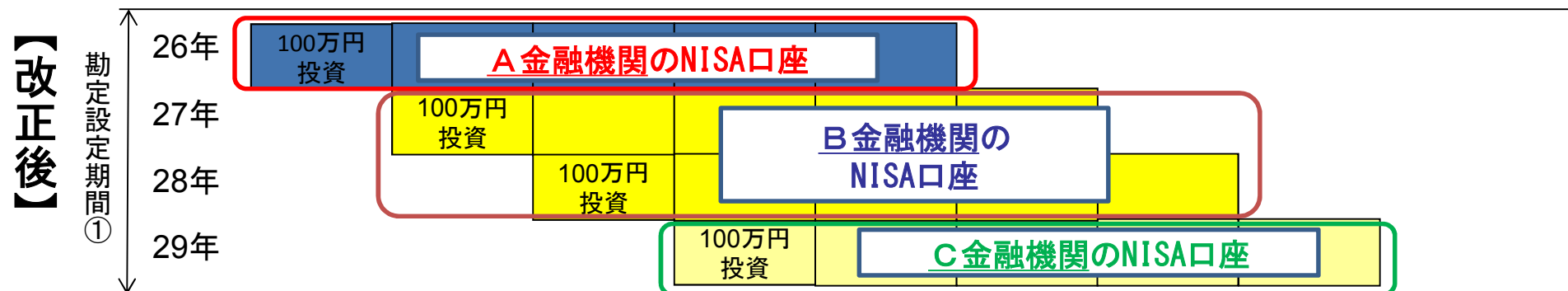
① NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勘定設定期間※内(最長4年間)は、NISA口座を開設する金融機関の変更はできない。

⇒金融機関によって取扱商品が異なるが、顧客は投資ニーズに応じて金融機関を変更することができない。



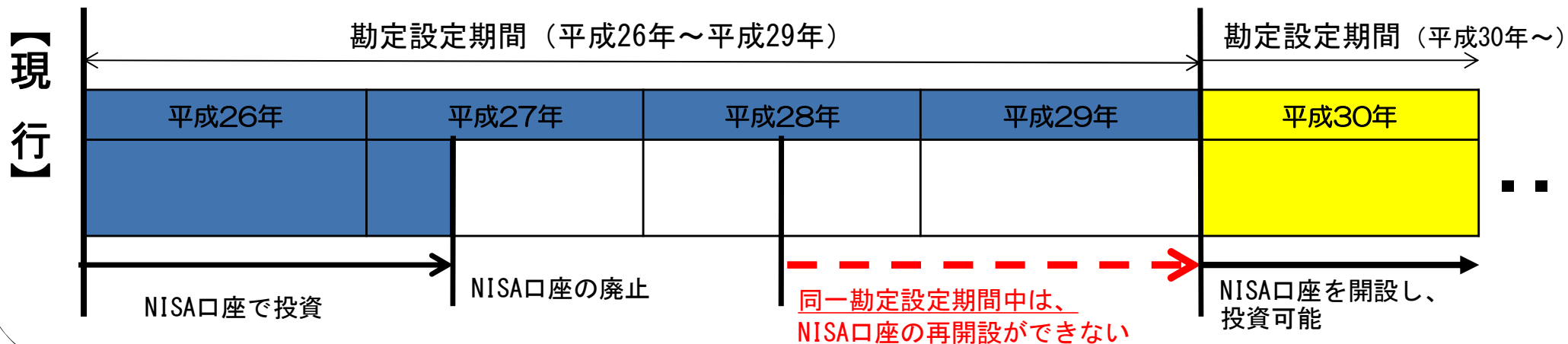
NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。



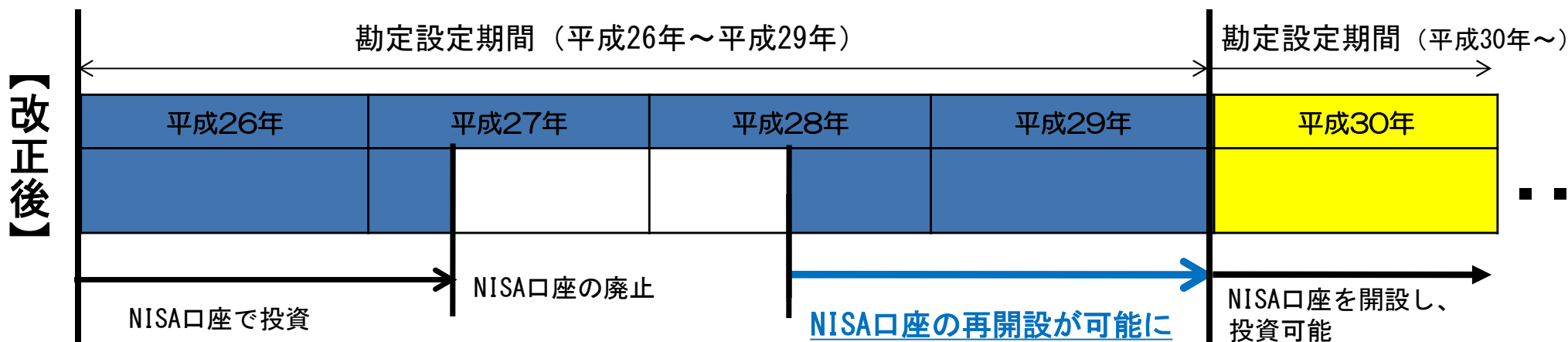
② NISA口座廃止後の再開設

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中は、NISA口座を再開設できない。

(例) 海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、同一勘定設定期間中は帰国後のNISA口座の再開設ができない



NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置(2)

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。
- 平成25年度税制改正において、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところであるが、デリバティブ取引・預貯金については、未だ損益通算が認められていない現状。

【大綱の概要】

- 検討事項として、以下の内容を記載。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討
預貯金	源泉分離	—	

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(1)

個人事業者に係る事業再生税制の創設

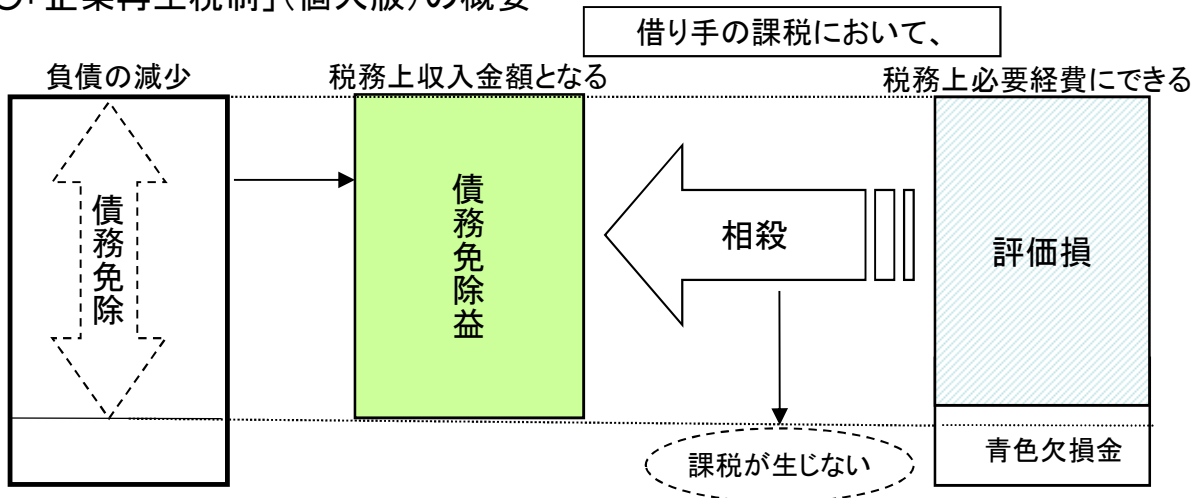
【現状及び問題点】

- 法人については、「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていない。
- このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。(注)中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の準則に則り作成された計画。

【大綱の概要】

- 事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例を創設。
- 個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入。

○「企業再生税制」(個人版)の概要



① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能(注)

(注) 事業所得等の金額を限度とする

② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益は総収入金額に不算入(注)

(注) 現行所基通36-17(債務免除益の特例)の内容を税法上に明文化

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(2)

地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大

【現状及び問題点】

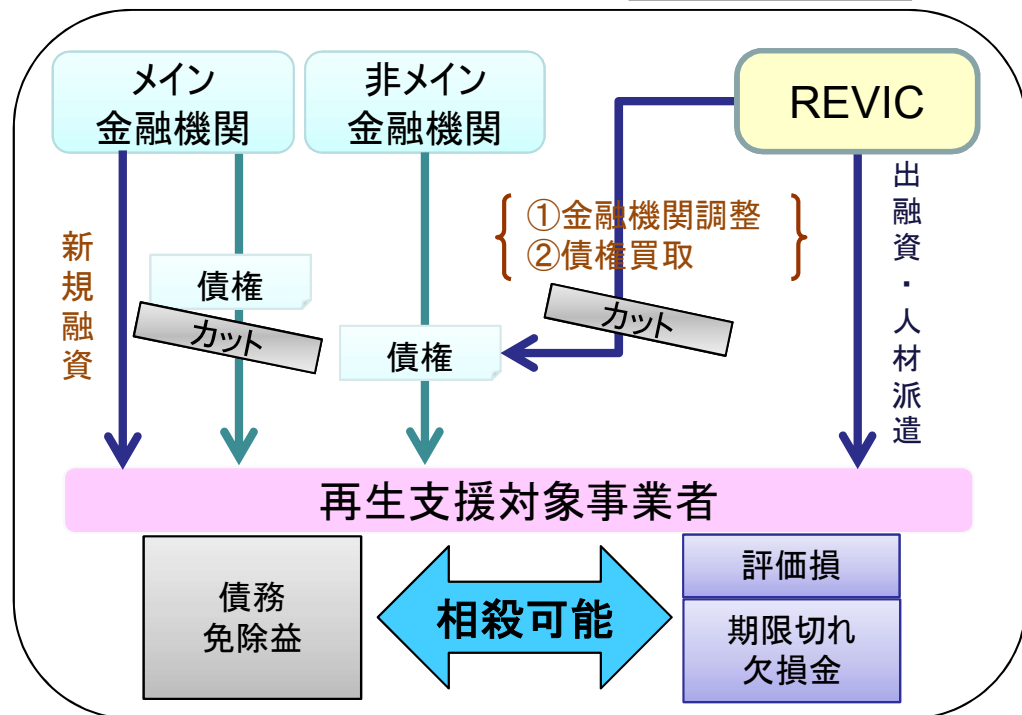
- 現行制度上、地域経済活性化支援機構による債権買取を前提とした債権者間調整のみを行うケースには、企業再生税制の適用が認められる(平成20年度税制改正要望にて措置)。
- 一方、平成25年3月の機構法改正により、債権買取を前提としない債権者間調整のみを行うケースが認められたものの、その場合の企業再生税制の適用は現状認められていない。

【大綱の概要】

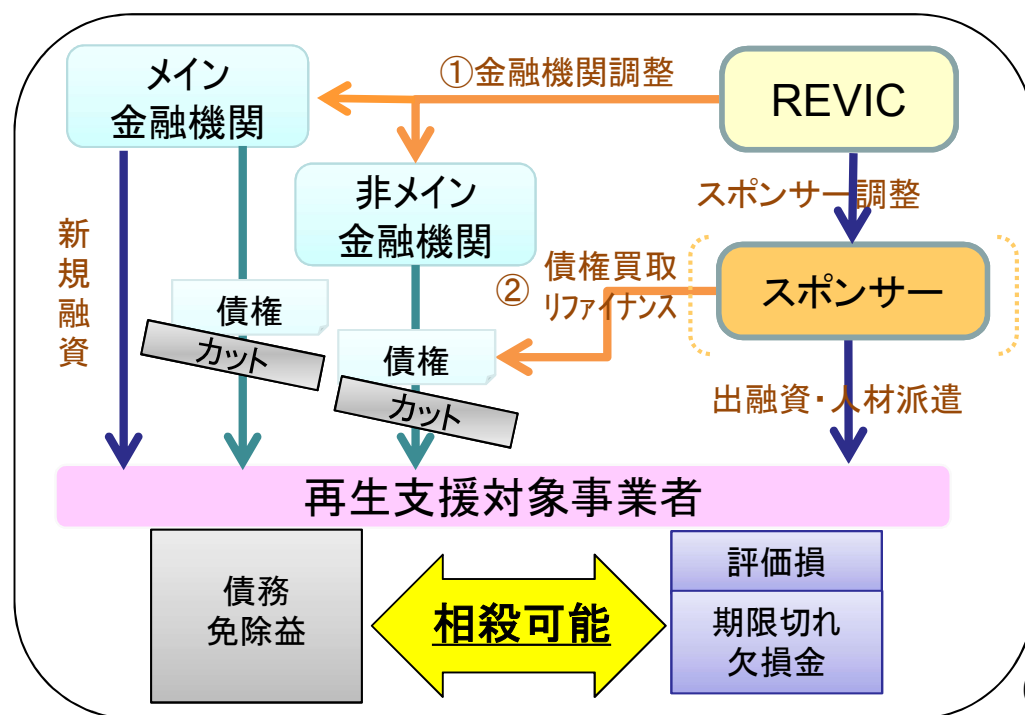
機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、「合理的な再生計画」^(注)に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。

(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(機構等の)準則に則り作成された計画等

【従来から認められていたもの(①②同時提示)】



【今回認められたもの(①②分離提示)】



2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(3)

経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用

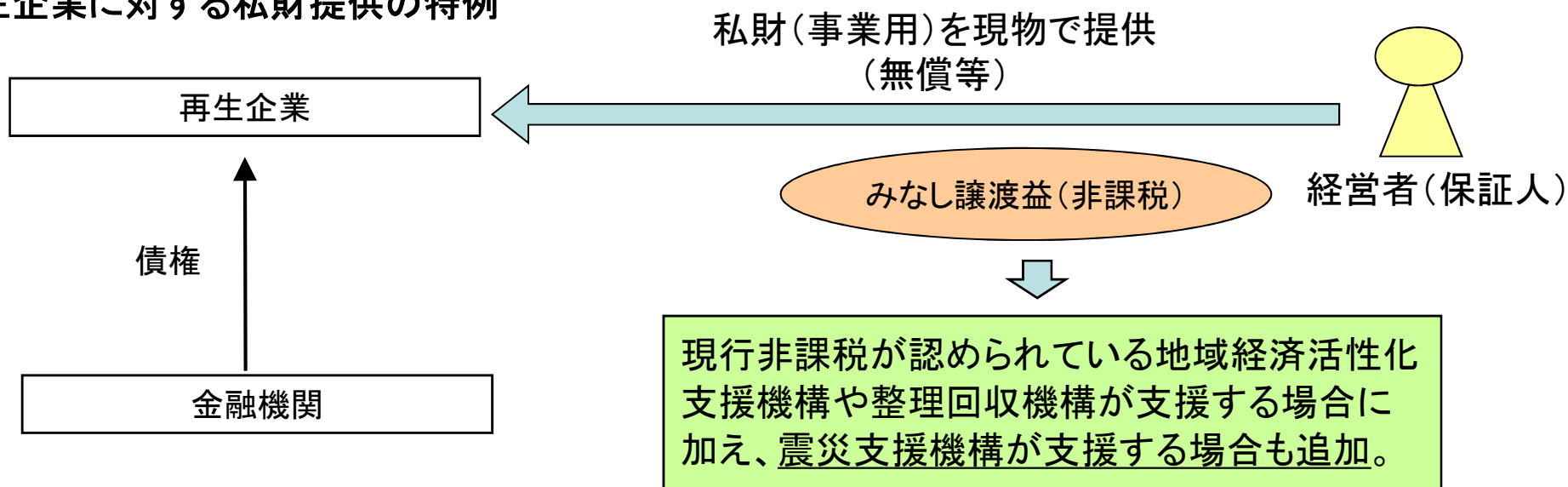
【現状及び問題点】

- 震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる(みなし譲渡益課税)。
- 他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益が非課税となる。

【大綱の概要】

震災支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とする。

○再生企業に対する私財提供の特例



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(1)

国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

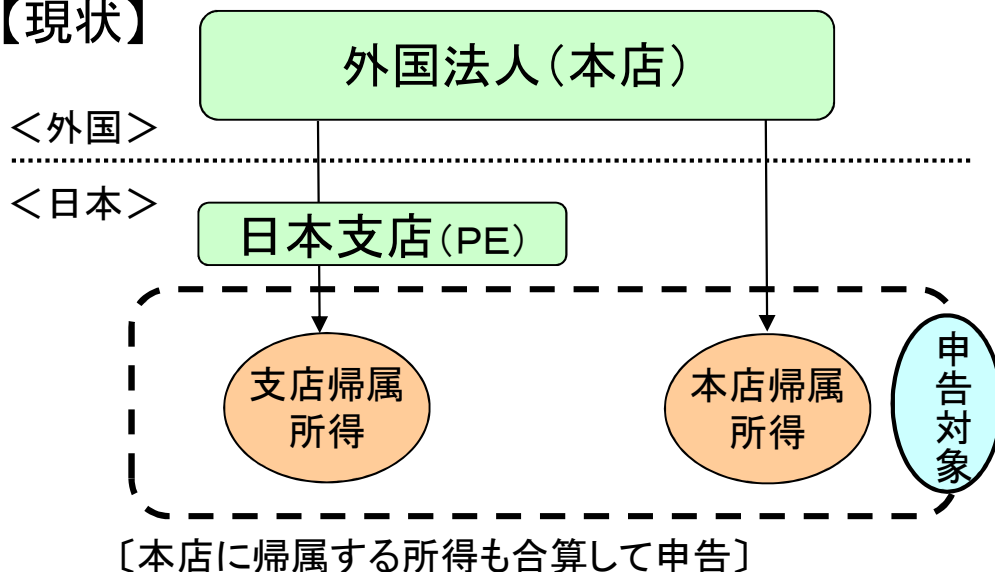
【現状及び問題点】

- OECD加盟の主要国においては、外国法人が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみを申告対象とすることとされている(帰属主義)。
 - しかしながら、我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(総合主義)。
- ⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている。

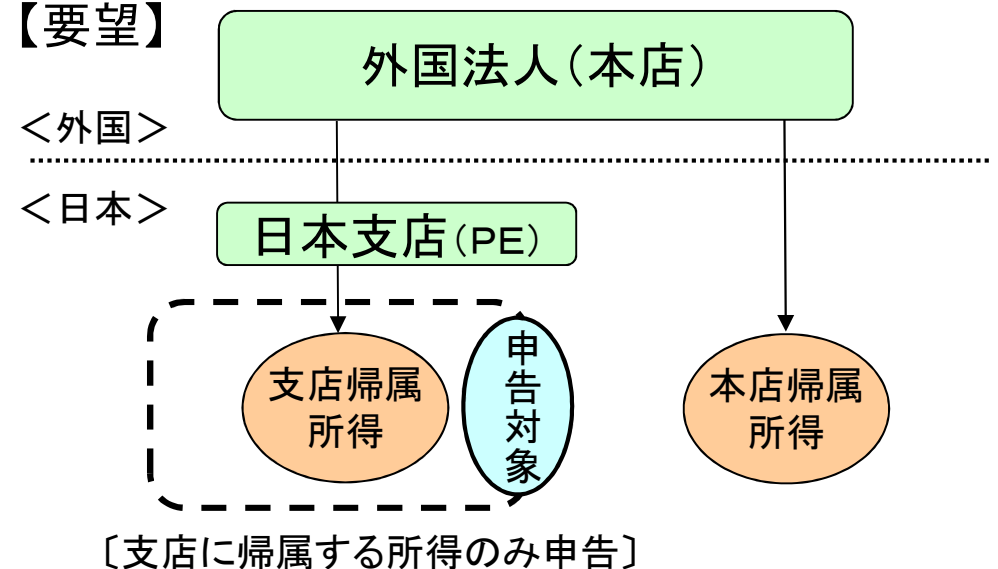
【大綱の概要】

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

【現状】



【要望】



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(2)

日本版スーク(イスラム債)に係る非課税措置の延長

【現状及び問題点】

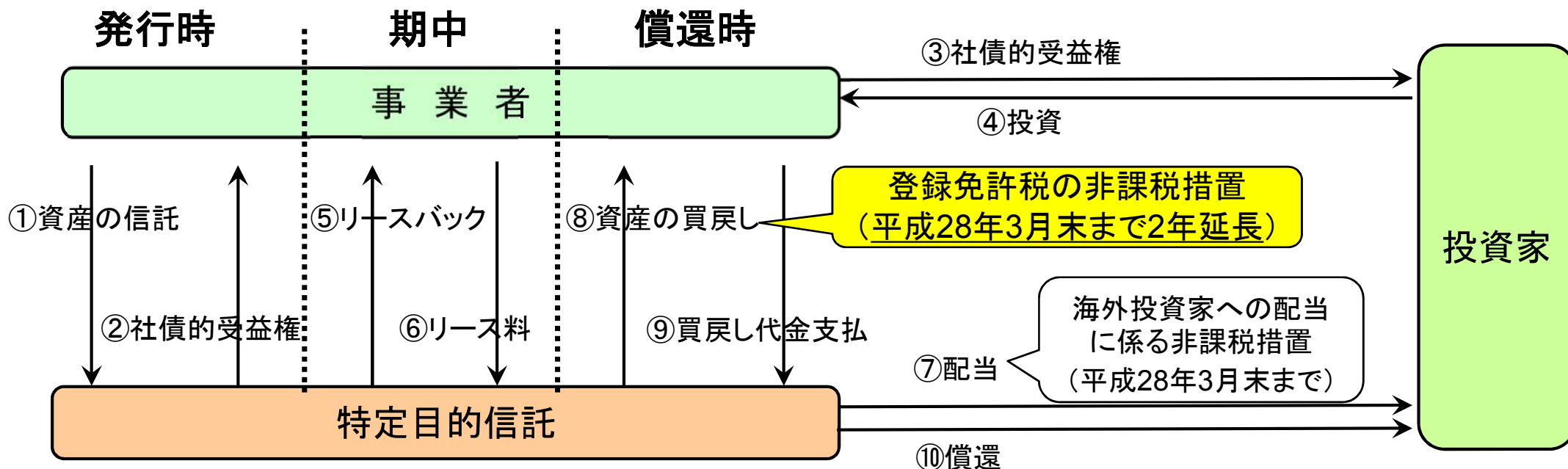
- 日本におけるスークの発行を促し、日本市場の活性化につなげる観点から、経済的に社債と同等の性質を確保するため、日本版スークに係る非課税措置の恒久化が求められる。
- しかし、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置については、26年3月末までの時限措置とされており、今後、日本におけるスークの発行が進まなくなるおそれがある。
※このほか、海外投資家への配当に係る非課税措置が平成28年3月末までとされている。

【大綱の概要】

日本版スークに係る非課税措置を平成28年3月末まで2年延長する。

—432—

<日本版スークの発行スキーム>



(注) ①はもともと非課税。⑧に関する不動産取得税の非課税は恒久化済み。

NISA口座の利用状況等について

平成26年6月 金融庁

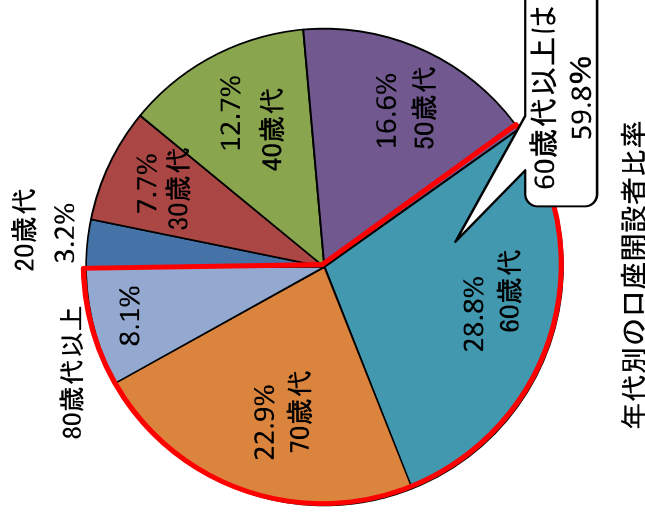


NISA口座開設数(平成26年3月31日現在)

- NISA総口座数は、**650万3,951口座** (注1)
 - ・ 制度導入時点(平成26年1月1日)の約475万口座から、3ヶ月で約175万口座、約37%増

- 年代別の口座数を見ると、60歳代以上の割合は、59.8%
 - ・ 制度導入時点の60歳以上の割合(63.4%)より3.6%低下し、50歳代以下の現役層の割合が増加

	NISA口座数	1月からの増加率	年代別比率	(参考)制度導入時点(注2)
総数	650万3,951	37.0%増 ※ 国税庁発表 件数との比較	100.0%	492万4,663
20歳代	20万9,144	52.0%増	3.2%	13万7,580
30歳代	50万1,895	56.1%増	7.7%	32万1,576
40歳代	82万3,581	47.3%増	12.7%	55万9,030
50歳代	107万8,784	36.8%増	16.6%	78万8,778
60歳代	187万4,228	26.6%増	28.8%	147万9,943
70歳代	149万0,993	22.7%増	22.9%	121万5,185
80歳以上	52万5,326	24.3%増	8.1%	42万2,571



- (注)1 全金融機関に対する金融庁による調査(NISA取扱金融機関 686法人)
- 2 一部の金融機関では、制度導入時点(平成26年1月1日現在)の計数が把握できず、1月中の把握可能な時点での口座数を提出していることから、本調査における口座数は、平成26年1月国税庁発表資料と乖離が生じている。

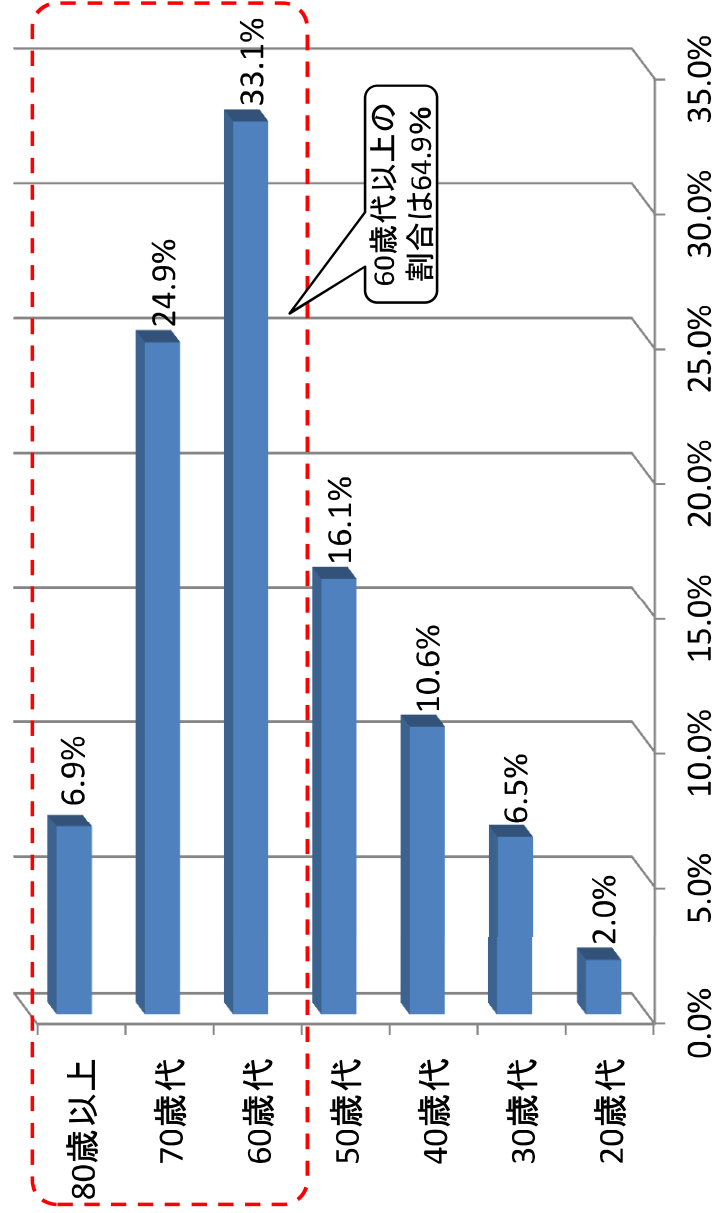
※ 国税庁発表NISA口座開設件数:4,747,923件(平成26年1月1日時点)

NISA口座における買付額(平成26年3月31日現在)

○ NISA総買付額は、1兆34億4,608万円

商品別内訳は、	上場株式	3,645億1,357万円	(36.3%)
	投資信託	6,212億0,822万円	(61.9%)
	ETF	91億0,417万円	(0.9%)
	REIT	86億2,012万円	(0.9%)

○ 年代別の買付額内訳を見ると、総買付額に占める60歳代以上の割合は、64.9%



年代	買付額
80歳以上	687億5,684万円
70歳代	2,494億6,833万円
60歳代	3,318億3,974万円
50歳代	1,618億4,650万円
40歳代	1,060億7,500万円
30歳代	653億9,760万円
20歳代	200億6,206万円

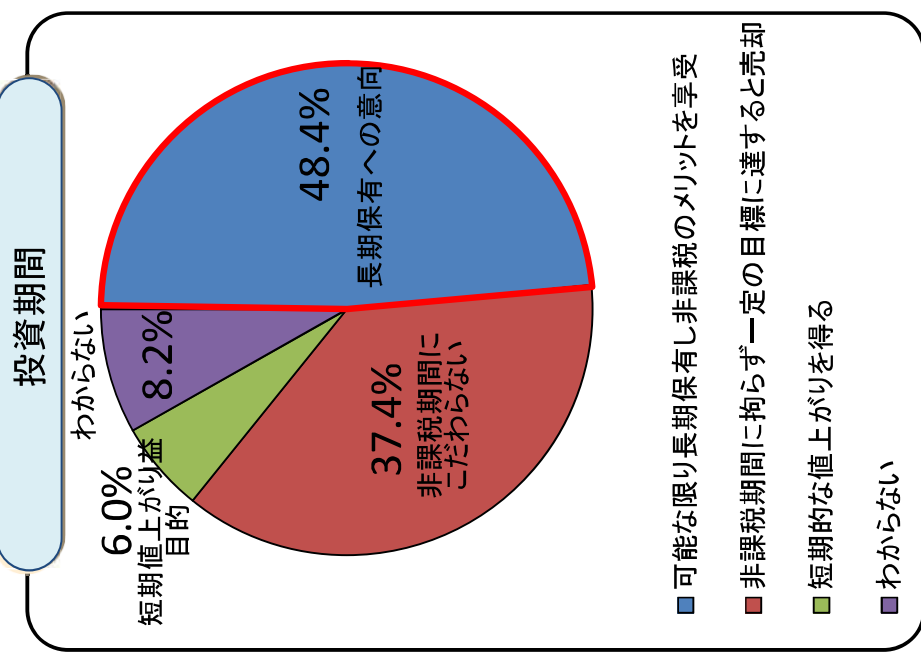
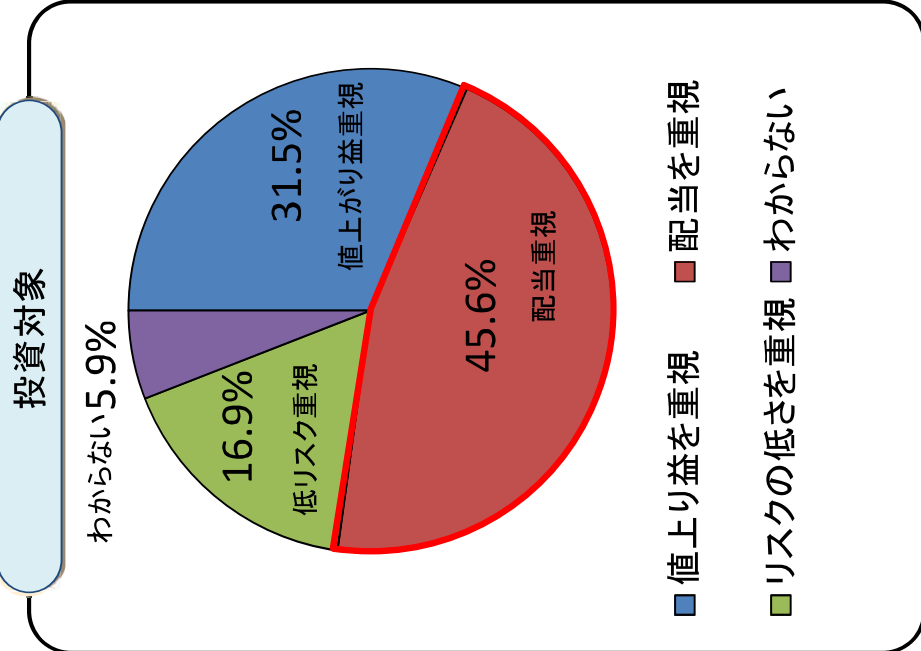
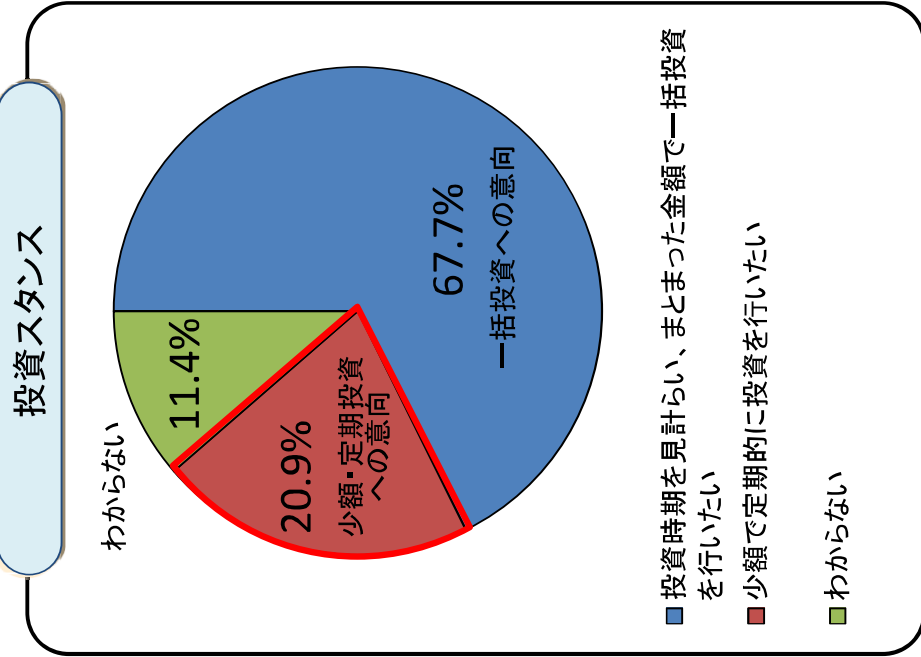
【調査概要】

- 調査対象数
9,727件：日頃から投資や資産形成等についてアドバイス等を行っている、ファイナンシャル・プランナーや金融機関の証券営業員、営業担当管理職等
- 所属別：FP(155)、銀行(4,474)、証券会社(4,928)、その他(170)
- 職種別：主に窓口での証券営業の担当(2,585)、主に外訪での証券営業の担当(4,412)、主に電話での証券営業の担当(385)、営業部署の管理職(1,391)、その他(799)
- 調査方法
インターネット調査
- 調査時期
平成26年5月7日～18日
- 調査目的
NISAに関して、①利用者の意向、②販売現場の実態、③若年層の利用の現状及び課題等を把握するため

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

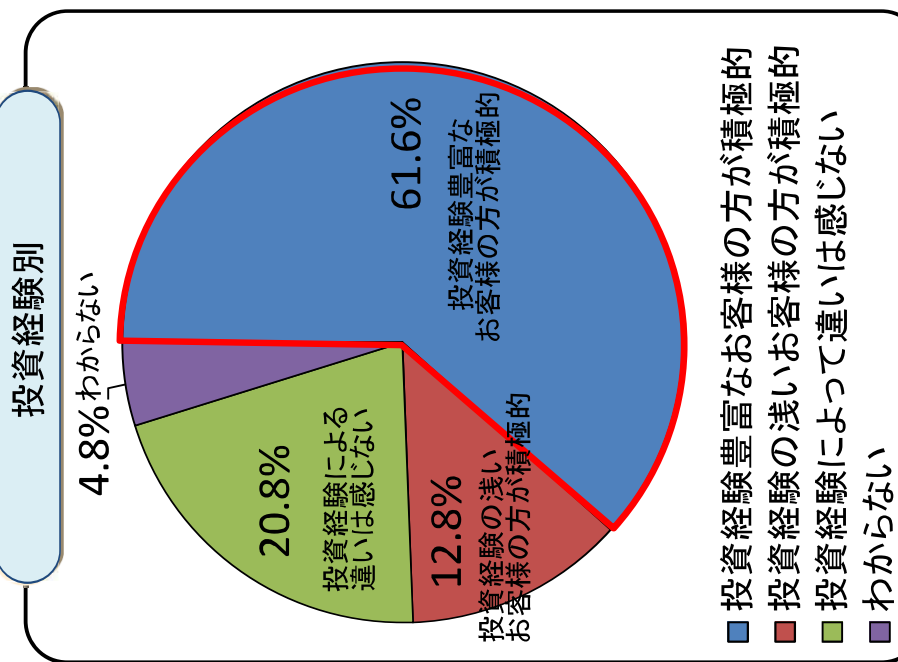
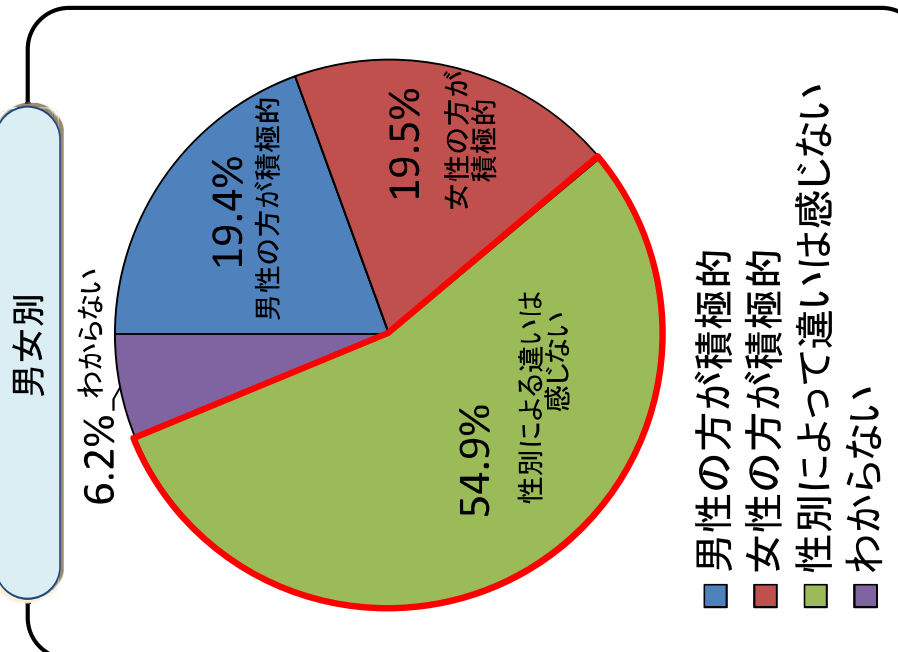
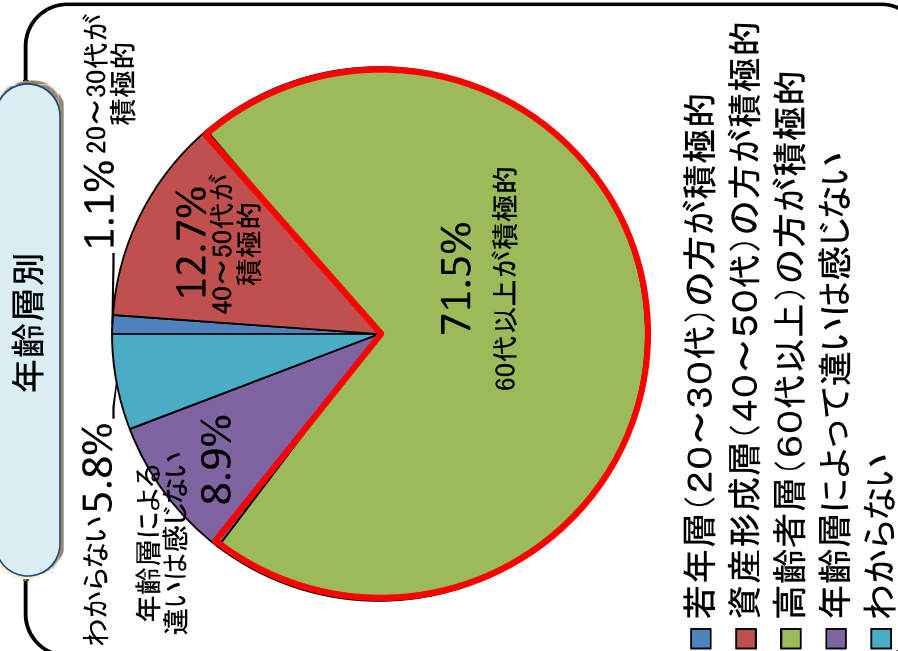
I. NISAの利用意向 - (1) 投資スタンス等

- 利用意向については、配当を重視し、可能な限り長期保有し非課税メリットを享受しようとする顧客が多いとの回答が約半数であった
- 少額からの定期的な投資に意欲を示している顧客が多いとの回答は約2割



I. NISAの利用意向 —(2)顧客層別

○ 高齢者層及び投資経験の方がより積極的にNISAを活用しているという回答が半数超。
 一方、男女によって差はないものと考えられる。



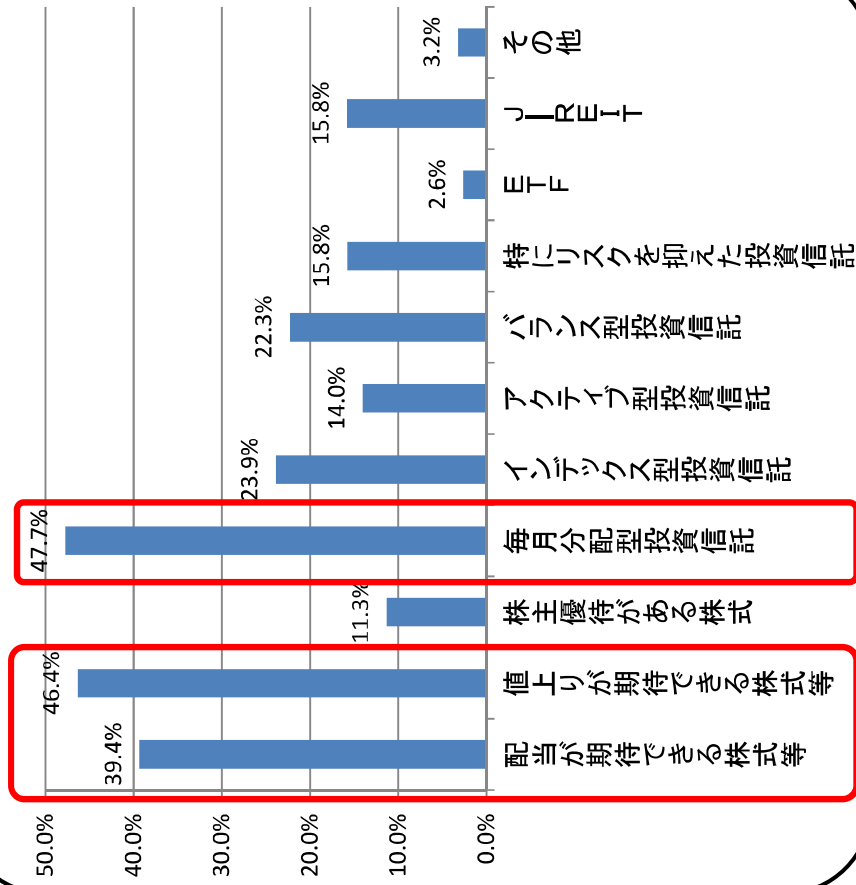
FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要(参考)

Ⅱ. 販売現場の実態－(1)NISAにおいて推奨している商品・顧客からのニーズが高い商品

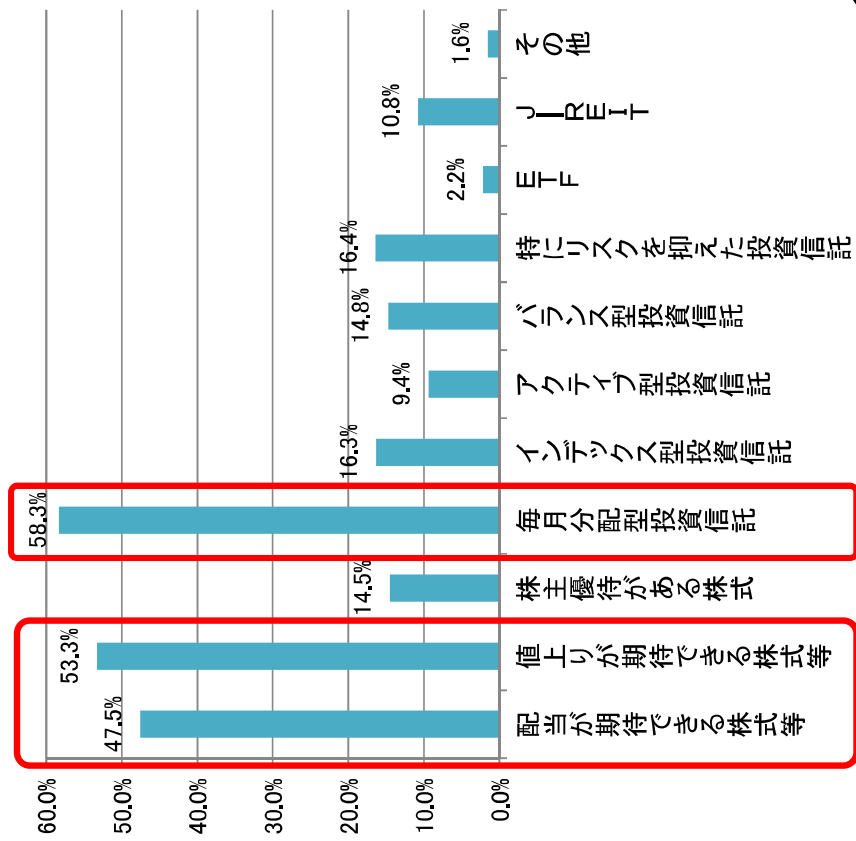
○ 値上がり益が期待できる株式等と高配当株式等に回答が二分化

また、NISAで投資を行う際には留意すべき点のある毎月分配型投資信託(注)にも強いニーズが認められる
 (注)金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、NISAを使った取引を勧誘する際に説明すべき留意事項として、「投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できないこと」をあげている

NISAにおける推奨商品

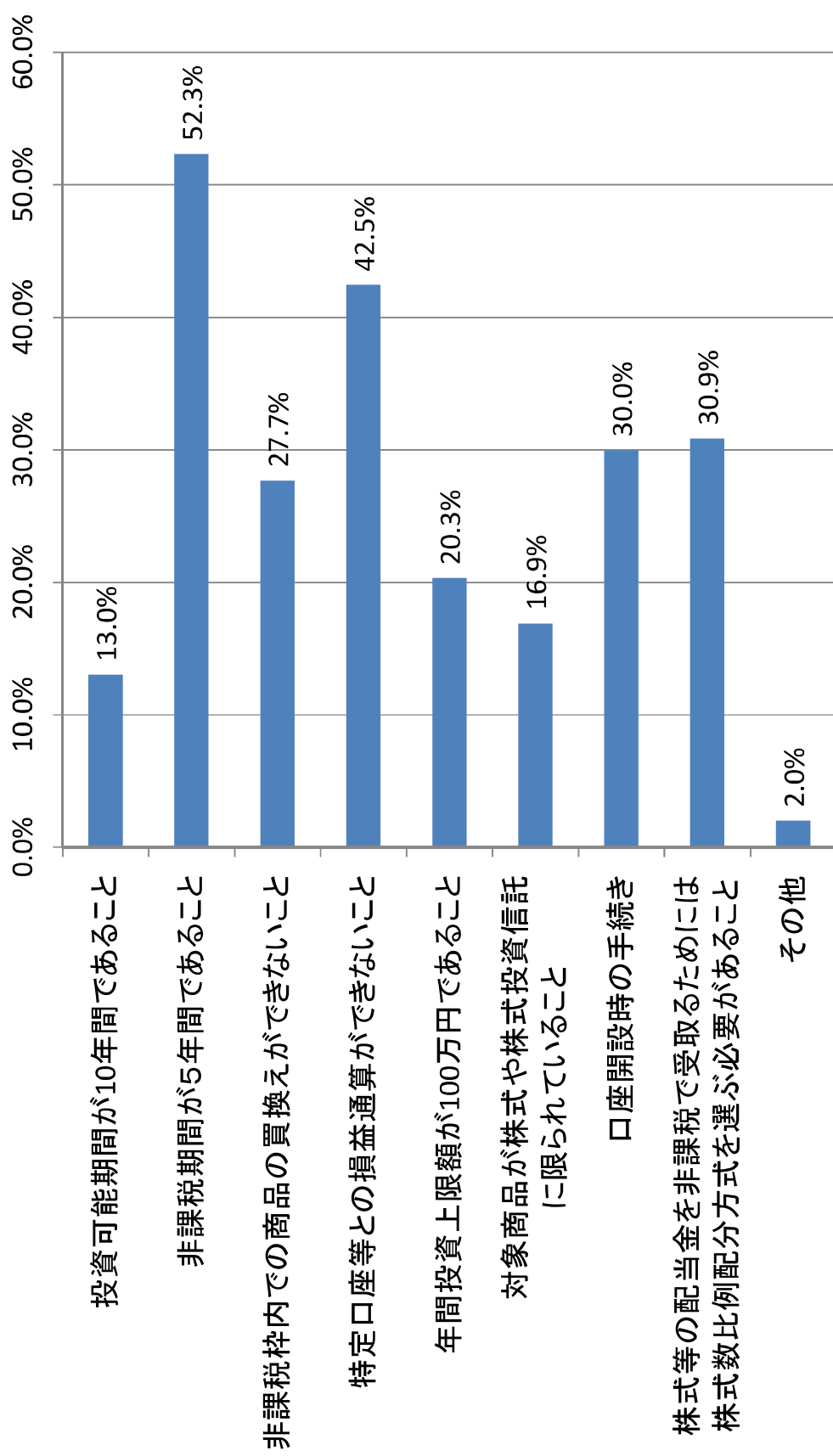


NISAにおける顧客のニーズの高い商品



FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要(参考)

II. 販売現場の実態 —(2)NISAの説明に当たり、顧客からの質問等が多い点



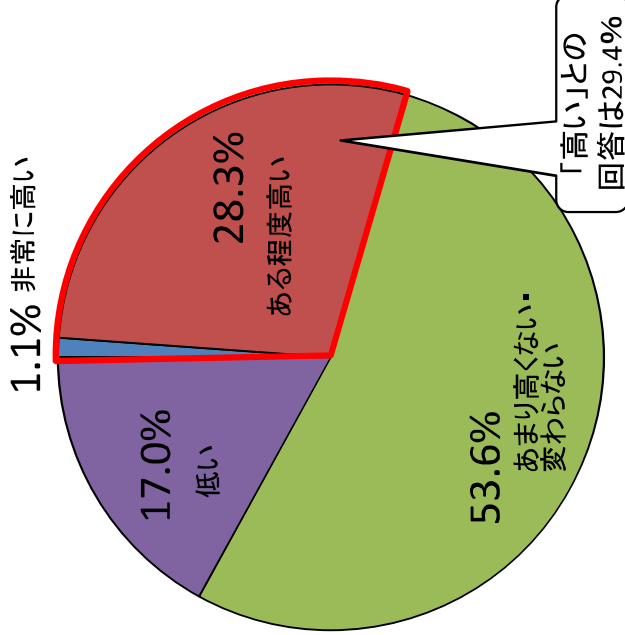
FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要(参考)

Ⅲ. 若年層の利用拡大について - (1) 若年層の投資への関心等

- これまでの投資一般と比較してNISAへの関心が高いと回答があったのは約3割
- 若年層がNISA口座開設に踏み切れない理由は、資金的余裕がないことが6割超と最も高く、次いでNISAや投資への理解・認知度不足、投資へのネガティブなイメージが約3割

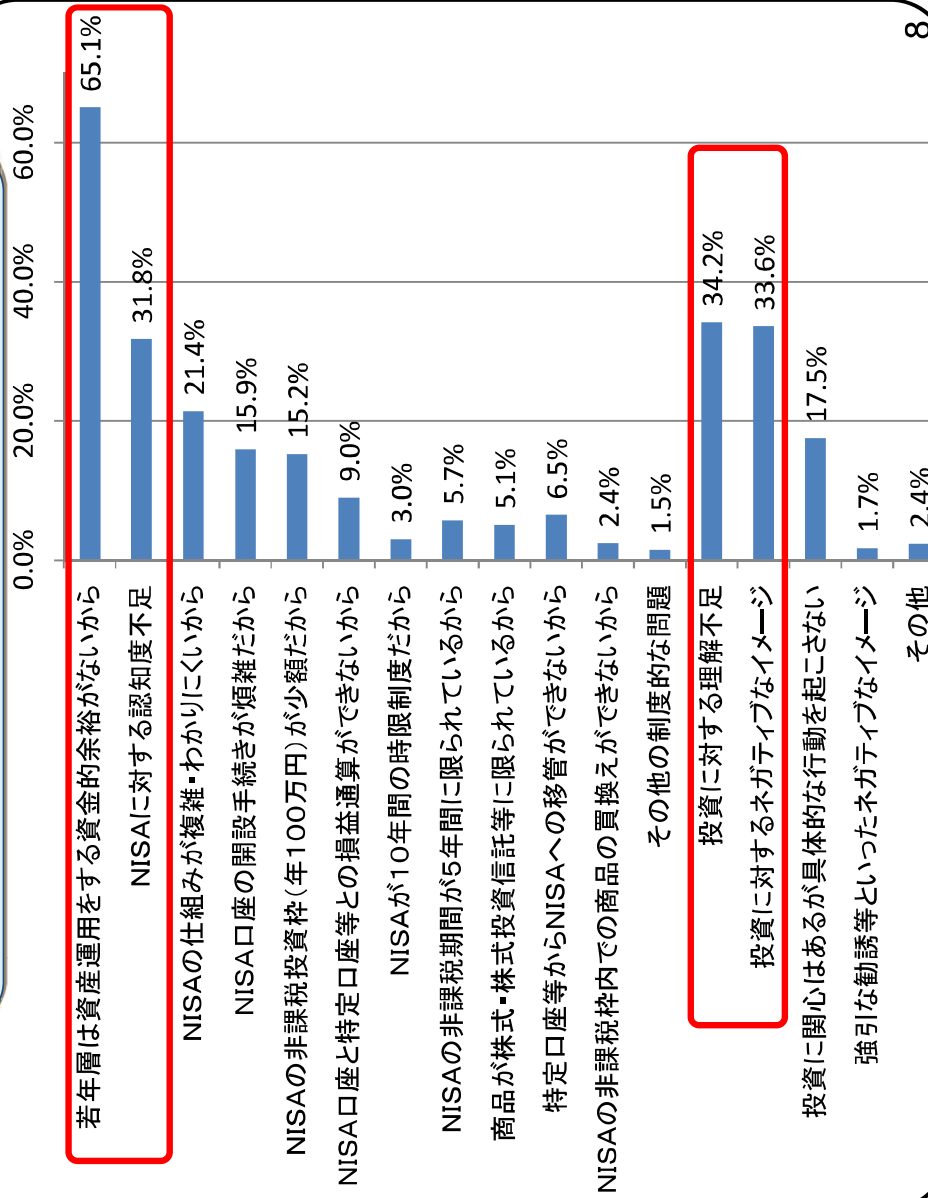
若年層を中心とした投資未経験者・初心者のNISAへの関心

これまでの投資一般と比較して、関心の度合い



- 非常に高い
- ある程度高い
- あまり高くない・変わらない
- 低い

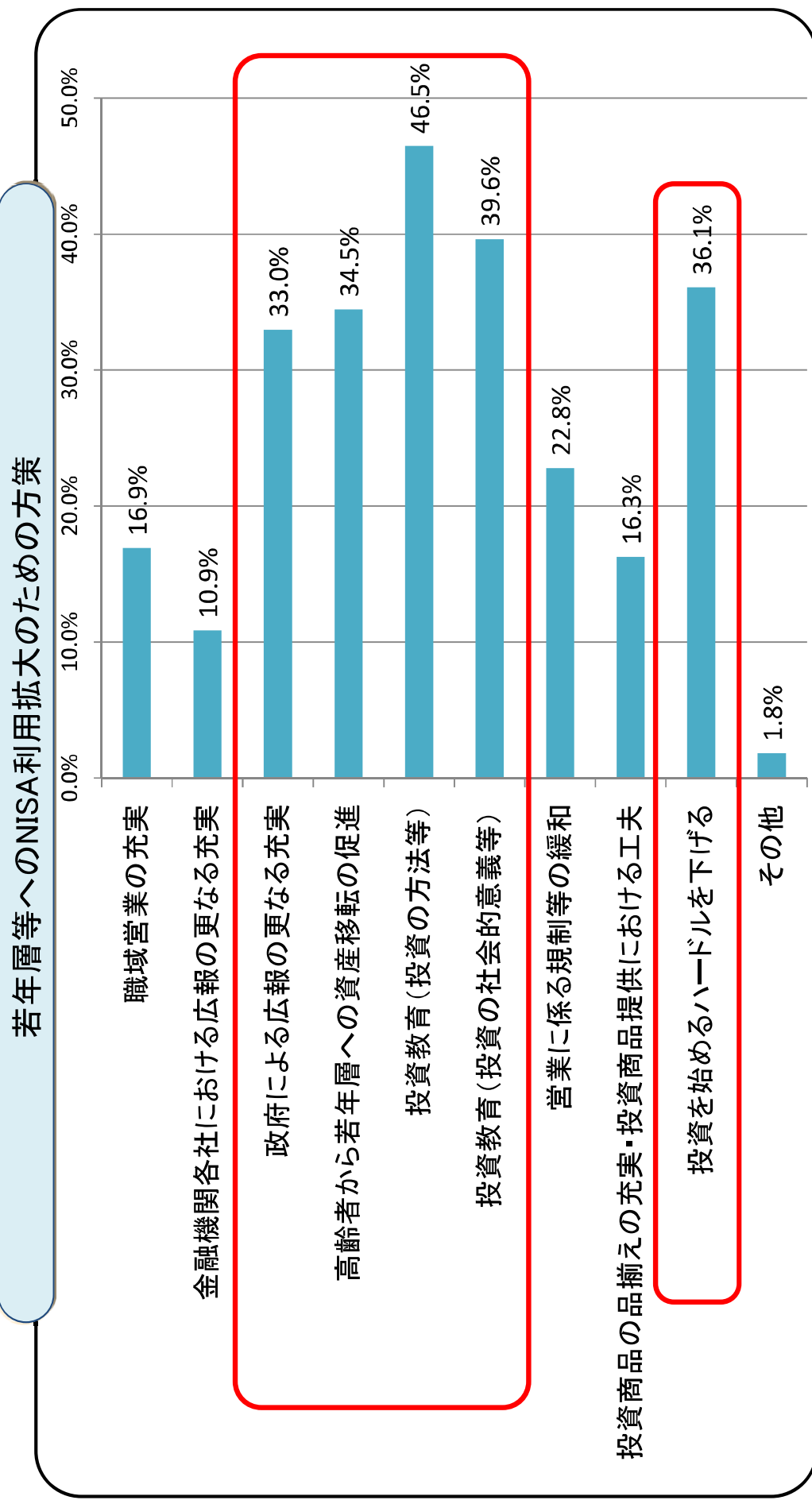
若年層を中心とした投資未経験者・初心者のNISA口座の利用(口座開設)を妨げている要因



FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要(参考)

Ⅲ. 若年層の利用拡大について - (2) 利用拡大のための方策

○ 若年層への利用拡大策としては、投資教育・政府広報の充実、投資について相談・手続きのしやすい環境整備等により投資を始めるハードルを下げる、高齢者層から若年層への資産移転の促進との回答が3割以上



地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地で地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議(シンポジウム)を開催する。併せて、先進的な取組みや広く実践することが望ましい取組みについて顕彰などの施策を実施する。
創業・新規事業支援等を含む金融仲介機能の強化に関する調査・研究	デフレ脱却のため、金融機関が、金融仲介機能の一層の発揮を通じ、創業・新規事業支援など地域経済の再生・活性化を図るために積極的に貢献していくことが重要である。このような金融機関の取組みを促進し、支援していく観点から、金融機関における貸出しリスクの判断や支援の参考となり得る情報の収集、ノウハウの蓄積及び欧米における金融機関の

	連携・提携等に関する当局の規制、税制上の取扱い や具体的実例等の調査研究等を行う。
--	----------------------------------------------

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

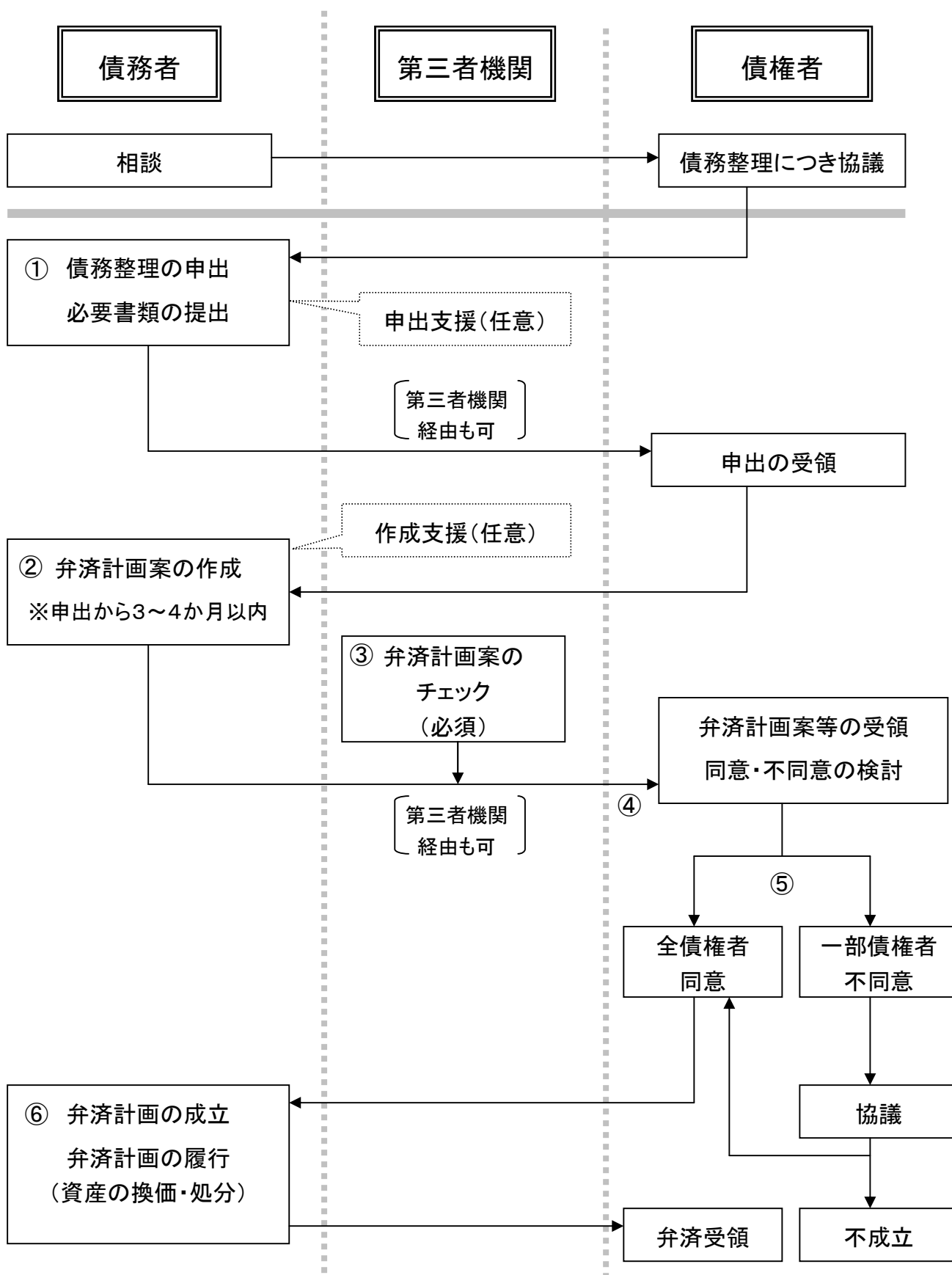
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

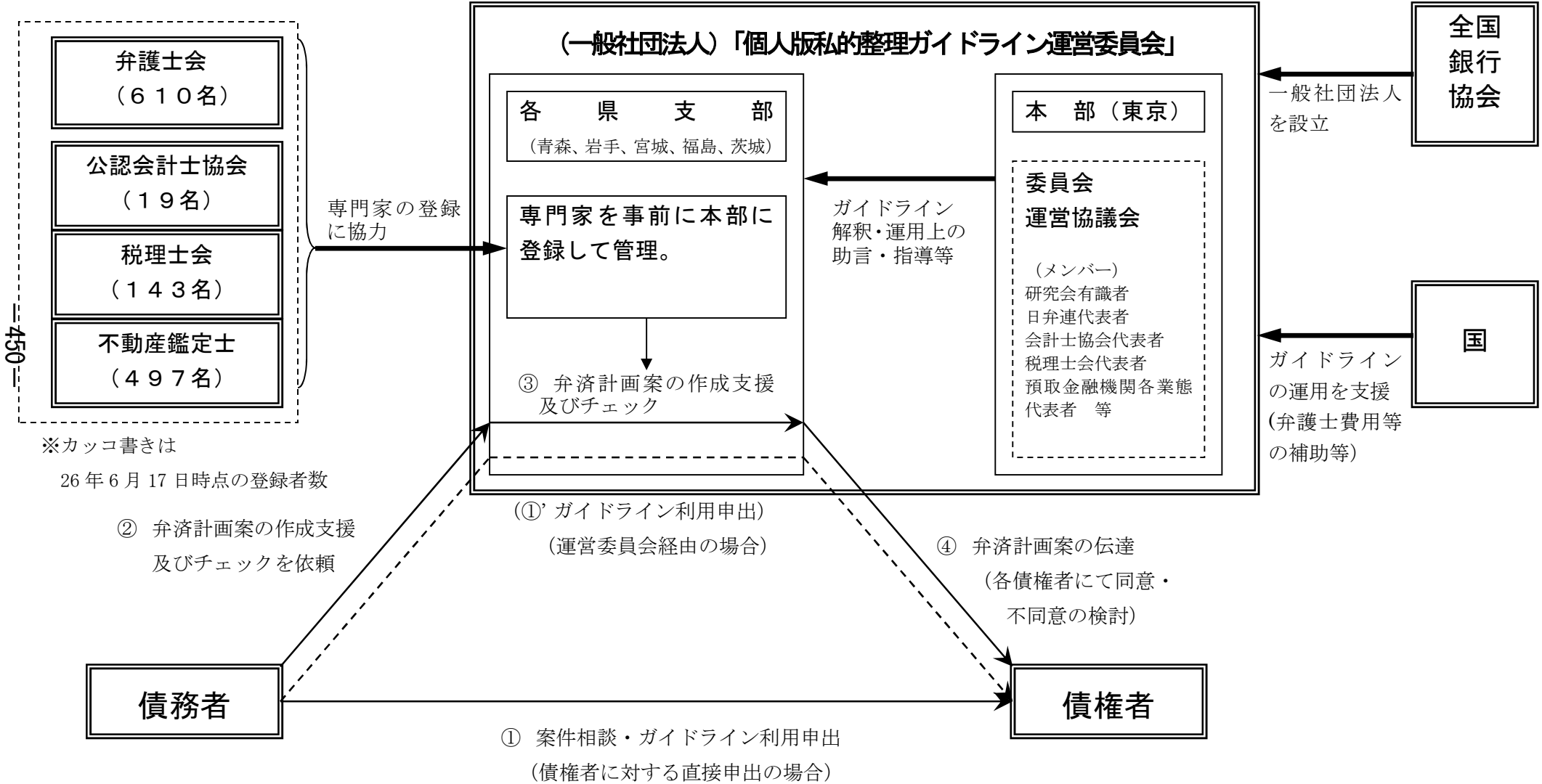
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



450

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエンコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに入済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 入済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、入済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む入済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、入済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を經由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める入済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む入済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 入済計画案の内容

入済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 入済計画案の合理性

入済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 入済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める入済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成23年10月26日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成24年1月25日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では1月23日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り500万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成24年12月19日

各位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531

いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする 被災者支援の促進について

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援については、昨年7月に、当庁より、その取組みを推進するよう要請を行ったところです。

二重債務問題への対応は一定程度進捗しつつありますが、今後、防災集団移転促進事業等が進捗する等、被災者（事業者及び個人）が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、再建に必要な様々な資金需要の高まりも予想されます。金融機関には、引き続き、被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応していくとともに、新規融資を含む資金供給や経営改善・体質強化の支援に、これまで以上に積極的に取り組むことが求められています。

については、被災者支援の一層の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の強化

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用を含め、当該被災者にとって最適な解決策を提案し、その実行を支援するよう努めること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構等による被災事業者支援の促進

被災事業者の再生支援のため設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構を活用した被災事業者の再生支援について、今後、復興の進展が期待される中で、その取組みの促進が求められている。

このため、金融機関は、引き続き、被災事業者に対し、これらの機構等の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構等の積極的な活用を検討すること。

さらに、金融機関は、これらの機構等を活用して被災事業者を支援するにあたり、機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って、長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うこと。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる枠組みであり、今後、防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、ガイドラインの利用を通じた被災者の生活再建支援が強く望まれている。

これを踏まえ、金融機関は、引き続き、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、元本返済猶予等の貸付条件の変更を行っている債務者も含め、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

また、ガイドラインに基づく弁済計画案が提示された場合には、出来る限り迅速に当該計画案に関する判断を行うこと。

一般社団法人全国銀行協会会長 殿
一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿
一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿
一般社団法人信託協会会長 殿
一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿
一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿
社団法人全国労働金庫協会理事長 殿

金融庁監督局長 細 溝 清 史

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について

今後、東日本大震災の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重債務問題）を抱える被災者が増加すると予想され、これまで以上に十全な対応を行っていく必要がある。ついては、被災者支援の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行支援を行うよう努めること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、復興庁、金融庁及び中小企業庁は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」（別添）を取りまとめ、平成24年7月17日に公表した。

これを踏まえ、金融機関は、被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。また、機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断すること。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会(座長：高木新二郎) 決定。以下「ガイドライン」という。) については、手元に残せる現預金(義捐金等を除く)の上限を500万円を目安に拡張する等、運用の見直しを図っている。また、国は弁護士費用の全額補助を実施している。今後、被災地域の復興計画の進展等に伴い、ガイドラインの利用による被災者の生活再建支援が強く望まれる。

これを踏まえ、金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

以上

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による 被災事業者支援の促進について

平成24年7月17日
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が業務を開始してから4か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

1. 支援決定までの期間の短縮化

- 通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結（小規模事業者ではさらに短縮）する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。

これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

2. 信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。
これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。
- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

3. フォローアップ

- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。



[ホーム](#) > [報道発表資料](#) >

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

消費者基本計画(抄)

【重点施策】

7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係）【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、43、48、49、51、60、60-2、60-3、60-4、62、64、66、153-2 関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	消費者庁 警察庁 金融庁	
②	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等	
③	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	消費者庁 金融庁 関係省庁等	

	構築			
④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等	
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発		消費者庁 関係省庁等	
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等	
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	金融庁	引き続き実施します。

60	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>	消費者庁 警察庁 金融庁 厚生労働省	一部実施済み。継続的に実施・引き続き検討します。
60-2	<p>CO₂排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。</p>	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	引き続き検討します。
60-4	<p>適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて、金融商品取引法の政令・内閣府令の整備を行うに当たっては、投資家保護のための適切な措置を講じます。</p>	金融庁	<p>適格機関投資家等特例業務については、平成26年度中に措置を講じます。</p> <p>投資型クラウドファンディングについては、平成26年度から27年度前半にかけて検討し、措置を講じます。</p>
62	<p>無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。</p>	金融庁	引き続き実施します。
63	<p>消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。</p>	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。

64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成 24 年 12 月 18 日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。</p>	金融庁 財務省	継続的に実施 します。
65	<p>キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。</p>	警察庁 金融庁	継続的に実施 します。
66	<p>金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。</p>	警察庁 金融庁	継続的に実施 します。

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	<p>新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。</p>	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済 み。 継続的に実施 します。

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	<p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。</p> <p>特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</p>	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施 します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施 します。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成 26 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトへ新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
	18 年	5 月
9 月		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月		財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。
19 年		1 月

年 月	内 容	
2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。	
3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。	
4 月～6 月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。	
9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。	
9 月～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者173名）、大阪（11月 参加者164名）、東京（12月 参加者96名）、愛知（20年1月 参加者219名）、宮城（3月 参加者152名）で開催。	
10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。	
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソフト、約2千枚）、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット約29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。	
4 月～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。	
6 月～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者134名）、金沢（9月 参加者102名）、札幌（11月 参加者172名）、高松（2月 参加者111名）、熊本（3月 参加者159名）で開催。	
21 年	4 月～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者130名）、東京（2月 参加者97名）、大阪（2月 参加者59名）、広島（2月 参加者104名）、愛知（3月 参加者167名）、宮城（3月 参加者180名）で開催。

年 月		内 容
	4月 ～23年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約17万9千部）。
	11月 ～23年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11月参加者175名）、金沢（11月参加者151名）、高松（12月参加者197名）、東京（1月参加者107名）、札幌（2月参加者128名）、熊本（3月参加者170名）で開催。
	12月 ～23年3月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約52万部）。
23年	4月 ～24年3月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約19万部）。
	5月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10月 ～24年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約33万部）。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11月～12月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11月参加者124名）、那覇（12月参加者140名）で開催。
24年	1月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1月参加者152名）、大阪（1月参加者134名）で開催。
	11月 ～25年4月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成25年4月までに7回開催）
	11月 ～25年3月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11月参加者175名）、札幌（11月参加者134名）、さいたま（12月参加者108名）、熊本（1月参加者121名）、金沢（3月参加者110名）、福岡（3月参加者149名）開催。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25年	4月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成25年4月30日）
	4月 ～26年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約24万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約18万部）。
	6月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。（平成25年6月7日に第1回が開催）
	11月 ～26年3月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約27万部）。

年 月		内 容
	12 月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。 (平成 25 年 12 月 16 日に第 2 回が開催)
	12 月 ~26 年 2 月	「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を那覇(12 月 参加者 84 名)、大阪(12 月 参加者 134 名)、仙台(2 月 参加者 110 名)、広島(2 月 参加者 117 名)、名古屋(2 月 参加者 144 名)で開催。
26 年	6 月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。 (平成 26 年 6 月 3 日に第 3 回が開催)
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。
		「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京(6 月 12 日~14 日)で開催。

金融リテラシー・マップ

「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の項目別・年齢層別スタンダード
(お金の知識・判断力)

2014年6月

金融経済教育推進会議

(事務局：金融広報中央委員会)

金融経済教育推進会議は、関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）、有識者、金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会）、金融広報中央委員会をメンバーとして、2013年6月に金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）の中に設置されました。

1. マップとは？

- 「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものです。
 - 金融庁では、2012年11月に有識者・関係省庁・関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、2013年4月に研究会報告書を公表しました。この報告書の中で、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」が示されました。
 - 「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれます。
 - その内容を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものが、このマップです。

2. 何のために金融リテラシーを身に付ける必要があるのか？

- 国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためです。
 - 現代社会では金融との関わりを持つことは避けられません。「生活スキル」として金融リテラシーを身に付ける必要があります。
 - 国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えられます（消費者教育推進法でも、「公正かつ持続可能な社会の形成」が目指されています）。

3. 何のためにマップを作成したのか？

- 自治体、業界団体、各金融機関、NPO団体など、さまざまな現場で実際に金融教育を担う方にご利用いただくとためです。マップの作成により、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になると考えられます。

4. マップの高校生以下の部分に関する留意点

- 本マップの小学生から高校生までの部分については、以下の注釈が付されていることにご留意下さい（別添資料参照）
「学校段階においては、『習得する目安』と位置付け、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく」

マップの主な内容 (注1)

分野	分類	小学生 (注2)	中学生	高校生	大学生	若手社会人	一般社会人	高齢者
家計管理	適切な収支管理	社会の中で生きていく力の素地を形成する時期 必要なもの(ニーズ)と欲しいもの(ウォンツ)を区別し、計画を立てて買物ができる	将来の自立に向けた基本的な力を養う時期 家計の収入・支出について理解を深め、学校活動等を通じて収支管理を実践する	社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期 家族の一員として家計全体を意識しながら主体的・計画的に支出管理などができる	社会人として自立するための能力を確立する時期 収支管理の必要性を理解し、必要に応じたアルバイト等で収支改善をしつつ、自分の能力向上のための支出を計画的に行える	家計の担い手として適切に収支管理をしつつ、趣味や自己の能力向上のための支出を計画的に行える	社会人として自立し、本格的な責任を担う時期 家計を主として支える立場から家計簿などとして収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える	年金収入や金融資産取り崩しが生活費の主な源となる時期 リタイア後の収支計画に沿って、収支の管理し、改善のために必要な行動がとれる
生活設計	ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた賃金の確保の必要性の理解	勤労等を通じお金を得ることおよび将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解し、貯蓄する態度を身につける	勤労に関する理解を深めるとともに、生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる	進路選択を通じ将来の自分の姿を現実的に描くとともに、大まかな生活設計を立て生涯収入支出の概要を把握する	卒業後の職業との面立を前提に夢や希望をライフプランとして具体的に描き、その実現に向けて勉学、訓練等に励んでいる 人生の三大資金等を念頭に置きながら、生活設計のイメージを持つ	選択した職業との面立を図る形でライフプランの実現に取り組んでいる ライフプランの実現のためにお金がどの程度必要かを考え、計画的に貯蓄・資産運用を行える	環境変化等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向けて取り組んでいる 年金受取額等をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる	リタイア後のライフプランについて、余暇の活用、家族や社会への貢献にも配慮した見直しを行っている 年金受取額等をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知り、情報を活用し選択できる力を身につける	契約の基本を理解し、悪質商法等を見分け、被害に遭わないようにすることを学ぶ	契約および自己責任に関する理解を深めるとともに、自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身につける	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる 詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心がけることができる	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる 詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心がけることができる	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる 詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心がけることができる	成年後見制度の知識があり、必要に応じて専門家に相談することができる
	金融分野共通	暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する 金利計算(単利計算)ができる	お金や金融・経済の基本的な役割を理解する 期間と金利の関係(複利計算)を知る	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預貯金、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)を理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)を理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)を理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)を理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している

(注1) 学校段階(小学生～高校生)においては「習得する目安」と位置づけ、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく。

(注2) 小学生の部分は、マップ本体では「低学年」「中学年」「高学年」に区分されているが、ここでは簡略化のため、まとめて示した。

分野	分類	小学生	中学生	高校生	大学生	若手社会人	一般社会人	高齢者
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	保険商品	事故や疾病等が生活に大きな影響を与え、大きな必要を認識している 危険から身の安全を確保する方法を身に付ける	社会生活には様々なリスクがあり、誰にでも起こりうることを理解している リスクを回避したり、損失を防止・軽減したりするための方法を学び、実践する 保険はリスクを移転する手段であることを理解する	ローンやクレジットのしくみを理解し、金利の高さと返済額の関係を実感をもって知り、金利の重さを理解する	ローンやクレジットの返済に関する意図をもち、返済計画を立てることができる	備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる	高年齢における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している	高年齢における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している
	ローン・クレジット	子ども同士でお金の貸し借りはしない	ローン等のしくみや留意点について学ぶ	ローンやクレジットのしくみを理解し、金利の高さと返済額の関係を実感をもって知り、金利の重さを理解する	奨学金を借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる	住宅ローンを借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる	住宅ローンを描いている 現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを実行している 住宅ローンの基本的な特徴を理解し、必要に応じ具体的な知識を習得し返済能力に応じた借入れを組むことができる	リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる
外部の知見の適切な活用	資産形成商品	—	リスクとリタイアとの基本的な関係について理解する 期間と金利の関係を知り、継続して貯蓄に取り組み、態度を身につける	金融商品のリスクとリタイアについて理解し、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ	ローンやクレジットは資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンの返済は資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンやクレジットは資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンやクレジットは資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する
	外部の知見を適切に活用する必要性の理解	困ったときの対処方法や相談の仕方 を身につける	リスクとリタイアとの基本的な関係について理解する 期間と金利の関係を知り、継続して貯蓄に取り組み、態度を身につける	金融商品のリスクとリタイアについて理解し、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ	ローンやクレジットは資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンの返済は資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンの返済は資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する	ローンの返済は資金を費消してしまいがちなことに留意する ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残る、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する
外部の知見の適切な活用	外部の知見を適切に活用する必要性の理解	困ったときの対処方法や相談の仕方 を身につける	トラブルに遭ったときの相談窓口を知る	トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を利用している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等とを把握し、的確に行動できる	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を利用している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等とを把握し、的確に行動できる	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を利用している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等とを把握し、的確に行動できる	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を利用している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等とを把握し、的確に行動できる

全年齢層を通じて習得すべきスタンダード

分類 1. 家計管理

適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化(報告書：項目 1 に対応)

- ① 家計の収支を適切に管理することが必要であることを理解し、習慣と
なっている
 - ▼ 使えるお金・資源には限りがある(予算制約)ことを理解している
 - ▼ 収支をバランスさせること(赤字を発生させないこと)の重要性について理解し、実践できる
 - ▼ 自ら考え、優先順位をつけるという意思決定の基本を理解し、支出管理において実践する態度を身につけている
 - ▼ 必要なもの(ニーズ)と欲しいもの(ウォンツ)を区別し、計画的に支出を行う(計画性のない支出を抑える)ことができる
 - ▼ 必要な見直しを行い、収支の改善(赤字解消・黒字確保)に努めることができる
 - ▼ 家族 1 人 1 人が家計全体を意識して収支管理に努めることができる
- ② 現状の収入や支出を的確に把握できる
 - ▼ 収支を記録することの重要性について理解している
 - ▼ 収入、支出の情報を的確に把握し、収支を記録することが習慣化している
 - ▼ 収入のうち、手取り額¹を給与明細等で把握している
 - ▼ 収入(手取り額)、支出の特性(一時的か定常的か等)を的確に把握し、先行きの収支見通しを立て、適切な収支管理^①につなげることができる

¹ 「▼」で示した内容は、上位の内容(番号を付した内容)の一部であることを示す。以下本書と同様。

² 収支の管理を行う際の収入は、額面金額ではなく、手取り額を使用するのが通例。手取り額は、可処分所得とも呼ばれ、給与所得者では「年収ー(所得税・住民税＋社会保険料)」となる。

各年齢層に応じ習得すべきスタンダード³

分類 1 家計管理

適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化（報告書：項目 1 に対応）

小学生		中学生	高校生
低学年	中学年	高校生	高校生
<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の基盤を形成することを目指す。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。</p>		<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ものには価値があることを知り、ものを大切に使う習慣を身につける ○ものやサービスを購入するとき、お金を払う必要があることを理解する ○お金の価値を知り、お金を大切にすること ○欲しいものをすべて手に入れることにはできないことを知り、予算の範囲内でものを買うことができる ○こづかいの使い方を通して計画的に買い物をする必要性に気づく 	<ul style="list-style-type: none"> ○お金は貯めて将来使えることを理解する ○資源の有限性、希少性を理解する ○お金の使い方を通じ節度ある生活の大切さに気づき、実践する ○買い物にあたって、必要なものと欲しいもの（ウォンツ）を区別すること ○年齢相応の金銭管理をする ○こづかい帳をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する ○他の人の考えを知ったうえで、自分なりの考え方に基つき支出などを行う態度を身につける ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、計画を立てて買い物ができる ○商品の選び方を知り、工夫して買い物ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○家計の収入・支出について理解を深める ○人には様々な価値観があることをお金の使い方を通じて理解する ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、主体的・計画的にものやサービスの選択・購入および使用ができる ○実践的な収支管理（クラブ活動・修学旅行等）を行う
<ul style="list-style-type: none"> ○家族の一員として家計全体を意識しながら支出管理などができる ○長期的な資金管理の大切さを理解する ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、主体的・計画的に支出を行う態度を身につける ○実践的な収支管理を行う（クラブ活動・学校行事等） ○進路選択などを通じて意思決定の重要性を理解する 			

³ 学校段階においては、「習得する目安」と位置づけ、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく。

大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。周囲の人（家族など）に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースもある。</p>
<p>○収支管理の必要性を理解し、赤字を出さない（赤字を確保する）意思をもっている</p> <p>○必要に応じてアルバイト収入を増やすなど、収支の改善に努めることができる</p> <p>○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）とを区別し、支出の適否を判断できる</p> <p>○家族の一員として家計全体を意識して支出行為等ができる</p> <p>○自己の能力向上や目標達成のために必要な支出を、予算の範囲内で、計画的に行うことができる</p> <p>○クレジットカードを利用する場合、将来の支出である（借金である）ことをよく理解し、将来の決済時点で収支がバランスする範囲内で利用する（一括払など以外に金利がかかることを認識する）</p> <p>○高い金利で借りることを避けることができる</p> <p>○収入（仕送り、奨学金、アルバイト収入等）、支出（学費、生活費等）を把握している</p> <p>○収入・支出、残高などを適宜記録している</p> <p>○大学進学にかかる費用は、自己の能力向上のための投資であることを理解している</p> <p>○奨学金を借りている場合、それが借金であることを理解している</p>	<p>○家計の担い手として収支管理の必要性を理解し、赤字を出さない（赤字を確保する）意思をもっている</p> <p>○収入のうち、一定額を天引きにするなどの方法により、貯蓄を始めている</p> <p>○必要性や収入等、様々な要素を勘案して、支出の適否を的確に判断できる</p> <p>○趣味や自己の能力向上のための支出を、計画を立てて行うことができる</p> <p>○クレジットカードを利用する場合、将来の支出である（借金である）ことをよく理解し、将来の決済時点で収支がバランスする範囲内で利用する（一括払など以外に金利がかかることを認識する）</p> <p>○借入に際しては、返済計画を立て、将来の収支がバランスする範囲内で行うことができる</p> <p>○高い金利で借りることを避けることができる</p> <p>○収入のうち手取り額（可処分所得）について、給与明細書等で把握している</p> <p>○給与明細書や源泉徴収票に記載されている内容（税金、社会保険料など）を理解することができる</p> <p>○支出（生活費等）について把握している</p> <p>○収支残高帳または家計簿などで、収支管理を適切に行っている</p>	<p>○家計を主として支える立場から収入・支出を把握し、家計簿で収支管理を行うなど、適切な収支管理が習慣化している</p> <p>○収入（手取り額）、支出の特性（一時的か定期的か等）を的確に把握し、先行きの収支見通しを立てることができ</p> <p>○必要性や収入等、様々な要素を勘案して、支出の適否を的確に判断できる</p> <p>○収支の改善に努め、黒字を確保し、貯蓄や投資を通じて将来に向けた資産形成を行っている</p> <p>○家族構成等を踏まえたリタイアメント後の基本生活費の概要を把握するとともに、リタイアメント後の収入や金融資産の状況を予想し、必要に応じ改善のための行動がとれる</p> <p>○資産・負債を定期的に確認し、資産を増やし、負債を減らすよう努めている</p> <p>○必要に応じて、負債（住宅ローン等）も計画的かつ有効に利用することができる</p> <p>○高い金利で借りることを避けることができる</p> <p>○ファミリー層向け</p> <p>○ものを大切にしよう、子を日常的に指導できる</p> <p>○お金には限りがあり、その範囲内で家計管理を行うことが大切であることを、自分の経験なども踏まえて子に教えることができる</p> <p>○こづかいの与え方の工夫や、見えない支出（携帯使用料等）を子に示していくことなどを通じて、家計の存在とお金の管理の重要性を子に理解させることができる</p>	<p>○リタイアメント後の収支計画に沿って、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる</p> <p>○受給している（または受給予定の）年金額を把握し、年金受給額等の範囲内で支出を行えるライフスタイルに切り替えている</p> <p>○臨時的な支出（慶弔費、家の増改築費等）にも備えた収支管理を行える</p> <p>○金融資産をとり崩して生活費にあてる場合、それを使って大体どの程度の期間生活できるかを理解している</p> <p>○信頼して相談できる助言者を有している</p> <p>○収支管理を行うことが困難になった場合に備え、家族や公的な助力を得るなど、対策を検討し、準備・実行することができる</p>

分類2. 生活設計

ライフプラン¹の明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解（報告書：項目2に対応）

- ① ライフプランを明確にしている
 - ▼ ライフプランの必要性を理解し、自分の夢や希望を実現するため、ライフプランを立てている
 - ▼ 働くことの意義を、夢や希望の実現と関係づけて理解し、職業選択をライフプランの一環として主体的に考えている
 - ▼ ライフプランに沿ってライフイベントごとのイメージを具体化している
 - ▼ ライフプランの実現に向けて計画性をもって努力する態度を身につけている
 - ▼ 内的・外的な環境の変化に応じて、ライフプランを見直すことができる
 - ▼ 家族1人1人のライフプランを共有し、互いにその実現に向けて協力できる
- ② ライフプランを実現していくためには、経済的な裏付けとして資金を確保することが必要であることを理解し、必要な資金を貯蓄・資産運用、借入などにより計画的に準備していくことができる
 - ▼ ライフプランを実現するうえで、お金が果たす役割を理解する
 - ▼ 働き方や付加価値のつけ方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、お金を得たり、夢・希望を実現するためには様々な努力・工夫が必要であることを理解する
 - ▼ 限られた予算の下でよりよい生活を築き、将来に備え貯蓄を行うことの意味を理解し、実践できる
 - ▼ ライフプランに沿ってライフステージ毎（子の教育、住宅、老後生活など）にどのようなお金がどの程度必要が考え、不測・緊急の事態

¹本書では、「ライフプラン」とは、それぞれの人の価値観に基づく人生の生き方・構想（ライフデザイン）を踏まえた、人生のプランを指す。具体的には、ライフステージ（年代）ごとに、例えば就職・結婚・出産・教育、住宅、退職、老後、介護、相続といった人生の主なイベントを描いたもの。旅行などまとまった資金を必要とする活動もライフプランに含まれる。また、ライフプランとその資金計画を作ることを含めたものを「生活設計」と定義している。

態（死亡・疾病・火災・事故等）への備えも勘案し、計画的に貯蓄、資産運用を行い、必要に応じた保険加入や借入（住宅ローン等）を適切に活用できる

- ▼ 税金や公的保険の基本的仕組みを理解するとともに、金融商品について、その特性に応じ資金の目的・性格に合わせて選択することができる
- ③ 自らの支出行為が社会にどのような影響を与え、社会にどのように貢献できるかを考え、自分の価値観に基づき、ライフプランや生活設計を考えることができる
 - ▼ 消費者も社会的責任を有するものとして、消費行動を通じて公正で持続可能な社会の実現に貢献するなど、将来の社会・経済のあり方に対して貢献することが求められていることを理解している
 - ▼ 社会貢献のしかたとして、ボランティア活動、寄付などから投資、日常の消費行動まで、様々なレベルでの行動があり得ることを理解し、自らあり方を考え、行動していくことができる

分類2 生活設計

ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解 (報告書：項目2に対応)

小学生		中学生		高校生	
低学年	中学年	高学年	中学生	高校生	高校生
お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、 社会の中で生きていく力の素地を形成する ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容(低学年・中学年・高学年)との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、 将来の自立に向けた基本的な力を養う 時期。こづかい管理や買物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	○将来の夢や希望をもち、その実現に向け何が必要かを知り、努力する態度を身につける ○職業体験などを通じて、勤労を実感し、つきたい職業について考え、情報を収集する ○働くことの意義を賃金、社会における役割との関係で理解する ○ニートやフリーターについて考える	○将来の夢や希望を実現するための現実的なステップや手段を考え、なすべき努力を実践する ○様々な職業の社会的意義を踏まえながら、職業選択と生活設計を関連づけ、将来の自分の姿を現実的に描き、なりたいたい自分との関係を考える ○進路選択(進学、就職など)に伴い、どのような支出や収入(大学の奨学金を含む)が発生するかをコミュニケーションし、進路選択の参考とする ○進路選択を通じて具体的に職業選択について考える ○働き方や付加価値の付け方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、お金を得たり、夢・希望を実現するために様々な努力、工夫が必要であることを理解する
○家の手伝いや係活動を通じて自分の役割を自覚する ○お店の人の工夫や努力をみて、働くことの素晴らしさに気づく	○自分の仕事に責任をもち、最後までやりとげる態度を養う ○校内活動等を通じて、働くことによりお金を得ることの大切さを理解する ○お店の人が願いを果たすために、様々な苦労や工夫をしていることに気づく	○働くことが社会に役立っていることを理解する ○勤労の大切さと金銭を得ることの苦労を理解する ○自分の長所・短所を考え、将来つきたい職業に関心をもつ ○地域の人々や会社がどのような夢をもち、どのような努力や工夫をしているかを理解する	○生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる ○少ないお金でも幸せに暮らしている人の価値観を考え、よりよい生活を築くための工夫について考える ○ローンの仕組みと役割、留意点について理解する ○インターネット等を通じたお金にまつわる身近なトラブル・犯罪事例について考える ○個々人の消費や支出の行動が、社会にどのような影響を与えるかについて考える ○自らの考えに基づいてお金を使う態度を身につけ、社会貢献の様々なあり方(勤労、ボランティア、寄付等)についても考える	○大まかな生活設計を立て、生涯収入、支出の概要を把握する ○現在の自分の生活や学習など、身近な活動にどの程度の費用がかかっているかを知り、現実的な経済感覚を身につける ○今後どのようなライフイベントがあるか考え、書き出してみる。また、そのために必要な金額について調べてみる ○ローンやクレジットカードの仕組みを理解し、返済方式や金利を踏まえ適切な利用方法を考える ○年金や社会保険制度や、様々な金融商品(預金、株式、債券、保険等)の仕組み、特性を理解する	
○こづかいやお年玉を貯めてみる	○粘り強くやり遂げる態度を身につける ○貯蓄の意義を理解し、計画的に貯蓄する習慣を身につける	○将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解し、貯蓄する態度を身につける ○お金のトラブルは家族に迷惑をかけることを知る ○お金の使い方は人によって様々なためであることを知る ○お金の使い方と社会との関係について考える ○お金にはならない活動(ボランティア等)を通じてその意義に気づく			

(分類 2-4)

			<p>○自らの生活がどのような形で支えられているかを調べ（親、社会、海外、自然環境等）、理解を深める</p>	<p>○ 各人の金銭観と社会のあり方との関係について考え、お金に願いや思いを込めて使う態度を身につける ○ よりよい社会を展望し、それに向けて必要なこと、自分が必要なことを考え、実行する</p>
--	--	--	--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。</p> <p>周囲の人（家族など）に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
<p>○自分の夢や希望を、卒業後の職業との両立を前提にライフプランとして具体的に描き、その実現に向けて勉学、訓練等に励んでいる</p>	<p>○選択した職業を踏まえ、自分の夢、希望やそれを踏まえたライフデザインの具体化、修正等を行い、職業との両立を図る形でライフプランの実現に取り組んでいる</p> <p>○将来のキャリアプランを描き、職業能力の獲得・向上・維持などに努めている</p> <p>○内外的・外的な環境の変化に応じて、ライフプランを見直すことができる</p>	<p>○環境変化や業績との乖離等を踏まえ、必要に応じてライフプランや資金計画、保有資産の見直し(例：転職、住替え、子の教育進路変更、親の介護、相続、資産売却等)を検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け着実に取り組んでいる</p> <p>○家族1人1人のライフプランを共有し、互いにその実現に向けて協力できる</p> <p>○学校と連携しつつ、家庭内で子の金融教育(例、こづかいの管理、職業観の育成等)に取り組む</p>	<p>○リタイア後のライフプランについて、余暇の活用、家族や社会への貢献にも配慮した見直しを行っている</p> <p>つ、年金をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる</p> <p>○体力等の低下への備えも行いながら、人生の総仕上げとしての計画や準備を行っている</p>
<p>○働き方や付加価値の付け方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、希望する職業などを展望した能力向上に向け、積極的に努力している</p> <p>○卒業後、経済的に完全に自立する必要性について理解している</p> <p>○収支の黒字を翌月に持ち越す、前借りをしていない、など、貯蓄の基本的な習慣を身につけている</p> <p>○“人生の三大資金”(教育・住宅・老後資金)など、ライフイベントに必要な金額について、現実的なイメージをもっている</p> <p>○ライフイベント表およびキャッシュフロー表を作成してみる(今後10年程度)ことを通じて、その間の生活の収支のイメージをもっている</p> <p>○金融商品(預金、国債、社債、株式、保険等)の基</p>	<p>○ライフプランの実現のためにお金がどの程度必要かを考え(結婚、教育、住宅取得、老後の生活など)、計画的に貯蓄、資産運用を行える。とくに当面必要が生じ得る家族形成(結婚、出産、子育てなど)等のライフイベントについて、自分なりの考え方や必要資金等を整理し、計画的に準備を始める</p> <p>○ライフイベント表およびキャッシュフロー表の作成を通じて、長期的な収支の状況や問題点を把握し、必要に対応を考えている</p> <p>○将来の収支等に影響を与える家計の資産と負債の状況を把握する必要性を理解する</p> <p>○給与天引き預金を行うなどの工夫も行い、貯蓄行動を定着させる</p> <p>○資金の目的・性格に合わせて金融商品を適切に選択することが必要なことを理解している²⁾</p>	<p>○住宅購入、子の進学等のライフイベントに当たっては、必要な専門知識・ノウハウを習得し、資金管理を含め適切に対応することができる</p> <p>○住宅・教育ローン等の計画的返済に努める一方、リタイア後のライフプランを描き、将来の年金予定額を前提に、必要な資金確保のための貯蓄など準備を進めている</p> <p>○ライフプランの実行・見直しに伴い、ライフイベント表およびキャッシュフロー表を定期的に見直ししている</p> <p>○個人バランスシートの作成を通じて、資産と負債の内容・規模を把握したうえで、必要な対応(資産運用・負債圧縮など)を検討・実施している</p> <p>○金融や経済についての知識・理解を広げ、資産の管理や運用について習熟度を高め、資金の目的・性格</p>	<p>○年金受取額等をベースとした生活スタイルを確立するとともに、老後資金を万が一の備えとして確保し、堅実に管理・運用する</p> <p>○年金受給のしくみを理解し、環境変化(物価等スライド、本人死亡後など)に伴う受給額の変動を想定した資金管理を行っている</p> <p>○ライフプランの実行・見直しに伴い、ライフイベント表およびキャッシュフロー表を定期的に見直ししている</p> <p>○個人バランスシートの作成を通じて、資産と負債の内容・規模を把握したうえで、必要な対応(老後資金の確保、資産の承継など)を検討・実施している</p> <p>○老後資金の金融商品への運用に当たっては、生活資金や余裕資金といった資金の性格に応じ、リスク・リターン間の関係を踏まえた適切な運用を心掛ける</p>

²⁾ 例1 「いつ」「何のために」「どれくらい」の資金が必要かを把握し、そのために今ある自らの資産を「いつでも使えるようにしておく資金」「教育や住宅取得等の目的に備えて貯めておく資金」「長期運用資金」に分けたうえで、それぞれの資金の性格に合わせて金融商品選択を行うことの必要性について理解している

(分類 2-1-6)

<p>本的な性質について理解している</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税金や社会保険制度について、基本的な仕組みを理解している。とくに国民年金については、学生納付特別制度、若年者納付猶予制度について理解し、必要な対応を行っている ○奨学金や教育ローンは、就職後に返済困難とならない範囲で行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分が加入している公的保険・年金の内容を把握し、必要に応じ貯蓄や民間保険・年金への加入等を考える 	<p>に合わせた金融商品の適切な選択ができる³⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不測・緊急の事態（死亡・疾病・火災等）を想定し、貯蓄、保険加入などの準備を適切に行える 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代への資産承継等は税制等を踏まえ、計画的に行う ○判断力や理解力が衰えた場合の資産の管理・運用に関し、準備を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ○自らの支出行為が社会にどのような影響を与え、社会にどのような貢献ができるかを考え、自分の価値観に基づき、ライフプランや生活設計を考えることができる ○消費者も社会的責任を有するものとして、消費行動を通じて公正で持続可能な社会の実現に貢献するなど、将来の社会・経済のあり方に対して貢献することが求められていることを理解している ○社会貢献の仕方として、ボランティア活動、寄付などから投資、日常の消費行動まで、様々なレベルでの行動があり得ることを理解し、自らあり方を考え、行動していくことができる 			

例2 運用について、将来に向けて金融資産を増やす必要性の高い若年社会人はある程度のリスクを有する金融商品を組み合わせることが適当と考えられる一方、個々人によって異なるものの、高齢者はより安全性の高い資産を中心とした資産構成とする等、年齢階層で適切な金融行動が異なることを理解している

³⁾ 同上。

分類3. 金融取引の基本としての素養

契約にかかると基本的な姿勢の習慣化（報告書：項目3に対応）

- ① 金融商品ほかの契約（取引を含む、以下同じ）を行う際には、契約内容を確認し、理解できない契約は締結しないことが習慣となっている
 - ▼ 契約の成立、効力、解除などの基本と、自己責任原則を理解している
 - ▼ 入手した情報を吟味でき、自分でも情報を収集し適切に活用できる
 - ▼ 契約内容の確認の際、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認できる
 - ▼ 契約内容について業者の説明を聞くだけでなく書面の上でも確認し、理解できたかどうか自問することが習慣となっている
 - ▼ 契約内容について自分自身で十分に理解できない場合には、業者の説明を詳しく聞きおなす、パンフレットを持ち帰って読むなどにより理解できるまでは契約しないことが習慣となっている
 - ▼ 契約締結に当たり、必要に応じて、適切な第三者のアドバイスを求めることができる
- ② 契約締結後も、金融商品を巡る状況を定期的に確認（年間取引報告書等の確認）することが習慣となっている
 - ▼ 契約後、業者等に委ねたままとせず、保有する金融商品の状況の悪化等がないか自ら確認することが習慣となっている
 - ▼ 消費者の権利と義務を自覚し、自立した消費者として行動できる
 - ▼ 消費者保護に関する制度、機関を知り、契約に係るトラブル発生時には適切に対処できる

情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化（報告書：項目4に対応）

- 金融取引を行う前に、情報の入手先や取引の相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認することが習慣となっている
- ▼ 金融分野では、金融取引を装った詐欺などを行う悪質な者に狙われやすく、その場合はお金を全額回収することは難しいことが多い

とを理解し、慎重な契約を心がけている

- ▼ 金融トラブルや多重債務の実態を知り、巻き込まれない態度を身につけている
- ▼ 業者が登録業者等であるかどうかは、金融庁のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している
- ▼ 自主規制機関に加入している業者であるかどうかは、自主規制機関のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している

インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解（報告書：項目5に対応）

- ① インターネット取引では、情報窃取、不正アクセス、誤発注、障害といった対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解している
 - ▼ インターネット取引での本人認証の仕組みを理解している
 - ▼ インターネット取引でのトラブル事例（スパイウェアやフィッシング）による本人認証情報の盗取、不正アクセスの事例など）を知り、注意する必要性を理解している
 - ▼ 誤入力等による意図しない取引成立の可能性を理解している
 - ▼ 機器（PC等）や通信等のトラブルにより、一時的に取引ができないことがあることを理解している
 - ▼ インターネットに金融取引を過度に集中すると、情報窃取や不正アクセスに遭った場合の被害も大きくなりやすいことを理解している
- ② インターネット取引におけるトラブル予防の仕方を理解し、実行できる
 - ▼ セキュリティ対策ソフトを最新版にする、心あたりのないメールは開かない、誰でも利用できる端末は利用しないといったセキュリティ対策を実行することができる
 - ▼ 慎重な操作により誤入力等避けるとともに、トラブル時の取引の代替方法についても念頭におく

¹ 金融商品取引業を行う業者は、すべて登録が必要。

分類3. 金融取引の基本としての素養

契約にかかると基本的な姿勢の習慣化 (報告書：項目3に対応)

情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化 (報告書：項目4に対応)

インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解 (報告書：項目5に対応)

	小学生			中学生	高校生
	低学年	中学年	高学年		
	<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、ごつかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の素地を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容(低学年・中学年・高学年)との関連を図りながら実践したい。</p>			<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こつかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
項目3	<p>○不良品に注意する</p> <p>○約束を守ることの大切さに気付く</p>	<p>○安全や環境に配慮した消費生活の大切さに気付く</p>	<p>○情報を活用して選択できる能力を身につける</p> <p>○消費生活センターの役割を知る</p>	<p>○契約の基本を理解する</p> <p>○消費者基本法を通じて消費者の権利や義務について知る</p> <p>○製造物責任について理解する</p> <p>○環境や社会に配慮した消費生活ができる</p> <p>○クーリング・オフについて知る</p> <p>○消費生活センター・国民生活センター等の相談機関の役割を知る</p>	<p>○契約の意味と留意点および自己責任について理解する</p> <p>○消費者契約法について理解する</p> <p>○個人情報保護について理解する</p> <p>○情報を収集し、自分の消費生活に活用できる技能を身につける</p> <p>○消費生活センター・国民生活センター等の相談機関の役割を知る</p>
項目4	<p>○約束を守ることの大切さに気付く</p>	<p>○ルールを守ることの大切さを理解する</p>	<p>○法律を守る意識をもつ</p> <p>○小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知る</p>	<p>○法やルールを守ることと社会の秩序との関係について理解する</p> <p>○悪質商法や詐欺商法を見分け、被害に遭わないようにすることを学ぶ</p>	<p>○法やルールを遵守することは市場経済が十分機能する上でも重要であることを理解する</p> <p>○多重債務に陥った人の現状を知る</p> <p>○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、情報を収集することができる</p>
項目5				<p>○ID・パスワードなどの個人認証とともに、ウィルスチェック、情報の暗号化などについて知る</p> <p>○インターネット、携帯電話によるトラブル事例を学び、予防の仕方を理解する</p>	<p>○ID・パスワードなどの個人認証とともに、ウィルスチェック、情報の暗号化などについて知る</p> <p>○トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う</p>

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増える。一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。周囲の人(家族など)に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
項目3	<ul style="list-style-type: none"> ○収集した情報を比較することにより、適切な消費行動をすることができる ○契約内容の確認の際、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認できる ○契約内容について業者の説明を聞くだけでなく書面の上でも確認し、理解できたかどうか自問することが習慣となっている ○契約内容について自分自身で十分に理解できない場合には、業者の説明を詳しく聞きなおす、パンフレットを持ち帰って読むなどにより理解できるまでは契約しないことが習慣となっている ○契約締結に当たり、必要に応じて、適切な第三者のアドバイスを求めることができる ○様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、契約締結やクーリング・オフ制度を含めた契約取消し手続きを行うことができる ○契約に係るトラブル発生時に相談する各種機関を知り、適切な機関からアドバイスを受けることができる 			
項目4	<ul style="list-style-type: none"> ○契約後、業者等に委ねたままでせず、保有する金融商品の状況の悪化等がないか自ら確認することが習慣となっている ○金融分野では、金融取引を装った詐欺などを行う悪質な者に狙われやすく、その場合はお金を全額回収することは難しいことが多いことを理解し、慎重な契約を心がけている ○登録業者等であるかどうかは、金融庁のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している ○自主規制機関に加入している業者であるかどうかは、自主規制機関のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している 			
項目5	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット取引でのトラブル事例(スパイウェアやフィッシングによる本人認証情報の盗取、不正アクセスの事例など)を知り、注意する必要性を理解している ○誤入力等による意図しない取引成立の可能性を理解している ○機器(PC等)や通信等のトラブルにより一時的に取引できないことがありうることを理解している ○インターネットに金融取引を過度に集中すると、情報窃取や不正アクセスに遭った場合の被害も大きくなりやすいことを理解している ○インターネット取引を行う場合には、セキュリティ対策ソフトを最新版にする、心あたりのないメールは開かない、誰でも利用できる端末は利用しないといったセキュリティ対策を実行することができる ○インターネット取引を行う場合には、慎重な操作により誤入力等を選べるとともに、トラブル時の取引の代替方法についても念頭に置く 			
				<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化した場合の資産管理上の留意点や成年後見制度についての知識があり、必要に応じて専門家に相談することができる

分類 4. 金融分野共通

金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解（報告書：項目6に対応）

- ① 金融経済教育の基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）を理解している
 - ▼ お金のはたらきや役割を理解している
 - ▼ 金利のはたらきについて理解している
 - ▼ 金利と期間の関係を理解し、複利の効果を理解している
 - ▼ 「リスク」の意味について理解している¹
 - ▼ リスクとリターンの関係について理解している（分類7参照）
 - ▼ 市場の動きや機能を知り、市場経済の意義を理解している
 - ▼ インフレ、デフレの意味を理解している
 - ▼ 円高、円安の意味について理解している
 - ▼ 景気の変動と物価、金利等の関係を理解している
 - ▼ 企業の経済活動やそこでの勤労の役割を理解している
 - ▼ 為替相場の変動が経済に及ぼす影響について理解している
 - ▼ 中央銀行の機能や、中央銀行の金融政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している
 - ▼ 政府の役割や、政府の政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している

¹ 「リスク」という用語は、金融理論では「リターン（金融商品を一定期間保有した結果生じる収益のトータルを、元本で割った収益率<マイナスの場合は損失率>）の不確実性の度合い」という意味で用いられる。このうち、損失が発生する方向への不確実性をダウンサイド(下方)リスクという。一方、一般用語としては、リスクは「損失や危険の発生の可能性」の意味で用いられる（これは「下方リスク」とほぼ同じ）。
 保険の分野では、リスクは、死亡、疾病、火災等による損失発生の可能性という意味で用いられており、一般用語と同様。資産運用の分野では、前者・後者両方の意味で使用されることがあるが、一般的には後者の意味で使用されることが多い。なお、分類5（保険商品）・分類7（資産形成商品）でも解説。

- ② 金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択について理解し、実践できる
 - ▼ 金融商品の背景にある金融の機能について理解している
 - ▼ 金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、保険、外貨建て商品、ローン等）の基本的な内容および性質について、理解している
 - ▼ 景気動向、金利の動き（上昇・低下）、インフレ・デフレ、為替の動き（円高・円安）が、金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、外貨建て商品、ローン等）の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について、理解している
 - ▼ さまざまな金融商品の性質、リスクとリターンを理解し、金融経済情勢を踏まえて自己責任の下で運用することができる

取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解(報告書：項目7に対応)

- 金融商品を利用選択するにあたり、取引の実質的なコスト（価格）を十分に把握する
 - ▼ 金融商品の購入、ローンの利用について、商品および取引方法により手数料等のコストが異なることを理解している
 - ▼ 資産形成商品（株式、投資信託、不動産関連商品、外貨建て各種資産など）に投資する場合、商品の選択にあたり、実質的なコストをすべて把握している（例：購入時・解約時の手数料、運営管理費用、信託財産留保額など）
 - ▼ 金融商品の取引に関連する税制・税金についても概要を把握している
 - ▼ ローンを利用する場合、金利だけではなく、全てのコストを把握している（例：契約に付随する手数料、税金、団体信用保険料など）

² たとえば、ローン商品の場合、今後金利が上昇する場合には、変動金利では金利負担が重くなるが見込まれる。一方で、固定金利は、当初金利が変動金利より高い水準に設定されている。このため、変動金利と固定金利のどちらにするかを選択するにあたっては、金融経済情勢を踏まえた金利観に基づいて判断する必要がある。

分類 4. 金融分野共通

金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
 （報告書：項目 6 に相当）

取引の美質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解（報告書：項目 7 に相当）

	小学生			中学生	高校生
	低学年	中学年	高学年		
項目 6	<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の基盤を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。</p>	<p>お金の役割を整理して理解する ○金融機関の種類と機能について理解する ○間接金融、直接金融のしくみについて理解する ○中央銀行の機能について理解する ○金利のきまり方を理解する ○銀行の決済機能について理解する ○各種カードの機能、しくみを理解する</p>	<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>○お金の役割を理論的に把握する ○間接金融、直接金融の機能・特徴について理解する ○金利の機能と変動の理由について理解する ○中央銀行の機能について理解を深める ○電子マネー等、様々な決済手段について理解する</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
貯蓄・資産運用	<p>○ものやサービスを購入するとき、お金を払う必要があることを理解すること</p>	<p>○お金は貯めて将来使えることを理解する ○銀行や郵便局に預貯金し、利息について理解する</p>	<p>○期間と金利の関係（複利計算）を知り、継続して貯蓄に取り組む態度を身につける ○株や債券について理解する ○お金を投資する意義について考える ○リスクとリターンの関係について理解する</p>	<p>○預貯金、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する ○金融商品のリスクとリターンについて理解する ○資金運用のバランスを考え、自己責任で選択する意識をもつ ○投機と投資の違いを考える ○お金の価値と時間との関係について理解する</p>	

(分類 4-4)

<p>経済変動と経済政策</p>	<p>○自分の暮らしや地域の生産活動と景気変動の関係に気づく</p>	<p>○景気が変動すると暮らしや社会がどうなるかを理解する</p>	<p>○経済が変動する理由を理解する ○経済変動とマクロ諸指標の関係を理解する ○中央銀行が行う金融政策について理解する ○政府の景気対策について理解する</p>	<p>○経済変動のマクロ的なメカニズムを整理して理解する ○経済政策についてその手段や狙いを理解する ○中央銀行の金融政策についてその手段や狙いを理解する ○政府の景気対策と財政赤字について理解する ○インフレ、デフレの意味、暮らしへの影響について理解する</p>
<p>経済把握</p>	<p>○ものには価値があることを知る ○ものとお金は交換されることを知る</p>	<p>○家計、企業、政府、銀行の間のお金のやりとりについて理解する ○もの値段がどうして変わるのかを理解する ○企業はお金を借りて投資を行っていることを理解する ○海外との間のお金のやりとりについて理解する</p>	<p>○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のお金の流れを理解する ○円高・円安の意味と生活への影響を理解する ○株式会社機能と役割、社会的責任について理解する ○企業が行う様々な資金調達方法について理解する</p>	<p>○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のお金、人の流れの全体図を描く ○金融市場、証券市場、為替市場の動きと機能を理解する ○企業の成立、存在意義、社会的機能について理解する ○経済のグローバル化について理解する ○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、経済情報を収集することができる</p>
<p>その他</p>	<p>○お店の人の工夫や努力に気づく</p>	<p>○地域の人々や会社などのような夢をもち、どのような努力や工夫をしているかを理解する ○仕事をすることでお金が得られることを理解する ○税金の種類とその意義について理解する</p>	<p>○様々な働き方・職種を理解する ○会社づくりのシミュレーションを通じ、会社経営のしくみや工夫、努力の必要性を理解する ○歳入・歳出面から政府の役割を理解する</p>	<p>○将来の働き方・職種によって収入が異なることを理解する ○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う ○起業を考え、それに必要な知識と実践的な企画を考える ○会社経営において付加価値を高める方法を理解する ○経済社会の問題解決に向けて政府が行うべき施策について考える ○生きたお金の使い方について考える</p>
<p>項目 7</p>	<p>○預貯金、株式、投資信託、保険等、様々な金融商品の内容を理解する</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者	
項目 6	資産形成・運用	<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p> <p>○金融商品のリスクとリターンについて理解する (分類 7 参照)</p> <p>○金融商品の 3 つの特性 (流動性・安全性・収益性) を理解する</p> <p>○貯蓄と投資、投資と投機の違いを理解する</p> <p>○「72 の法則」³を知り、活用できる</p> <p>○お金の価値と時間との関係について理解する (複利、割引現在価値など)</p> <p>○中央銀行の機能について理解する</p> <p>○金利の変動要因について理解する</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。</p> <p>ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。</p> <p>周囲の人(家族など)に資金面などで支援するケースも想定される。</p>
	お金の運用	<p>○中央銀行の機能について理解する</p> <p>○金利の変動要因について理解する</p> <p>○クレジットカード、電子マネー等、現金以外の決済手段を理解する</p> <p>○クレジットカード、電子マネー等、現金以外の決済手段を適宜使い分けている</p>	<p>○中央銀行の政策が家計・企業に与える影響を理解する</p> <p>○クレジットカード、電子マネー等、現金以外の決済手段を理解する</p> <p>○経済政策の変化が家計・企業に与える影響を理解する</p> <p>○インフレ、デフレが家計・企業に与える影響を理解する</p> <p>○代表的な金融・経済指標を理解する</p> <p>○諸外国の代表的な金融・経済指標などに基づいて、世界経済の動向を理解する</p>	<p>○可能な範囲で寄付を行う</p> <p>○子どもに家庭の収入はどこからくるのか理解させる</p> <p>○子どもにおこづかい帳のつけかた等を通じて金銭管理の大切さを理解させる</p>	
経済変動と経済政策	<p>○経済政策の種類を理解する</p> <p>○インフレ、デフレが経済に与える影響を理解する</p> <p>○代表的な金融・経済指標を理解する</p> <p>○経済の三主体 (家計・企業・政府) と金融機関の機能と役割を理解する</p> <p>○金融市場、証券市場、為替市場の働きと機能を理解する</p> <p>○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、内外の経済情報を収集できる</p> <p>○自らの進路に適した自己啓発を行う</p> <p>○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う</p> <p>○将来の働き方・職種によって収入が異なることを理解する</p> <p>○起業に必要な資金、事業計画を理解する</p>	<p>○インフレ、デフレが家計・企業に与える影響を理解する</p> <p>○代表的な金融・経済指標などに基づいて、国内の景気動向を理解する</p> <p>○諸外国の代表的な金融・経済指標などに基づいて、世界経済の動向を理解する</p>			
経済把握	<p>○経済の三主体 (家計・企業・政府) と金融機関の機能と役割を理解する</p> <p>○金融市場、証券市場、為替市場の働きと機能を理解する</p> <p>○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、内外の経済情報を収集できる</p> <p>○自らの進路に適した自己啓発を行う</p> <p>○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う</p> <p>○将来の働き方・職種によって収入が異なることを理解する</p> <p>○起業に必要な資金、事業計画を理解する</p>	<p>○キャリア計画を立て、必要な自己啓発を行う</p>			
その他	<p>○国の財政状況を理解する</p> <p>○国の歳入・歳出から政府の役割を理解する</p>				

³ 「72 の法則」は、お金が 2 倍になる年数が簡単にわかる便利な算式。「72 ÷ 金利 = お金が 2 倍になる年数」となる。たとえば、金利 3 % でお金を運用すると、「72 ÷ 3 = 24」となるので、約 24 年でお金は 2 倍になる。なお、この計算式で使用する金利 (年利) は複利。また、算出される結果は概算であって、正確な数字ではない。

(分類 4-1-6)

	○税・社会保障の現状と問題点を理解する	○税金・社会保険料の種類を理解している	○税金・社会保険料の用途を理解することにより納税の意義を理解している	○公的年金・保険制度の現状と問題点を理解する
金融経済情勢に応じた金融商品選択	○金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、保険、外貨建て商品、各種ローン等）の基本的な内容および性質について、理解している ○景気の動向、金利の動き（上昇・低下）、インフレ・デフレ、為替の動き（円高・円安）が、金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、外貨建て商品、ローン等）の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について、理解している ○さまざまな金融商品の性質、リスクとリターンを理解し、金融経済情勢を踏まえて自己責任の下で運用することができる	○税金・社会保険料の種類を理解している	○税金・社会保険料の用途を理解することにより納税の意義を理解している	○公的年金・保険制度の現状と問題点を理解する
項目 7	○預貯金、株式、投資信託、保険等、様々な金融商品の内容を理解している ○金融商品の購入、ローンの利用について様々な方法（対面取引・インターネット取引等）があることを理解している ○金融商品の購入、ローンの利用について商品および取引方法により手数料等のコストが異なることを理解している ○資産形成商品（株式、投資信託、不動産関連商品、外貨建の各種資産ほか）に投資する場合、商品の選択にあたり、実質的なコストをすべて把握している（例：購入時の手数料、運営管理費用、信託財産留保額など） ○金融商品の取引に関連する税制・税金についても概要を把握している ⁵ ○ローンを利用する場合、金利だけでなく、契約に付随する全てのコストを把握している（例：各種手数料、税金、団体信用保険料など）	○税金・社会保険料の種類を理解している	○税金・社会保険料の用途を理解することにより納税の意義を理解している	○公的年金・保険制度の現状と問題点を理解する

⁴ たとえば、ローン商品の場合、今後金利が上昇する場合には、変動金利では金利負担が重くなると見込まれる。一方で、固定金利は、当初金利が変動金利より高い水準に設定されている。このため、変動金利と固定金利のどちらにするかを選択するにあたっては、金融経済情勢を踏まえた金利幅に基づいて判断する必要がある。

⁵ 資産形成のための税制上の優遇措置の把握を含む（財形住宅、財形年金、個人年金保険ほか）。

分類5-1)

分類5. 保険商品

自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解(報告書：項目8に対応)

- ① リスク管理の基本を理解している
 - ▼ リスク(例えばケガ、死亡、病氣、交通事故、火災、地震など)¹を把握すること、コントロールすること(回避する、損失を防止・軽減するなど)、保有すること(損失負担を想定する<軽微な損失の場合>)、移転すること(損失を他者に転嫁する)を知る
 - ▼ 保険はリスクを移転する手段であり、発生頻度が低いものの発生すると損失が大きくなる場合などに向く商品であることを知る
- ② 保険商品を利用選択する前に、自分が何のリスク(死亡、疾病、火災、地震、介護等)による損失や危険の発生の可能性)に備えるべきかよく整理したうえで判断できる
 - ▼ 自分自身が備えるべきリスクの種類や内容について理解している。特に損害保険の分野では、賠償という概念について理解している
 - ▼ 様々な民間保険商品がもつ特徴の概要を理解し、ニーズごとに適する保険商品が異なることを理解している
- ③ 自分のニーズと保険商品の内容が合致しているかを確認することができる
 - ▼ 自分のニーズと、購入を検討している保険商品の内容が合致しているかを確認する。とくに保険金が支払われない場合(免責事由)について書面や業者の説明を通じて確認する
 - ▼ 保険商品の中には貯蓄機能を有するものもあることを理解し、自分のニーズに照らしてその必要性等について判断する

カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解(報告書：項目9に対応)

- 保険以外で備える金額(社会保障、企業福祉、本人の貯蓄等)も勘案し、保険商品でどの程度の金額の備えが必要かを把握したうえで、保険商品を適切に利用選択することができる
- ▼ 備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討・選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる

¹ここでの「リスク」とは、死亡、疾病、火災等による「損失や危険の発生の可能性」の意味。

²ここでの企業福祉には、共済会、組合などによる互助的な給付などを含む。

(分類5-2)

- ▼ 特に生命保険の分野では、社会保障や企業福祉²、本人の収入や貯蓄等で備える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる
- ▼ 医療保険の分野でも、社会保障(高額療養費制度など)等で備える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる
- ▼ 自動車事故を起こした場合の被害者の身体への損害賠償額は、高額の場合、自賠責保険では備えないことがあることを理解している
- ▼ 自動車事故を起こした場合にも、被害者への高額の損害賠償額が発生し得ることを理解している
- ▼ 保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している
- ▼ 保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合や請求手続きの基本について理解している

分類5. 保険商品

自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解(報告書:項目8に対応)

カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解(報告書:項目9に対応)

	小学生		中学生	高校生
	低学年	中学年		
	<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の素地を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容(低学年・中学年・高学年)との関連を図りながら実践したい。</p>		<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買い物などの経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
項目8	<p>○アクシデントに対する備えの必要性を認識している ○家族や自身が事故や災害、死亡、疾病、傷害等に遭った場合、生活に大きな影響を受け、その危険から身の安全を確保する方法(回避・軽減など)を理解し、実践する ○自転車の運転などを通じ、他人に損害を与える可能性を認識し、安全な行動を心がける</p>		<p>○社会生活には様々なリスクがあり、いつでも、誰にでも起こりうることを理解している ○リスクを回避したり、損失を防止・軽減するための方法を学び、実践する ○保険はリスクを移転する手段であることを理解する</p>	<p>○他人の身体や財産に損害を与えてしまった場合、弁償(損害賠償責任が発生する)しなければならぬことを理解している ○保険と預貯金の機能の違いについて理解している ○様々なリスクごとに転嫁手段のひとつとして保険があることを理解している ○保険には、社会保険と民間保険があることを認識している</p>
項目9	<p>○アクシデントに備えるためのツールの一つとしての保険の存在を認識している</p>			<p>○リスクが顕在化した時の経済的損失の大きさを理解している ○社会保険と民間保険との補充関係を理解している</p>

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	<p>社会人として自立するための能力を確立する 時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで支援するケースも想定される。 スも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
項目8	<p>○リスク管理の基本として、リスク（例えばケガ、死亡、病気、交通事故、火災、地震など）を把握すること（回避すること、コントロールすること、コントロールすること（回避する、損失を防止・軽減するなど）、保有すること（損失負担を想定する））を軽減する手段として、移転すること（損失を他者に転嫁する）を知る ○保険はリスクを移転する手段であり、発生頻度が低いもの発生すると損失が大きくなる場合などに向く商品であることを知る ○自分自身が備えるべきリスクの種類や内容について理解している</p>	<p>○特に損害保険の分野では、就職した会社において、事業経営者が営業所や工場に保険を付けているなど社会経済においても保険が機能していることを理解している</p>	<p>○特に損害保険の分野では、自動車や住宅の購入などを迎えるため、リスクマネジメントの観点から家族や自分に必要な保険を理解している</p>	<p>○特に損害保険の分野では、自動車や住宅の購入などを迎えるため、リスクマネジメントの観点から家族や自分に必要な保険を理解している</p>
項目9	<p>○様々な民間保険商品がもつ特徴の概要とニーズごとに適する保険商品が異なることを理解している ○特に生命保険の分野では、ライフプランの重要性を理解している ○自分のニーズと、購入を検討している保険商品の内容が合致しているかを確認する。とくに保険金が支払われない場合（免責事由）について書面や業者の説明を通じて確認する ○保険商品の中には貯蓄機能を有するものもあることを理解し、自分のニーズに照らしてその必要性等について判断する</p>	<p>○備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討・選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる</p>	<p>○特に生命保険の分野では、中長期的なライフプランを描き、貯蓄や保険加入など準備を適切に行える</p>	<p>○高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類（傷害保険と医療保険の違いなど）を理解している ○保険加入に際しては、必要に応じて家族や周りの人に相談することができる</p>
	<p>○年金や社会保障制度の概要を理解している</p>	<p>○特に生命保険の分野では、生活リスクへの保障手段としての「公的保障」「企業保障」「私的保障」の3つについて、それぞれの役割および内容を理解している</p>	<p>○特に生命保険の分野では、社会保障や企業福祉、本人の収入や貯蓄等で補える金額も勘案のうえで、保険商品で補えるべき金額を把握できる ○医療保険の分野でも、社会保障（高額療養費制度など）等で補える金額も勘案のうえで、保険商品で補えるべき金額を把握できる</p>	<p>○自動車事故を起こした場合の被害者の身体への損害賠償額は、高額の場面、自賠責保険では補えないことがあることを理解している ○自動車事故を起こした場合にも、被害者への高額の損害賠償額が発生し得ることを理解している</p>
	<p>○保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している</p>	<p>○保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合や請求手続きの基本について理解している</p>	<p>○保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している</p>	<p>○保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している</p>

分類 6. ローン・クレジット

住宅ローンを組む際の留意点の理解（報告書：項目 10 に対応）

- ① 無理のない借入れ限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
- ② 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

- ① 住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている
 - ▼ ライフプランの中に、住宅ニーズ¹を位置づけている
 - ▼ 自らのライフプランを実現するうえで、住宅ローンによる住宅購入が、一括購入や賃貸等に比べてより適切であるか否か、様々な要素（収入、年齢、家族構成、相続など）を考慮し、検討している
- ② 住宅ローンについて基本的な特徴を理解している
 - ▼ 年収を上回る借入額となることが多く、返済期間は多くが10年～35年程度と長期にわたること
 - ▼ 住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること
 - ▼ 自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること
- ③ 住宅ローンを組むにあたっては、必要な具体的知識を有している
 - ▼ 「変動金利型」、「全期間固定金利型」、「固定金利期間選択型」といった複数の金利タイプを用意している金融機関が多く、金利が変動するタイプでは、ローンを組んだ後の国内の金利水準の変動によって返済額が変わるリスクがあること
 - ▼ 金利のほかに、諸費用を要すること（税、手数料、保証料、保険料など）
 - ▼ 返済方法は、毎月元利均等返済する方法のほか、元金均等返済する方法もあること²
 - ▼ 余裕資金が増えた場合などは原則として繰上げ返済が可能であること（ただし手数料が発生する場合があります）

¹ 住宅ニーズは、住宅に関連するニーズとの広い意味で使用しており、購入（新築・中古）・賃貸をも含む。また、親からの相続などにより購入や賃貸の必要がない場合でも、たとえば修繕、リフォーム、リノベーションなどのニーズを含む。

² 元利均等方式と元金均等方式を比較すると、元利均等方式は毎月の返済額が一定で返済計画を立てやすい一方で返済総額は多くなる、元金均等方式は返済総額は少なくなる一方で当初の返済額は多くなる、との特徴がある。

- ▼ 長期にわたる返済期間内に、金融経済情勢の変化によっては金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があること
 - ▼ ライフプランの見直し（家族構成の変化、職の介護、転職など）により住居を売却したい場合でも、売却価額が住宅ローンの残債に満たない可能性があること
- ④ 自己の返済能力等に応じた適切な住宅ローンを組むことができる
- ▼ 複数の金融機関、商品を比較し、金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが自分のニーズにあったものを適切に選択することができる
 - ▼ 各種の金利タイプのメリット・デメリットを理解したうえで、経済状況と自らの返済能力（特に金利上昇時）に応じた金利タイプの選択を行うことができる
 - ▼ 「借りられる金額」と、安心して「返すことができる金額」は異なることを理解し、自らの返済能力を把握したうえで借入額・返済期間・金利タイプを判断・決定し、無理のない返済計画を立てることができる
 - ▼ 返済計画を立てるにあたっては、返済額のほか、住宅の取得・維持に要する税や諸費用などの負担、将来の教育資金や老後資金などの貯蓄、ライフプランの見直しの可能性なども考慮することができる
- ⑤ 必要に応じて返済計画を見直すことができる
- ▼ 返済期間中は、定期的に返済額と収入、負債と資産のバランスをチェックのうえ返済計画の見直しを要しないかを確認し、必要に応じて、金融機関や専門家に適宜相談しつつ、繰り上げ返済や条件変更を検討することができる
 - ▼ 返済の延滞が生じる懸念がある場合には、直ちに金融機関や専門家に相談して対応を検討するようにし、安易に他の借入れを返済原資に充てるなどをしない

無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化（報告書：項目11に対応）

- ① ローン等を、生活設計の中で位置づけている
 - ▼ 資産形成に結び付きやすい住宅ローンと異なり、カードローン等やクレジットカードの利用は資金を費消してしまいがちやしやすいことに留意する
 - ▼ カードローン等やクレジットカードの利用は、生活設計の中で位置づけ、無計画・無謀な利用を避けるべきことを理解している
- ② カードローン等の消費者金融やクレジットカードの特徴とメリット・デメリットを理解している
 - ▼ カードローン等の消費者金融（クレジットカードのキャッシングを含む）には、利便性のメリットがある一方、必要以上に使いすぎるとおそれがある、金利負担が生じるといったデメリットがあること
 - ▼ クレジットは、先に商品・サービスを購入して、その代金を後で支払う約束のことであり、後で支払いを要する点で借入れと同様であること
 - ▼ クレジットには、利用限度額の範囲内ならいつでも何回でも利用できる方式（クレジットカード）と、利用するたびに契約書を取り交わす方式（個別方式）があること
 - ▼ クレジットカードには、利便性のメリットがある一方、必要以上に使いつづけるおそれがある等のデメリットがあり、利用方法を誤ると支払いができなくなる可能性があること
 - ▼ クレジットカードには、複数の支払方法があり、分割払いまたはリボルビング払いを選択すると手数料（金利）負担が生じること
- ③ ローンやクレジットカードの返済を適切に履行しない場合には、重大な影響が生じうることを理解している
 - ▼ 多重債務の実態を知る
 - ▼ 信用情報機関に記録が残り、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関、業者からも借入等が難しくなること
 - ▼ 自己破産すると、債務を免れる一方で、財産を失うほか、本人の社会生活について一定の制限（一定の職業に就けないなど）を受けること

- ▼ 多重債務の相談窓口を知り、相談できる
- ④ 利用にあたっては慎重な姿勢をとることの重要性を理解し、無計画・無謀な利用を行わないことが習慣となっている
 - ▼ ローンやクレジットは他人からの「借金」で、将来の収入から返済しなくてはならない、ということを確認する
 - ▼ いくら借りられるかではなく、いくらなら返せるかを考えて、あらかじめ自分自身の限度額を決める
 - ▼ 何のために借りるのか、なぜ必要なのかを明確にしてから借りる
 - ▼ 返済完了までの計画を立ててから利用する
 - ▼ 借金返済のためには利用しない
 - ▼ 必ず金利や契約内容を確認してから利用する
 - ▼ 悪質な業者や商法に注意する
 - ▼ ローンやクレジットと組み合わされた悪質商法が多いことに留意する

分類6. ローン・クレジット

住宅ローンを組む際の留意点の理解 (報告書：項目 10 に対応)
 ① 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
 ② 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

無計画・無謀なカードローン等やクレジット・カードの利用を行わないことの習慣化 (報告書：項目 11 に対応)

項目	小学生		中学生	高校生
	低学年	中学年		
項目 10・11	<p>お金をかわかって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、お年かい、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の素地を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化される。期待される。教科等で学習する内容 (低学年・中学年・高学年) との関連を図りながら実践したい。</p>		<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤務や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づきたい。</p>
	<p>○こづかいの使い方を通して計画的に買い物をする必要性に気づく</p>	<p>○こづかい帳をつける ○困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける</p>	<p>○将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解する ○小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知る ○子ども同士でお金の貸し借りはしない</p>	<p>○ローンのしくみと機能について理解する</p> <p>○生活設計の必要性について理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる ○クレジットカードの使用上の留意点について学ぶ ○金利計算能力を身につけ、金利の重さを理解する ○トラブルに遭ったときの相談窓口を知る</p>

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家庭形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。 ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人(家族など)に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
項目10	<p>○住宅資金の必要性について理解している</p> <p>○借入れには信用が重要であることも考慮のうえ、ライフプランについて考える</p>	<p>○住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフプランの中に、住宅ニーズを位置づけている ・自らのライフプランを実現するうえで、住宅ローンによる住宅購入が、一括購入や賃貸等に比べてより適切であるか否か、様々な要素(収入、年齢、家族構成、相続など)を考慮し、検討している <p>○住宅ローンについて基本的な特徴を理解している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収を上回る借入額となること、返済期間は多くが10年～35年程度と長期にわたること ・住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること ・自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること <p>○住宅資金が必要になる時期を考え、資金の準備を計画することができる</p>	<p>○現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを着実に実行しつつある</p> <p>○住宅ローンについて基本的な特徴を理解している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収を上回る借入額となること、返済期間は多くが10年～35年程度と長期にわたること ・住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること ・自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること 	<p>○リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる</p>

	<p>○住宅ローンを組むにあたっては、必要となる具体的な知識を有している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変動金利型」、「全期間固定金利型」、「固定金利期間選択型」といった複数の金利タイプを用意している金融機関が多く、金利が変動するタイプでは、ローンを組んだ後の国内の金利水準の変動によって返済額が変わるリスクがあること ・金利のほかに、諸費用を要すること（税、手数料、保証料、保険料など） ・返済方法は、毎月元利均等返済する方法のほか、元金均等返済する方法もあること ・余裕資金が増えた場合などは原則として繰上げ返済が可能であること（ただし手数料が発生する場合がある） ・長期にわたる返済期間内に、金融経済情勢の変化によっては金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があること ・ライフプランの見直し（家族構成の変化、親の介護、転職など）により住居を売却したい場合でも、売却価額が住宅ローンの残債に満たない可能性があること <p>○自己の返済能力等に応じた適切な住宅ローンを組むことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の金融機関、商品を比較し、金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが自分のニーズにあったものを選択することができる ・各種の金利タイプのメリット・デメリットを理解したうえで、経済状況と自らの返済能力（特に金利上昇時）に応じた金利タイプの選択を行うことができる ・「借りられる金額」と、安心して「返すことができる金額」は異なることを理解し、自らの返済能力を把握したうえで借入額・返済期間・金利タイプを判断・決定し、無理のない返済計画を立てることができる ・返済計画を立てるにあたっては、返済額のほか、住宅の取得・維持に要する税や諸費用などの負担、将来の教育資金や老後資金などの貯蓄、ライフプランの見直しの可能性なども考慮することができる <p>○住宅ローンの返済期間中は、定期的に返済額と収入、負債と資産のバランスをチェックのうえ返済計画の見直しを要しないかを確認し、必要に応じて、金融機関や専門家に適宜相談しつつ、繰り上げ返済や条件変更を検討することができる</p> <p>○住宅ローンの返済の遅滞が生じる懸念がある場合には、直ちに金融機関や専門家に相談して対応を検討するようにし、安易に他の借入れを返済原資に充てるなどをしてしない</p>	
<p>項目 11</p>	<p>○奨学金を借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる</p> <p>○資産形成に結び付きやすい住宅ローンと異なり、カードローン等やクレジットカードの利用は資金を消費してしまいがちに留意する</p> <p>○カードローン等やクレジットカードの利用は、生活設計の中で位置づけ、無計画・無謀な利用を避けるべきことを理解している</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードの特徴とメリット・デメリット、とりわけ利用方法を誤ると返済できなくなる可能性があることを理解する</p> <p>○72の法則³⁾について知り、活用できる</p> <p>○ローンやクレジットカードの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残り、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関、業者からも借入等が難しくなることを理解する</p> <p>○自己破産すると、債務を免れる一方で、財産を失うほか、本人の社会生活において一定の制限（一定の職業に就けないなど）を受けなければならない</p>	<p>○奨学金を借りていた場合、着実に返済している</p>

³⁾ 「72の法則」は、お金が2倍になる年数が簡単にわかる便利な算式。「72÷金利÷お金が2倍になる年数」となる。たとえば、金利18%でお金を借りると、「72÷18＝4」となるので、約4年で借りたお金は2倍になる。なお、この計算式で使用する金利（年利）は複利。また、算出される結果は概算であって、正確な数字ではない。

	<p>○今後の収入を考えたも払えそうもないほどの借金を抱えてしまった場合には、適切な機関に相談することができる</p>	<p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、いくら借りられるかではなく、いくらなら返せるかを考えて、あらかじめ自分自身の限度額を決める</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、何のために借りにするのか、なぜ必要なのかを明確にする</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、返済完了までの計画を立てる</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードは、借金返済のためには利用しない</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、必ず金利や契約内容を確認する</p> <p>○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、悪質な業者や商法に注意する</p> <p>○物品販売等とローンやクレジットを組み合わせた悪質商法が多いことに留意する</p>
--	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

分類7. 資産形成商品

人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解（報告書：項目12に対応）

- ① 自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている
- ② リスクとリターンの関係を正しく理解している
 - ▼ 金融商品のリターンがどのような仕組み（源泉）から生じ、そこにあるようなリスクがあるかについて把握している
 - ▼ リスクとリターンの関係は、一般的には「ローリスク・ローリターン」「ミドルリスク・ミドルリターン」「ハイリスク・ハイリターン」の形で整理され、たとえば金融商品からより高いリターンを得ようとするほど高いリスクを伴い、リスクを低く抑えようとするほどリターンも低くなることを理解している
 - ▼ リスクとリターンの関係の理解に基づき、たとえば、通常より高いリターンが得られるとして、「そうしたリターンは必ず実現します」「損失は発生しません」といった説明や、「安全・確実・高利回り・元本保証」といった説明が行われる場合には、疑いをもつことができる
 - ▼ 金融商品によって値動き・値動きの幅がそれぞれ異なることを理解している
- ③ 自らのリスク許容度を踏まえて合理的な選択ができる
 - ▼ リスク許容度（どこまでの損失に耐えられるか）は、資産の状況、個人のライフプラン・生活設計、金銭観、働き方などによって異なることを理解している
 - ▼ リスクを避けると、リターンも得られないことを理解している
 - ▼ 自分が将来に向けて確実に資産形成を行ううえで、どの程度のリスクをとるとどの程度のリターンを目指すかについて考えていくことができる
 - ▼ 「元本保証」は「リスクがない」と即断せず、元本保証に条件が付けられていないかを確認すべきであることを理解している

資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解（報告書：項目13に対応）

- ① 分散を行うことにより、リスクの低減を図ることができることを理解している
 - ▼ 個別の金融商品は、それぞれのリスク（リターンの不確実性の度合い）を有するが、複数の異なるリスク特性をもつ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させることが、資産形成について考えうるうえで重要であることを理解している¹⁾
 - ▼ 分散には、国内株式・債券および外国株式・債券に分散する「投資対象の分散」、円だけではなくドル等に分散する「通貨の分散」、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく「時期の分散」があることを理解している
 - ▼ 「時期の分散」の観点から、定期的に定額で同一の株式、株価指数連動型のETF（上場投資信託）、投資信託などを購入することで、取得価格を平準化し、高い値段で購入することを避けるうえで役立つことを理解している²⁾
 - ▼ 「時期の分散」の観点から、積立式の資産形成商品を利用することが有力な選択肢の一つであることを理解している
 - ▼ 「資産の分散」には常に正解があるわけではなく、期待する投資効果や年齢などによって、投資対象の配分の比率は異なり、定期的に見直すことが必要であることを理解している

¹⁾ 分散投資によって軽減される「リスク」は、「リターンの不確実性の度合い」（金融理論で使用される「リスク」）を指す。もともと、この場合、下方リスクも軽減されるため、「損失を出す可能性」（一般用語でいう「リスク」）も軽減される。

²⁾ 定期的に定額で購入する（定額購入法またはドルコスト平均法と呼ばれる）場合、投資対象の価格が低いときには多く、高いときには少なく買うこととなり、取得価格を平準化し、高い値段で購入するうえで役立つ。ただし、この手法によって投資収益が確実になるものではなく、購入対象の価格の下落によっては損失を被るおそれがあることに留意する必要がある。

資産形成における長期運用の効果の理解 (報告書：項目 14 に対応)

- ① 複利効果は長期投資になればなるほど高い効果が得られることを理解している
 - ▼ 資産形成における長期運用の効果として、「複利」(元本から生じた利子・配当等を次期の元本に組み入れ、継続的に運用を行うことで、その利子・配当等相当部分に対しても次期の利子がつくこと)の効果が期待できることを理解している
- ② 長期運用により価格変動リスクなどを平準化できることを理解している
 - ▼ 長期運用には、時間分散の効果(たとえば、外資建て資産への投資の際に、時期の分散を組み合わせることで、為替リスクの軽減を図りやすいというメリットもあること)があることを理解している
 - ▼ 長期運用には、金融危機のようなパニック時に低い値段で売却してしまい、結果的に損を大きくしてしまう事態を防ぐ効果もあると考えられることを理解している
 - ▼ 投資期間を設定した場合、その期間中は絶対に売ってはいけないというだけではなく、予定通りの利益が出れば利益を確定するなどの方法もあることを理解している

分類7. 資産形成商品

人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解（報告書：項目 12 に対応）

資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解（報告書：項目 13 に対応）

資産形成における長期運用の効果の理解（報告書：項目 14 に対応）

	小学生	中学生	高校生
項目 12	<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心をもち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の基盤を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学生・高学年）との関連を図りながら実践したい。</p>	<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買い物経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>	<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
項目 13		<p>○リスクとリターンの関係について理解する</p>	<p>○資産運用する場合の金融商品の「リスク」は一般に“危険”ではなく“不確実性”を指すことを理解するとともに、リスクにはさまざまな種類があることを理解する（価格変動リスク、信用リスクなど） ○金融商品のリスクとリターンについて理解する ○家計資産のマネジメントとして、自らのリスク許容度を把握することができ</p>
項目 14		<p>○期間と金利の関係（単利計算・複利計算）を知り、継続して貯蓄に取り組む態度を身につける</p>	<p>○ポートフォリオ（運用資産の組み合わせ）によってリスクを抑えることができることを理解する ○資金運用のバランスを考え、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ</p>
		<p>○期間と金利の関係（単利計算・複利計算）を知り、長期に運用する効果を理解する ○リスク管理の観点から、長期運用が価格変動リスクを平準化する効果があることを理解する</p>	

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することなどが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
項目 12	<p>○自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている</p> <p>○金融商品のリターンがどのような仕組み（源泉）から生じ、そこどのようなリスクがあるかについて把握している</p> <p>○リスクとリターンの関係は、一般的には「ローリスク・ローリターン」「ミドルリスク・ミドルリターン」「ハイリスク・ハイリターン」の形で整理され、たとえば金融商品からより高いリターンを得ようとするれば高いリスクを伴い、リスクを低く抑えようとするればリターンも低くなることを理解している</p> <p>○さまざまな金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で運用することができる</p> <p>○自らのリスク許容度を踏まえて、資産配分や金融商品の選択を行うことができる</p>	<p>○資産形成の観点から、リスク商品の重要性を理解し、資産運用対象としてリスク商品を考えることができる</p> <p>○求めるリターンと許容できるリスクを把握している</p>	<p>○リスク許容度は年齢や家族構成、生活スタイルなどにより変化することを理解している</p> <p>○求めるリターンと許容できるリスクを把握している</p>	<p>○リスクとリターンの関係を理解し、ローリスク・ハイリターンをうたう金融商品などに疑いをもつことができる</p> <p>○自ら理解できない商品への投資はしない</p>
項目 13	<p>○分散投資によりリスク軽減が図れることを理解している</p> <p>○リスクの分散として「資産の分散」「地域の分散」「時間の分散」があることを理解している</p> <p>○投資信託や積立式の金融商品が、分散効果を生かした金融商品であることを理解する</p>	<p>○種類の異なるリスク特性をもつ金融商品に分散投資することにより、リスクが軽減されることがあることを理解している</p> <p>○分散投資を理解し、ライフプランに合わせて実践することができる</p>	<p>○分散投資を行っていても、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している</p>	<p>○年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している</p>
項目 14	<p>○利回りの異なる長期的な運用結果を比較することができる</p> <p>○長期にわたって定期的な定額購入することで取得価格を下げる「ドルコスト平均法」があることを理解する</p> <p>○長期運用には、「時間の分散」の効果があることを理解している</p>	<p>○長期運用には、急な市況低迷時にも慌てて損をしないうことを防ぐ効果も期待できることを知っている</p> <p>○長期にわたって定期的な定額購入することで取得価格を下げる「ドルコスト平均法」があることを理解する</p>	<p>○長期運用には、急な市況低迷時にも慌てて損をしないうことを防ぐ効果も期待できることを知っている</p> <p>○長期にわたって定期的な定額購入することで取得価格を下げる「ドルコスト平均法」があることを理解する</p>	<p>○年齢などを踏まえ、長期運用ではなく、流動性や安全性を重視することができる</p>

分類 8. 外部の知見の適切な活用

金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解 (報告書：項目 15 に対応)

- ① 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している
 - ▼ 金融分野は専門性・複雑性が高いことを理解している
 - ▼ お金の運用などに関して心理的・感情的な要素にとらわれないことがあり、客観的に理解している
 - ▼ 高いリターンには高いリスクを伴うことを理解している
 - ▼ 基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している
- ② 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関や専門家等を把握し、的確に行動できる
 - ▼ 金融商品の利用の是非を判断するうえで以下のようなポイントに留意する
 - 1) リスク・リターンの観点からみた金融商品の仕組みと評価
 - 2) 競合・類似商品の有無とリスク・リターンの観点からみた評価
 - 3) 資産状況等を踏まえた自己のリスクテイク能力に関する評価
 - 4) リスクを適切に管理するために必要なノウハウ、体制
 - 5) 関連相場等の環境に関する状況、評価
 - 6) トラブルが多発し、公的機関から注意喚起がなされている金融商品か否か
 - 7) 販売業者が提供する情報の真正性や、販売業者の情報提供等、事後サービスの質に関する評価
 - ▼ 金融商品の金額やリスクの大きさに応じ、上記ポイントについて、以下のとおり、外部から情報を収集したり、相談、アドバイスを求める

¹ たとえば、株価が上昇した際に楽観的になって買い、株価が下落した際に悲観的になって売るなど

たりすることができる

- ・ インターネットや書籍、複数の販売業者から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討する
- ・ 中立的な立場または商品を購入する消費者の側から信頼性の高い情報提供を行っている機関やアドバイス業者等を把握し、相談やアドバイスを求める
- ▼ 情報やアドバイスを踏まえつつ、最終的な判断は自分で行う必要があることを理解している
- ▼ 「自分が理解できない」（複雑な）金融商品は避けることを基本方針としている
- ▼ トラブルに直面したときの相談窓口として消費生活センターや各種の金融ADR制度（ADR＝裁判外の紛争解決）があることを知っており、相談できる

分類 8 外部の知見の適切な活用

金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解（報告書：項目 15 に対応）

小学生		中学生		高校生
低学年	中学年	中学年	高学年	
<p>お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心をもち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、社会の中で生きていく力の素地を形成することが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。</p>		<p>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期。こづかい管理や買い物経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</p>		<p>社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</p>
<p>○困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける</p>		<p>○契約の基本を理解する ○預貯金、株や債券について理解する ○金利計算能力（複利を含む）を身につけ、金利の重要性を理解する ○リスクとリターンとの関係について理解する ○インターネット、携帯電話によるトラブル事例を学び、予防の仕方を理解する ○悪質商法や詐欺商法を見分け、詐欺に遭わないようにすることを学ぶ ○トラブルに遭ったときの相談窓口を知る</p>		<p>○預貯金、株式、債券、保険等について理解する ○金利の高さとローン返済額との関係を知り、金利の重要性を実感する ○預貯金、株式、債券、保険等のリスクとリターンとの関係について理解する ○情報を収集し、自分の消費生活に活用できる技能を身につける ○資金運用のバランスを考え自己責任について理解する ○トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う ○多重債務の相談窓口を知り、相談できる</p>

大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<p>社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</p>	<p>生活面・経済面で自立する時期。社会人としての責任も担いはじめめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</p>	<p>社会人として自立し、本格的な責任を担う。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。</p>	<p>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。</p> <p>周囲の人（家族など）に資金面などで支援するケースも、周囲の人に介護などで支援されるケースも想定される。</p>
<p>○基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している</p> <p>○経済の動向が金融商品の価格等にどのような影響を及ぼすか、関心をもって見ている</p> <p>○高いリターンには高いリスクが伴うことを理解している</p> <p>○金融商品を利用する際には、リスクの程度に応じ外部の知見を利用する必要があることを認識している</p> <p>○一般的に商品を購入する際、最終的には自己責任であることを前提に、積極的に情報収集を行い、比較検討したうえで、目的や予算に合った商品を選択することができる</p> <p>○金融商品を提供している業者（銀行、証券会社等）について、概要を理解している</p> <p>○金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している</p>	<p>○金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融分野は専門性・複雑性が高いことを理解している ・ お金の運用などに関し心理的・感情的な要素にとらわれないことを理解している ・ 高いリターンには高いリスクを伴うことを理解している ・ 基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している <p>○金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等を把握し、的確に行動できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の利用の是非を判断するうえでは、以下のようなポイントに留意する <ol style="list-style-type: none"> 1) リスク・リターンの観点からみた金融商品の仕組みと評価 2) 競合・類似商品の有無とリスク・リターンの観点からみた評価 3) 資産状況を踏まえた自己のリスクテイク能力に関する評価 4) リスクを適切に管理するために必要なノウハウ、体制 5) 関連相場等の環境に関する状況、評価 6) トラブルが多発し、公的機関から注意喚起がなされている金融商品が否か 7) 販売業者が提供する情報の真正性や、販売業者の情報提供等、事後サービスの質に関する評価 ・ 金融商品のリスクの大きさに応じ、上記ポイントについて、以下のとおり、外部から情報を収集したり、相談、アドバイスを求めたりすることができ <ul style="list-style-type: none"> 一 インターネットや書籍、複数の販売業者等から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討する 一 中立的な立場または商品購入者サイドの立場から信頼性の高い情報提供を行っている機関やアドバイザーを求め、比較検討する ・ 情報やアドバイスを踏まえつつ、最終的な判断は自分で行う必要があることを理解している 	<p>○金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等を把握し、的確に行動できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の利用の是非を判断するうえでは、以下のようなポイントに留意する <ol style="list-style-type: none"> 1) リスク・リターンの観点からみた金融商品の仕組みと評価 2) 競合・類似商品の有無とリスク・リターンの観点からみた評価 3) 資産状況を踏まえた自己のリスクテイク能力に関する評価 4) リスクを適切に管理するために必要なノウハウ、体制 5) 関連相場等の環境に関する状況、評価 6) トラブルが多発し、公的機関から注意喚起がなされている金融商品が否か 7) 販売業者が提供する情報の真正性や、販売業者の情報提供等、事後サービスの質に関する評価 ・ 金融商品のリスクの大きさに応じ、上記ポイントについて、以下のとおり、外部から情報を収集したり、相談、アドバイスを求めたりすることができ <ul style="list-style-type: none"> 一 インターネットや書籍、複数の販売業者等から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討する 一 中立的な立場または商品購入者サイドの立場から信頼性の高い情報提供を行っている機関やアドバイザーを求め、比較検討する ・ 情報やアドバイスを踏まえつつ、最終的な判断は自分で行う必要があることを理解している 	<p>○「自分が理解できない」（複雑な）金融商品は避けることを基本方針としている</p> <p>○トラブルに直面したときの相談窓口として消費生活センターや各種の金融ADR制度（ADR＝裁判外の紛争解決）があることを知っており、相談できる</p>

学校教育段階における「マップ」と「プログラム」の関係について

- 金融リテラシーの「項目別・年齢層別スタンダード」（以下「マップ」という）のうち、高校生以下の学校教育段階部分については、「習得する目安と位置付け、今後、学習指導要領との関係や学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく」扱いとされている。このため、新たな検討の場を設ける必要。
- この間、金融広報中央委員会（以下「当委員会」という）では、学校関係者からのニーズを踏まえ、学校教育関係者による懇談会を設け、「金融教育プログラム」（以下「プログラム」という）について、制定後の新学習指導要領実施等の環境変化や学校教育現場の実情を反映させる方向で見直す方針。
 - ―― なお、プログラムは、2007年の策定以降、学校教育現場に受け入れられてきており、2013年9月のG20サントペトルブルク・サミットでは、金融経済教育研究会報告書（2013年4月）と並んで「国家戦略」として位置付けられた。
- 今後、マップを軸とした金融経済教育の実践・推進フェーズに入るが、その際、高校生以下の学校教育段階については、教育現場の混乱を回避し、教育の実効性を高める観点から、プログラムとマップの整合性を取りつつ、プログラムを基本に推進していくことが適当と考えられる。
 - ―― なお、学校教育段階においてプログラムを基本とする場合でも、小学生から高齢者までの広範な年齢層に亘って習得すべき金融リテラシーの内容が連続的・体系的に理解できるというマップの基本的意義が失われる訳ではない。

＜学校教育段階でプログラムを基本とする理由＞

- ① マップの高校生以下の部分については、プログラム中（30～33頁）の「年齢層別の金融教育内容」をもとに策定されたため¹、内容面からみれば、マップがプログラムにほぼ包含される姿になっている。
- ② そのうえで、金融経済教育の更なる浸透を図る観点からは、学校教育現場で使われるスタンダードは、教育関係者の理解と共感が得られるとともに、教育実践に結び付け易い内容のものであることが望ましい。この点、プログラムは、学習指導要領との親和性も高く、実践事例等を含めて既に教育現場に定着している。

以 上

¹ 2013年7月、関係団体における『マップ』案の分担執筆の際、研究会報告書の趣旨を踏まえ、「新学習指導要領や政府、教育関係者等との連携の下で学校教育段階別の金融教育のあり方、指導計画例等を取り纏めた金融教育プログラムを基本とすることが適当」との策定方針を関係者で共有し作業を進めた経緯。

平成26年度 金融庁の取組内容

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行う。

モデル講義の実施

平成26年4月より、2大学においてモデル講義を実施
慶応義塾大学法科大学院、東京家政学院大学

金融庁・金融広報中央委員会・関係団体(※)が連携し、「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体: 全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

資料 6-9-4

リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf>



一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

基礎から学べる 金融ガイド

身につけよう金融知識

預貯金

株式／債券／投資信託

生命保険／損害保険

クレジット／ローン



預金・株・証券・保険



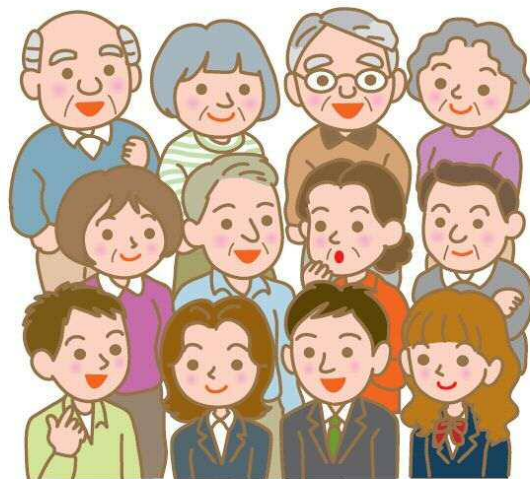
インターネット・ローン・融資



トラスル対策



相談室



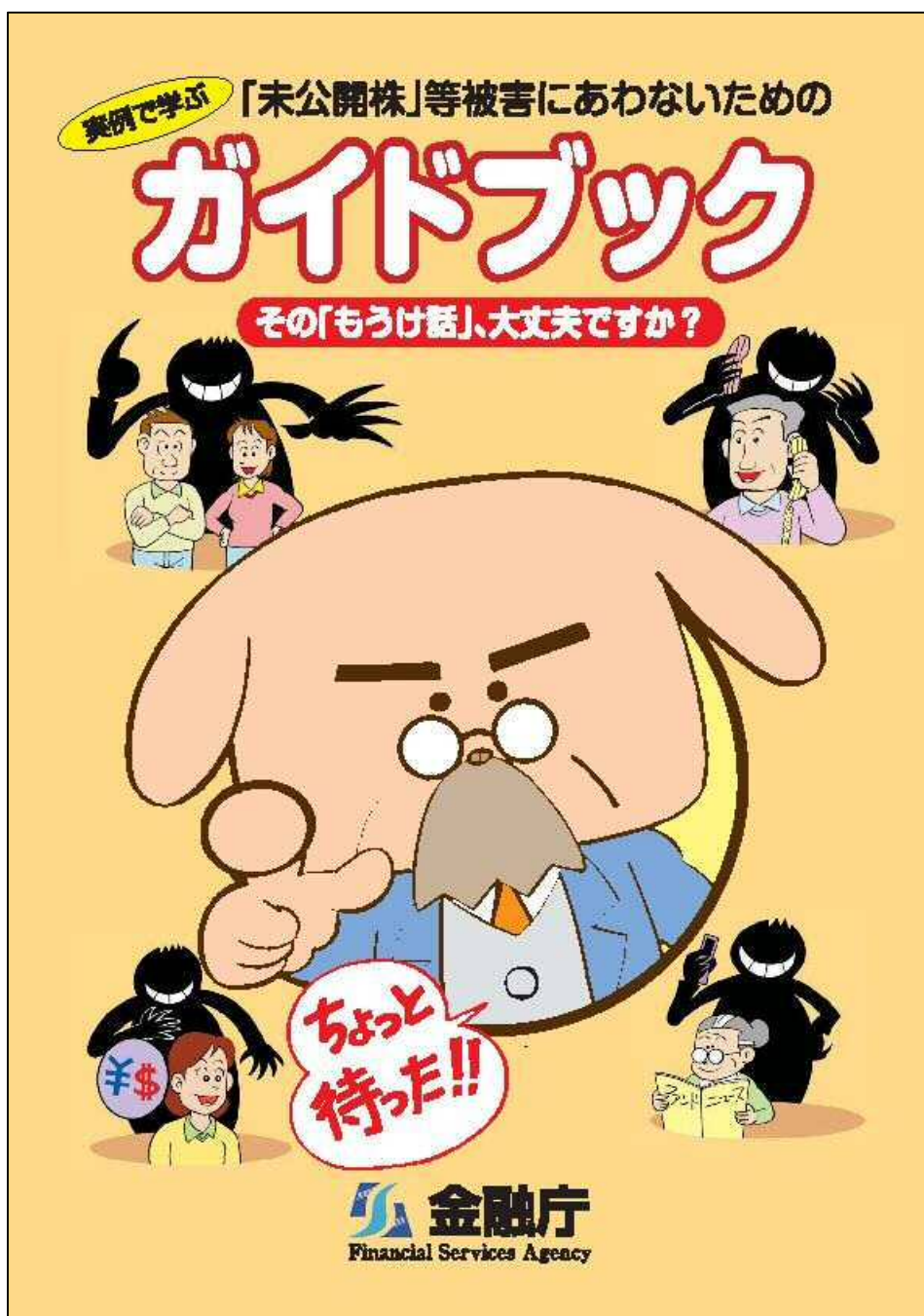
 金融庁

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



金融リテラシー (知識・判断力) を身に付けるためのシンポジウム

参加
無料

日時 平成25年**12月12日** (木)
14:00~16:30 (開場13:30)

場所 沖縄県立博物館・美術館 (講堂)
沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

深野 康彦 伊藤 宏一

有限会社 ファイナンシャルリサーチ代表
ファイナンシャルプランナー

千葉商科大学大学院
会計ファイナンス研究科教授



基調講演

『NISAを活用した
賢い資産運用の考え方』

深野 康彦 (ふかの・やすひこ)

基調講演

『金融経済教育の新しい形
—金融知識から適切な金融行動重視へ—』

伊藤 宏一 (いとう・こういち)

説明

『金融経済教育の推進に向けた
取組み状況について』

金融広報中央委員会事務局

説明

『投資詐欺等にあわないための注意点について』

沖縄総合事務局

お申込み方法

**お申込み
締切日** 平成25年**12月6日** (金)

定員 **150名** 定員になり次第、締切らせていただきますので、予めご了承ください。

参加の可否につきましては、参加証の発送を持って通知にかえさせていただきます。
シンポジウム開催日までに参加証を送付しますので、当日ご持参ください。
※お送りいただいた個人情報は、本シンポジウム開催関係事務以外に使用することはありません。

WEB

<http://main-container.jp/fsa-sympo2013/>
内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。
※WEBお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

FAX

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ハガキ

ご氏名(ふりがな)、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※ハガキ到着時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

■ お申込に関するお問合せ先

金融リテラシー (知識・判断力) を身に付けるための
シンポジウム参加受付事務局
〒106-0041 東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル
(株式会社コンベックス内)
TEL:03-3589-3363 (平日 10:00~16:00) FAX:03-3589-3974
E-mail:kinyuu_sympo_1312@convex.co.jp

■ 内容に関するお問合せ先

沖縄総合事務局財務部 TEL:098-866-0091
※開催会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

主催：金融庁・沖縄総合事務局

後援：内閣府・消費者庁・文部科学省・金融広報中央委員会・沖縄県・那覇市・沖縄県金融広報委員会

プロフィール



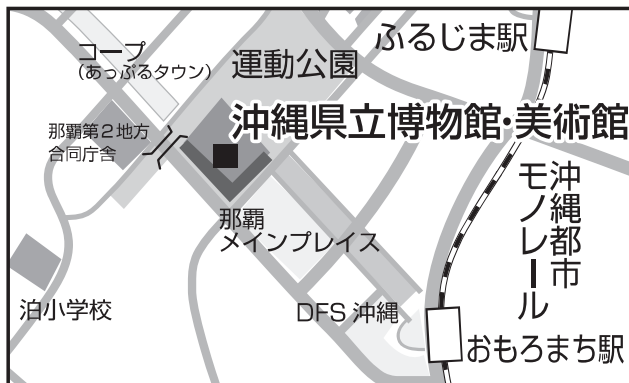
深野 康彦 (ふかの やすひこ)

1962年埼玉県生まれ。
 大学卒業後、クレジット会社を経て1989年4月に独立系FP会社に入社。以後、金融資産運用設計を中心としたFP業務を研鑽。1996年1月に独立し、現在のファイナンシャルリサーチ(2006年1月設立)は2社目の起業。FP業界暦25年目のベテランFPの1人。新聞、マネー誌や経済誌、各種メールマガジンへ執筆や取材協力、テレビ・ラジオ番組などの出演を通じて、投資の啓蒙や家計管理の重要性を説いている。日本経済新聞夕刊で「投信ウオッチ」を毎月連載するなど多数連載を持つ。
 著書に「これから生きていくために必要なお金の話を一緒にしよう!」(ダイヤモンド社)、「会社が傾いても自分だけは大丈夫病」(講談社)、「あなたの毎月分配型投資信託が危ない」(ダイヤモンド社)など多数。
 新著は「1万円から始めるETF投資」(日本経済新聞出版社)。



伊藤 宏一 (いとう こういち)

専攻はパーソナルファイナンス、ライフプランニング、金融教育。
 幸福論の視点から自立共生型ライフプランを提唱。その観点から家計管理、住宅資金設計、資産運用などをわかりやすく論じている。
 CFP・税理士。日本FP協会専務理事。日本FP学会理事。NHKなどメディア出演や金融教育にも取り組む。
 金融庁・文部科学省・消費者庁などで構成する金融経済教育推進会議委員。
 著書等に『実学としてのパーソナルファイナンス』(編著 中央経済社2013)、『金融商品なんでも百科』(平成25・26年度版 伊藤監修 金融広報中央委員会2013)、中学教科書『技術・家庭 家庭分野』(編著 教育図書)、『58歳からのマネー防衛術』(講談社)、『パーソナルファイナンス』(アルトフェスト著 伊藤他訳 日本経済新聞出版社)など。



会場案内 会場は公共交通機関をご利用ください。

沖縄県立博物館・美術館 (講堂) 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

アクセス

- 沖縄都市モノレール
 ゆいレール おもろまち駅下車 徒歩10分
- バス
 那覇市内線バス3・7・10番線 県立博物館前バス停下車

FAX申込書

FAXでお申込みの方は必要事項をご記入の上、下記番号まで本用紙をFAXして下さい。 申込締切：12月6日(金)

FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

◎お申込み頂いた方には、後日参加証をお送りします。当日お越しの際に受付へお持ち下さい。また、定員(150名)になり次第、募集を締め切らせていただきます。

※印項目は必ずご記入下さい。

ふりがな ご氏名※			
ご住所※	〒		
電話番号※		FAX 番号	
E-mail			
事前質問		
		
		
		
		
		
当日、会場での質問は受け付けておりません。全ての事前質問にご回答できない場合がありますので、予めご了承ください。			

緊急の際の連絡の為、お電話番号以外に E-mail アドレスのご記入にご協力くださいますようお願い致します。

お申込みの際に収集した個人情報は、本シンポジウムの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

FAX 03-3589-3974

家計管理と生活設計について考える相談会

～身につけよう！金融に関する知識と判断力～

金融リテラシー(知識・判断力)の向上を図ることを目的とした家計管理と生活設計に関する無料相談会及び金融リテラシー向上のための基調講演、ミニセミナーを開催いたします。

無料相談会であなたの生活設計を日本FP協会認定のCFP®(ファイナンシャル・プランナー)に相談してみませんか。

参加
無料

開催日 平成26年6月12日(木)・13日(金)・14日(土)の3日間

会場 東京都消費生活総合センター(飯田橋)の各教室
(東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階～17階)

6月12日(木)

基調講演
【定員:100名】

13時30分～14時45分
会場:
17階 教室I・II

テーマ:

あなたのお金を育て
増やすライフプラン!

講師:

東京都金融広報委員会
金融広報アドバイザー

※基調講演・ミニセミナーの
申込み方法は、裏面をご覧ください。

ミニセミナー
【定員:50名】

15時00分～16時00分
会場:
17階 教室I・II

テーマ:

知ってもらいたい保険の知識

講師:

生命保険文化センター、
日本損害保険協会

ミニセミナー
【定員:50名】

15時00分～16時00分
会場:
16階 学習室A

テーマ:

事例に学ぶ!金融トラブル

講師:

東京都消費生活総合センター
相談員

無料相談会
【定員:6組】

…日本FP協会

15時30分～16時30分
17時00分～18時00分
18時30分～19時30分
(各回2か所で開催)

受付:

17階 情報交流コーナー

6月13日(金)
14日(土)

無料相談会【定員:8組】…日本FP協会

14時00分～15時00分 15時30分～16時30分 17時00分～18時00分 18時30分～19時30分 (各回2か所で開催)
受付: 17階情報交流コーナー

無料相談会お申込み方法

無料相談会の予約はお電話にて受付けております。

予約
電話番号

0422-27-6622

平日10時00分～18時00分(担当:本瀬)

ご予約時に氏名、電話番号、年齢、家族構成、職業、同行者
(人数、続柄)、相談内容をお伺いします。

いただいた個人情報は、当無料相談会開催関係事務以外に
使用することはありません。

お申込み
締切日

定員に達し次第締切らせていただきます。

定員

各回2組 全22組

WEB

<http://www.arts-crafts.co.jp/kakei>

お申し込みに関するお問合せ先

家計管理と生活設計について考える相談会
参加受付事務局

(アーツアンドクラフツ株式会社内)

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-3-6-3F

TEL: 0422-27-6622

FAX: 0422-21-9992

E-Mail: kakei@arts-crafts.co.jp

内容に関するお問合せ先

金融庁総務企画局政策課

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

TEL: 03-3506-6000(内線2793)

FAX: 03-3506-6267

E-Mail: soudannka@fsa.go.jp

主催

金融庁、東京都消費生活総合センター、金融広報中央委員会、日本FP協会、全国銀行協会、
日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会

会場案内 ご来場は公共交通機関をご利用ください。

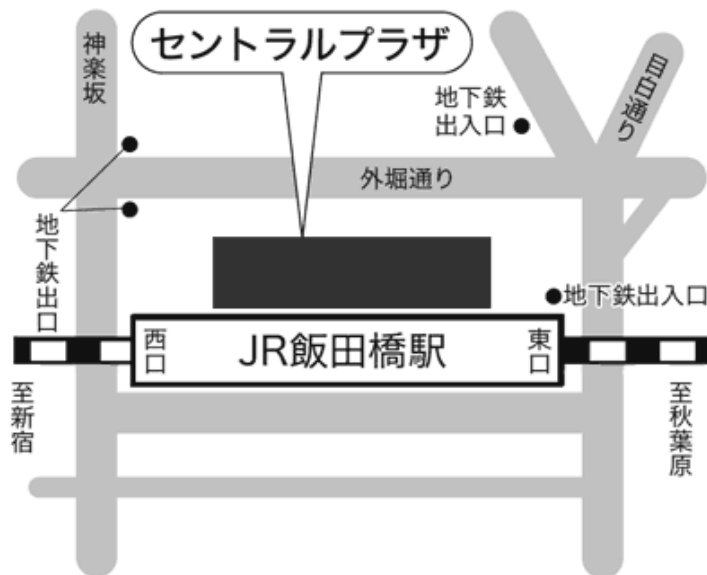
東京都消費生活総合センター(飯田橋)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ15～17階

最寄からのアクセス

- JR飯田橋駅西口
- 東京メトロ東西線・有楽町線・南北線
飯田橋駅B2b出口
- 都営地下鉄大江戸線飯田橋駅B2b出口



基調講演・ミニセミナー申込書

FAXでお申込みの方は必要事項をご記入の上、下記番号まで本用紙をFAXしてください。
※FAXお申込み時に既に定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

申込期限：5月30日(金)

ご氏名			
ふりがな			
年齢		電話番号	
職業			

お申し込みの際に収集した個人情報は、本基調講演、ミニセミナーの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

FAX番号

0422-21-9992

2013年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 川村 正光
(青森県)
・FPとしての知識と経験を活かし、地元FM局で視聴者向けに「家計の見直し」等をテーマとして講師を担当するほか、学生を中心とした金融学習グループの設立に尽力するなど、金融知識の普及に貢献。
2. 小林 洋子
(宮城県)
・主に学生を対象として、「金融トラブルの未然防止」、「社会に出て必要なお金の知識」、「ライフプラン」等を中心テーマとして積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 岡住 貞宏
(群馬県)
・「金融経済」、「消費者問題」、「生活設計・ライフプラン」といった多岐にわたる分野について、中学生から高齢者まで幅広い年代を対象として講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 桶田 勝
(千葉県)
・元金融機関職員としての知識と経験を活かし、「金融と経済」等をテーマとして、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象として講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 豊田 眞弓
(東京都)
・FPとしての知識を活かし、「ライフプラン」、「年金」等について独自に工夫した資料等を用いて講演を行うほか、経済情報誌等でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
6. 満田 正明
(山梨県)
・元金融機関職員としての知識と経験を活かし、「生活設計の必要性」等をテーマとして講演を行うほか、高校生を対象として金融トラブル防止に関する講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
7. 倉島 千徳
(石川県)
・金融経済、財務・会計に関する専門知識を活かし、「金融商品選び」、「財務情報の見方」等をテーマとして講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 帰山 順子
(福井県)
・幅広い年代を対象に、「金融商品の選び方」、「金銭教育」、「生活設計」等をテーマとして講演を行うほか、高齢者を狙う悪徳商法の被害防止講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 南保 勝
(福井県)
・元金融機関職員としての専門知識を活かし、「暮らしと経済」、「私たちの暮らしはどう変わる？」等をテーマとして講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

10. 林 美樹子
(福井県)
- ・高齢者を対象として、「老後の生活設計」等をテーマに自身の経験を盛り込んだ講演を行うほか、子ども向けに「お買い物ごっこ」等の講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
11. 岸本 宏三郎
(愛媛県)
- ・元金融機関職員としての経験を活かし、「金融商品の選び方」、「お金の管理」等をテーマとして講演を行うほか、学校などで消費者教育に関する講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
12. 岩本 好美
(熊本県)
- ・消費生活相談員としての経験を活かし、「悪徳商法対策」、「契約トラブル対策」等をテーマとして、学生から高齢者まで幅広い層を対象に積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
13. 斉藤 信子
(熊本県)
- ・消費生活相談員としての経験を活かし、「悪徳商法対策」、「多重債務防止」等をテーマとして、学生から高齢者まで幅広い層を対象に積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 古河市立諸川小学校
(茨城県)
- ・お金の循環が人々の仕事や生活を支えていることを学ぶ授業の実施のほか、親子金銭体験教室を開催し、児童の金銭感覚を養うとともに、保護者の金銭に関する知識の向上を図るなど、金融経済教育に取り組んでいる。
2. 今治市立大西小学校
(愛媛県)
- ・全学年を対象として、お金や物の使い方に関するアンケートを実施し、結果を学級活動で議論するほか、お小遣い帳の書き方の指導を実施するなど、金融経済教育に取り組んでいる。
3. 大牟田市立白光中学校
(福岡県)
- ・金融経済を学ぶため、生徒自ら地元特産品について、仕入れ価格の設定・商品研究・事前の市場調査・チラシの作成・接客等に携わるなど、金融経済教育に取り組んでいる。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
25/7/18	日本証券業協会	25年8月10日	教育管理職セミナー～これからの『生きる力』を育むために～
25/7/18	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	25年10月～11月	平成25年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
25/7/18	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	26年2月2日	第8回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
25/7/25	愛知県知事 大村 秀章	25年8月1日	2013 あいち消費者教育シンポジウム
25/7/30	(社)投資信託協会	25年9月28日	投信フォーラム2013(福井)
25/8/21	日本証券業協会 日本取引所グループ 東京証券取引所 等	25年9月28日～ 10月26日	平成25年度「投資の日」記念イベント
25/8/21	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	25年10月5日～ 6日	FPフェア2013 上手な暮らしとおかね展
25/10/18	(社)投資信託協会	25年11月23日	投信フォーラム2013(広島)
25/11/11	(社)投資信託協会	25年12月14日	投信フォーラム2013(徳島)
26/1/28	東京都消費生活総合センター	26年3月6日	消費生活セミナー「今から始めよう! 未来の夢に近づく資産形成」
26/2/25	公益財団法人生命保険文化センター	26年5月15日～ 9月10日	第52回中学生作文コンクール
26/3/7	(株)日本経済新聞社	26年4月1日～ 28年12月末日	第1回日経未来投資プログラム
26/3/11	金融広報中央委員会	26年8月1日	2014年度「教員のための金融教育セミナー」
26/4/11	金融広報中央委員会	26年8月～12月	2014年度「親子のためのおかね学習フェスタ」

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
26/4/18	金融広報中央委員会	26年5月20日 ～27年3月20日	第47回「おかねの作文」コンクール(中学生向け)
26/4/18	金融広報中央委員会	26年5月20日 ～27年3月20日	第12回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
26/4/18	金融広報中央委員会	26年5月20日 ～27年3月20日	第11回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
26/5/8	(社)投資信託協会	26年5月31日	投信フォーラム2014(山形)
26/5/8	日本証券業協会	26年8月4日 ～8月19日	教員向け金融経済夏期セミナー
26/5/20	(株)日本経済新聞社	26年5月～ 27年1月	第15回日経STOCKリーグ
26/5/29	全国公民科・社会科教育研究会	26年7月29日 ～31日	証券・経済セミナー
26/5/29	(社)投資信託協会	26年7月5日	投信フォーラム2014(鳥取)
26/6/9	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	26年6月1日～ 10月31日	小学生『夢をかなえる』作文全国コンクール

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
26/4/18	日本証券業協会	26年6月～7月 頃、11月～12 月頃	平成26年度「金融リテラシー習得講座(NISA対応特別編)」